



始





栃木縣商工要覽



はしがき

本書は本縣商工業に關する一般を知らしめる目的を以て、編纂せるものなり。然し一般事務の傍ら、短期間に上梓を急ぎつゝ、編纂せる關係上杜撰の點なきを保せず、加ふるに統計の如きも昭和三年迄のものに止りたるもの多く、且行文の上にも誤りなきを保し難い等遺憾の點あるを免れぬが、本書に依り刊行の目的に添ふことあれば幸である。

栃木縣商工要覽

目次

第一章 總說	
第一節 沿革	一
第二節 位置	三
第三節 地勢	四
第四節 氣候	五
第五節 土地	六
第六節 面積 戶口	八
第七節 生產	一〇
第二章 商工業に關する縣の獎勵施設	一一
第一節 縣の施設概要	一一
(一) 種產獎勵販路擴張	一二

(一) 機業改良に關する施設	三
(二) 輸出綿織物に對する施設	三
(四) 内地向織物に對する施設	五
(五) 動力織機獎勵補助	七
(六) 酿造業の改良施設	八
(七) 製紙の改良施設	九
(八) 烟業の改良	三
(九) 同業組合の事業助成	三
(十) 商工獎勵に開する經費豫算	三

第三章 商工業に關する教育及獎勵機關

第一節 商業學校	三
第二節 工業學校	三
第三節 獎勵機關	七

(一) 商品陳列所	三
-----------	---

(二) 工業試驗所	三
-----------	---

(三) 織物檢查所	三
-----------	---

第四章 商業

第一節 商業の概況	三
第二節 交通運輸	三
第三節 商工會議所及商工會	三

(一) 商工會議所	三
-----------	---

(二) 商工會	三
---------	---

第五章 金融

第一節 銀行業	三
第二節 無盡業	四
第三節 手形交換所	四

第六章 倉庫業

第七章 會社	四
第八章 場	四

第九章 工業

業

(一) 工產總額	九
(二) 工場數	五
(三) 主なる工場	吾吾吾吾吾
(四) 工產物の數量及價格	五五五五五
第一節 足利織物	七
第二節 佐野織物	八
第三節 結城紬織物	七
第四節 鑄物	八
第五節 漆器	九
第六節 陶磁器	十
第七節 麻製品	十一
第八節 紙類	十二
第九節 木片	十三
第十節 石灰	十四

第十一節 懷爐	灰
第十二節 生糸	糸
第十三節 宮染	染
第十四節 亂等	等
第十五節 干瓢	瓢
第十六節 指物及樽、桶類	モ
第十七節 土管及瓦	瓦
第十八節 桿	モ
第十九節 皮革製品	モ
第二十節 草履	履
第二十一節 線香	香
第二十二節 履物類	履
第二十三節 植物油	油
第二十四節 清酒	酒

第二十五節 醬 油、味 咄.....

第二十六節 其の他の工產品.....

第十一章 特產及名產品.....

第十二章 各種組合.....

第一節 產業組合.....

第二節 農業倉庫附米券倉庫.....

第三節 同業組合.....

第四節 酒造組合.....

第五節 準則組合.....

第十三章 商工關係諸規程.....

(附錄) 栃木縣名勝案內

一名 賽 舊 蹟.....	一
二 史蹟名勝天然記念物.....	二
三 老 樹、名 木.....	三
四 山 岳、高、平 原.....	四
五 瀑 布、湖 洼.....	五
六 溫 泉.....	六
七 公 園 及 遊 園 地.....	七

栃木縣商工要覽

第一章 總 說

第一節 沿 革

下野の國は上野の國と共に毛野國と稱したる地にして、後分れて下毛野國となり毛を省きて下野となれり。今尙上野と共に兩毛と呼ばれつゝあるは之れに據るものなり。崇仁天皇の時皇子、豊城入彦命の皇孫 御諸別王の統治する所となれり。

仁德天皇の朝 豊城入彦命四世の孫奈良別に至りて始めて國造を賜ふ。下毛野國の東北には別に那須國造あり、又東南なる結城、猿島等の地は總國に屬するものなれども、毛野國の繁榮せしときは一族此の邊に蔓延せり。

國郡制定後國府を都賀郡に置く、天慶年中藤原秀郷下野の介たり、平將門を誅し功を以て州の守介に任し押領使を兼ね都賀郡小山城に居り小山氏と稱す。秀郷十二世の孫朝政、此の國の豪族宇都宮朝綱、那須宗隆等と共に源賴朝に從て功あり、賴朝宗隆に那須郡を與へ、朝綱の子孫は宇都宮に居り小山氏と相代りて國守に任す。朝政の弟宗政は芳賀郡長沼に住し、其の子孫長沼と稱す。源義家の孫義康は足利に居り、八世尊氏に至り兵を率ゐて西上す。建武中興の時、朝綱八世の孫宇都宮公綱王事に勤めて守護に任せらる。既にして公綱の子氏綱は足利に屬し小山朝氏は官軍に從ひ子孫に至る迄結城氏と共に宇都宮氏と相争ひしが、永徳二年足利氏満と戰つて敗死す。足利氏乃ち結城基光の二子泰朝をして小山氏を繼がしむ、後小山、宇都宮、長沼、那須及結城の諸氏は豪族と稱して各鎌倉八館の一に列す。

足利成氏の兩上杉と相争ふに及び長沼成宗氏を救ひて敗れ、宇都宮氏獨り兵威強く州主と稱したりしが、天文年中那須氏と戰ひて大に敗れ諸族稍々那須氏に歸屬す。北條氏亦南境を略し、宇都宮氏益々衰ふ。豊臣秀吉の小田原城を征するや、那須氏の地を收めて那須氏の家臣大關高増を那須郡黒羽に、大田原晴清を大田原に封し、那須氏をして僅に福原に食ましむ。宇都宮國綱獨り其の舊封

を全ふせしが、慶長二年罪を蒙りて幕府其の地を蒲生秀行に賜ふ。關ヶ原の役後、徳川氏其の地江戸の要衝に當るを以て秀行を會津に徒し譜代の臣奥平家昌を封す。寶平年中奥平氏轉じて戸田忠眞封せらる。其の他封を受くる者、烏山（大久保氏）壬生（鳥居氏）足利（戸田氏）佐野（堀田氏）吹上（有馬氏）高徳（戸田氏）あり、總て九藩を以て明治維新に及ぶ。

明治元年六月始めて下野國に眞岡知縣事を置き、舊幕府眞岡代官支配地八萬石を管す。同二年二月知縣事を廢し、日光縣を置き、舊知縣事の管地及日光神領地其他二百八十社領地四百三十六旗下の采邑並濱松、嚴原、高徳三藩の交換地一橋、山内、喜連川、三藩の奉還地を合せ管す。同四年七月藩を廢し、縣を置き、諸藩悉く縣となる。同年十一月各縣を廢し、更に栃木、宇都宮の二縣を廢し、栃木縣に併せ、同九年八月上野の三縣を群馬縣に屬せしめ、下野一圓を以て栃木縣の管轄とし縣廳を栃木町に置きたりしが、同十七年一月之れを宇都宮に移し以て今日に及べり。

第二節 位 置

本縣は下野國二市八郡を管轄し、東は茨城縣、西は群馬縣に南は茨城、埼玉、群馬の三縣に、北

は福島縣に境す。北緯三十六度十二分より同三十七度八分に達し、東經百三十九度二十二分より同百四十度十八分に及び、東西に狭く南北に長くして、東北西の三面は、山岳重疊して山林原野に富み、西南部は所謂關東平野に連亘し耕耘の地に乏しからず、總面積は四百十八方里九、東西十九里南北二十五里に亘り交通運輸の便開け、鐵道は從横に貫通し其の延長二百六十二哩に及び、其他電車、軌道、車馬の便整はり殊に近年に至りては自動車の交通著しく發達せり。氣候風土亦各種の物産の扶殖に適應するを以て、前途に洋々たる餘裕を存し、大に發達を見るべきを疑ばざるなり。

第三節 地勢

本縣は三面山岳重疊して北は帝釋山系那須火山彙を以て岩代、磐城に東は八溝山系を以て常陸に西は足尾山系を以て上野に堺し南の一半は下總に堺す。土地の最も高き處は奥白根山にして海拔八千五百六尺、最も低きは下都賀郡藤岡町大字下宮地内にして海拔四十尺なりとす。

而して那須の活火山、日光、高原の熄火山、皆何れも高峻秀拔を極め、就中日光火山彙中の黒髮山（男體山、二荒山）の如きは圓錐形狀の標的死火山を成し、其の近傍には温泉湧出し亦鑛產物の

產出歟からず、日光、鹽原、又は鬼怒川谿谷の絶景も概ね火山作用に依りて生成せしものなり。地勢は西北に高く、山脈の趨勢亦之に従ふ。八溝山系の中には其の系を横斷して石灰層を露出せる所あり、足尾山系の上、下都賀郡安蘇郡に蜿蜒たるものゝ中には石灰岩を包容するものあり、河川の大なるものは概ね源を以上の諸火山彙中に發す。那珂川は那須火山彙に發し鍋掛村の東南端に於て南曲し、高原火山彙より發する諸川を合し常陸に至りて東海に注ぐ。鬼怒川は日光火山彙の西北部に發し河内郡豊岡村、鹽谷郡藤原村の間に於て日光山彙より發する大谷川を合し、縣の中央を貫流して下總に入り利根川に注ぐ。渡良瀬川は源を足尾山中に發し群馬縣地内を東南流し、再び本縣に入り、足利安蘇下都賀の南部を流れ利根川に合す。思川は上都賀郡古峰山、横根山脈中に變じ東南流して渡良瀬川に入る。以上諸川は皆舟筏の便あり、平地は概ね火山岩層或は洪積層にして沖積層少く、地味の豊沃なるは以上の諸川の沿岸に多し。原野の著名なるものは那須野ヶ原、大野原等高原は戰場ヶ原、野州原等にして其の他各所に散在し、原野は年と共に開墾せられつゝあり。

第四節 氣候

六

本縣は海岸を距る稍遠きを以て、氣候の變化は幾分大陸的傾向を有し、寒暖の差稍大なり。而して南部の足利、佐野、栃木及真岡は年平均溫度十三度餘、中部の宇都宮、鹿沼附近は十二度餘、北部の矢板、大田原は十一度餘、山間部の日光、足尾地方は約十度、中宮祠は六度半を示す。又盛夏に於ける最高溫度は南部に於ては概ね三十六度に達し、中部は三十四度乃至三十五度、北部及び日光、足尾は三十四度、中宮祠は二十八度を示し、冬季に於ける最低溫度は南部は冰點下八度、中部以北は概ね冰點下十度内外となり、中宮祠は冰點下二十度に降ることあり。降水量は南部に於ては年量一千耗乃至一千二百耗、中部及北部に於ては一千五百耗乃至一千八百耗、山間部に於ては二千耗を超へ、日光及中宮祠は一千四百耗に及べり。

第五節 土地

本縣に於ける土地の所有別を示せば、御料地二萬一千六百六十一町六段、國有地十二萬七千九百六十町六段、諸官有地九千九百八十六町九段、民有地三十七萬八千四十二町三段、總計五十三萬七千六百五一町四段にして、之を地目別に付總面積に比較するときは、林野の三十五萬七千九百五十一町四段をして、内男五十三萬六千二百四十五人、女五十五萬四千八十人即ち男百人に對し女百三人三分の割合に相當す。世帶數は二十萬百五十三にして一世帶四段にして、總面積の二割七分を占む。而して官有地は總面積の約三割に相當せり。

第六節 面積戸口

本縣の總面積は四百十八方里にして内最も廣きは那須、塙谷、上都賀の三郡にして、次ては下都賀、芳賀、河内の三郡にして、最も狹きものは足利、安蘇の二郡なりとす。大正十四年國勢調査の際に於ける現住人口は百九萬四百二十五人にして、内男五十三萬六千二百四十五人、女五十五萬四千八十人即ち男百人に對し女百三人三分の割合に相當す。世帶數は二十萬百五十三にして一世帶

當の人口は五人四分四厘に相當す。更に一方里の平均人口を見るに二千五百九十八人にして、人口最も稠密なるは、宇都宮、足利兩市に次ては足利、下都賀兩郡にして最も稀薄なるは塙谷郡なりとす。今其の細別を表示すれば次の如し。

		郡	市	世帶數						
		男	現	住	人	口				
		女			計					
付	女百男に									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九
七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七
五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五
三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四	三
一	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二</td			

第七節 生産

本縣に於ける各種生産物の生産状勢を窺ふに、昭和三年に於ける生産總價額は一億六千二百二萬六千六百二十六圓にして種別毎の產額左の如し。

農産物	七六、四六〇、八五〇圓
畜産物	三、二七二、〇四一圓
林産物	七、〇一五、二五三圓
鑛産物	一四、三九四、一八八圓
水産物	三七二、五三三圓
工產物	六〇、五一、七六一圓
合計	一六二、〇二六、六二六圓

亦最近十二ヶ年間に於ける之が状勢は別表の如し。

最近十二ヶ年間に於ける生産物總價額

年次	農産	畜産	林産	鑛産	水産	工產	計
大正六年	四八、四二、〇八二	一、〇三〇、二九〇	五、五二、二九八	二〇、九九、三三四	二五、一七七、一七六	二六、三九、四二六	七六、四六〇、八五〇
七年	九一、六三、三〇八	一、六八九、三九一	一〇、一五二、六七七	八、二六六、六五五	二七、三三	八五、七四、八四四	三、二七二、〇四一圓
八年	一三〇、一三八、五七〇	二、七三五、五七三	一六、九一六、四三三	一五、四六三、一三〇	三三、六五三	二七、七九〇、〇二二	三、二七二、五三三圓
九年	一〇四、三三八、三四九	三、二三〇、八〇三	一五、六九二、〇五七	七、六〇四、〇八一	九〇、一〇〇、六六六	三二、三五九、七五〇	六〇、五一、七六一圓
十年	九四、六三、六五三	三、七三九、四三三	一五、三五二、六五五	七、九六八、一七〇	四六、八〇六	二二、三七一、七四二	一六二、〇二六、六二六圓
十一年	八六、四四六、八〇九	三、七八二、二六二	一七、七三六、〇七〇	七、九六八、一七〇	四九、六、四三〇	一〇、四二、七一八	一〇、九一五、二五三
十二年	八六、六三、五四二	三、六五、五九二	一七、七三六、〇七〇	一〇、九六六、三九二	六五〇、一六三	二二、三二、〇四六	一四、三九四、一八八
十三年	八六、七三八、九七〇	三、六五、五九二	一二、一六七、七一〇	一一、七四八、五五四	五二一、七二五	二二、二三、〇四六	二二、三四九、九六六
十四年	八六、七九、元二	四、〇三九、五五二	一二、一六七、七一〇	一一、七四八、五五四	九九、六、九三七	二二、一三二、〇四六	二二、四五七、九六六
十五年	八六、四六〇、八五〇	三、七〇三、五五二	一〇、六九、七三二	一一、九〇三、五二〇	五〇五、三九四	一八、〇三三、五二〇	三七三、五三三
十六年	八六、五〇九、六七九	三、七〇七、二六六	一〇、六九、七三二	一一、九〇六、三九二	四九六、三九〇	一〇、九六六、三九二	三〇、五二一、七六一
十七年	八六、四六〇、八五〇	三、七〇七、二六六	一〇、六九、七三二	一一、九〇六、三九二	六五〇、一六三	一一、七四八、五五四	二六二、〇二六、六二六
十八年	八六、四六〇、八五〇	三、七〇七、二六六	一二、一六七、七一〇	一一、九〇六、三九二	九七、二五六、九七五	二二、一九七、〇一〇	二六二、〇二六、六二六
十九年	八六、四六〇、八五〇	三、七〇七、二六六	一二、一六七、七一〇	一一、九〇六、三九二	八六、一四六、九四五	二二、一九六、二〇一	二六二、〇二六、六二六
二十年	八六、四六〇、八五〇	三、七〇七、二六六	一二、一六七、七一〇	一一、九〇六、三九二	六〇、一九六、九四四	二二、一九六、二〇一	二六二、〇二六、六二六
廿一年	八六、四六〇、八五〇	三、七〇七、二六六	一二、一六七、七一〇	一一、九〇六、三九二	四〇五、三九四	一八〇、元四、〇七二	二六二、〇二六、六二六
廿二年	八六、四六〇、八五〇	三、七〇七、二六六	一二、一六七、七一〇	一一、九〇六、三九二	三七三、五三三	一六二、〇二六、六二六	二六二、〇二六、六二六

第二章 商工業に關する縣の獎勵施設

第一節 縣の施設概要

(一) 殖產獎勵販路擴張

商品の改善及販路の擴張を圖らんとするには、需要地の關係、取引上の調査、嗜好變遷の狀況、競爭生産地の狀態等各方面より調査研究を爲さしめ、改善の機會を與ふるにあらざれば其の目的を達成することを得ざるを以て、此の種視察上に關しては相當援助を與ふる必要ありとし、又各種品評會、共進會、展覽會等臨時に生じたる施設に對しても、當業者のみの力に依つて實行困難なる場合は相當經濟的援助を與へ、助成するの必要あり。而して本縣に於ては從來販路の開拓に關し何等積極的の施設を行ふことなかりしを以て、當業者自ら販路を求むるの外方法なきも、生産額僅少の企業家に在りては、多大の費用を要すべき販路の開拓を自ら行ふこと能はず、僅に足利、佐野の如き織物主產地に於ては組合の力に依り、販路開拓の方法を講じつゝあるに過ぎず、故に本縣工產品

にして相當の方法を講ずるときは、販路を開拓し得べきものありと雖、現狀にては只世運の成行に放任するの外途なき狀態なりき。

然るに近來各府縣に於ては縣吏員を主なる需要地又は販路開拓の望みある地に駐在せしめ、或は巡回展覽會に或は見本市展覽會の名稱の下に競ふて販路開拓に腐心し居るを以て、本縣に於ても之に對し相對抗するの策を講ずるに在らざれば、從來の販路と雖蠶食せらるゝに至るべきを以て、之れが販路を求め振興を圖らんが爲、主要需要地及將來需要を喚起し得るの望みある地を選定し販路開拓の方法を講じつゝあり。

(二) 機業改良に關する施設

本縣に於ける機業組織は、古來より頗る複雜多岐にして、部分的に數段の工程を經るにあらざれば、製品化せず爲めに其の間、製品の統一を缺くのみならず、不正手段を施し得べき機會甚だ多きが故に、製品を統一し聲價を持続すること困難なる狀態に在り。曩に縣令を以て機業取締規則を發布し貨業者間の不正防止に努めたるも、傳統的の弊風は容易に艾除することを得ず、爲に織物同業

組合に於ては製品の検査を行ふと同時に、不正防止關係の専任取締員を設置し其の任に當らしめ居ると雖、組合員にあらざる業者に對し定款の規定を準用すること能はず、隨て其の成績思はしからざるものありき。之れ素より織物製造業者の自覺せざる結果に外ならずと雖、濱松、名古屋、福井地方の如きは本縣產織物に模倣したる優良製品の產出に腐心し居るを以て、現在の狀態に放任せんか之等の地方に壓倒せらるゝは炳を見るより明なる事實なるを以て、從來の弊風を改善し優良品の生産を策せんが爲、機業取締規則の改正を行ひ一面同業組合に於て行ふ検査を監督し、聲價の維持に努め其の振興を期せんが爲め、大正十五年度より専任監督二名、兼務監督員二名を置き其の任に當らしめたる結果漸次成績の見るべきものありと雖、尙一層監督の嚴重を期する必要あるを認め昭和二年八月一日より監督員二名を増員し、更に從來の經驗に徴し、不備の點を縣令に追加し且つ同業組合の活動を促す等、種々なる施設を爲したる結果、其の實蹟見るべきものあるに至れり。就中從來縣南機業地に於ける、地方的惡習たる製絲委託作業に依る殘絲横領の弊風は漸次矯正せらるゝに至り、其の結果製品亦改善せられ横麻織の產地足利郡吾妻村の如きは其の成績顯著なものゝなり。又佐野地方に於て生産せる綿縮織は、從來一機（五疋掛）に對し緯絲二貫五百匁乃至二貫六百

匁を貲織業者に渡すを以て普通とせしが、近時二貫三百五十匁乃至二貫四百匁を渡し、而も以前に優る良品の生産を見るに至りし等幾多の實蹟着々として現はれ、本縣織物の改善上資する所多大にして將來一層本則實施の徹底を期せんとしつゝあり。

（三）輸出綿織物に對する施設

（イ）毎點検査の實施

輸出綿縮は、本縣織物中輸出品として、前途有望なるのみならず、本邦第一位の生産地たるに拘はらず、曾て甚敷粗製濫造に陥り需要地の信用を失墜し、將來寒心に堪へざるものありしを以て、之れが改善の急務なるを認め、大正元年主產地たる佐野織物同業組合をして多數當業者の反対を制して毎點検査を實施せしめたり。其の後製品の信用を恢復し今日の盛況を見るに至れり。更に足利地方に產出する輸出綿織物に對しても統一するの必要を認め、大正五年中足利織物同業組合をして毎點検査を開始せしめ、佐野織物同業組合と同一歩調を探らしめたり。

（ロ）検査方法

組合定款中製織標準の規定を設けしめ、製品の種類に従ひ経絲數、緯絲數、長巾、量目、原絲の番手及撚絲度數等を定めしめ、之に依り検査を行はしむるものにして、瑕疵汚染の有無を參照し合格、不合格を決定し、缺點の著しきものは沒收し、其の他は過怠金を徵するの制を探らしむ。而して足利、佐野兩地方を通じて生産の最も多きは特優、優等、松、竹、梅、星等の記號のものにして之等品種に對しては兩組合共全く同一規定とし、又一般検査施行上に付ては毎月検査主任者の打合會を開かしめ、機業監督員之に臨席し違算なきを期し居れり。

(ハ) 検査の主體の變更

輸出綿縮に對する同業組合の検査は前述の如くにして、其の成績顯著なるものありと雖更に綿ネル、小倉織等一般輸出綿織物を合せ重要輸出品に對する政府の取締方針に従ひ、全國を統一せる機關に依り検査を行ふの必要を認め、主務省勸奨の下に全國に涉る四十有餘の同業組合を聯合日本輸出綿織物同業組合聯合會を組織せしめ、一方農商務省令を以て、同業組合聯合會又は道府縣の検査に合格したるものゝ外輸出を禁止する旨の取締規則の發布ありてより、聯合會は大正八年十一月一日を以て検査を開始し、足利、佐野の兩組合は聯合會支部の名義を以て検査事務を繼續するに至れり。

而して検査の方法は大體に於て從前に異ならざるも、從來の検査は生機検査のみなりしを、染色整理及漂白等加工後に於ける検査をも行ふことゝし、製織標準に付ても幾分の變更を見たり。

(四) 内地向織物に對する施設

(イ) 每點検査の實況

織物は本縣工產品中嶄然として一頭地を抜き重要な物産にして、指導宜しきを得んか年次販路を開拓すること困難ならざるのみならず、足利地方は他產地の追従を許さざる新工夫を案出する獨特の技術を有し居るも、賣行良好の製品は直に粗製濫造に陥る最も厭ふべき弊風あるを以て、大正四年以來之れが検査を實行せしめ居ると雖其の方法抜取検査なるを以て殆ど形式に流れ徹底を期することを得ざる傾あり、製品の信用を恢復することを得ず、爲に此の儘に放任せんか本縣機業の衰微實に寒心に堪へざるものありしを以て、大正十二年中足利、佐野の兩同業組合當局を勸奨し毎點検査の制に改めんと計畫し、標準規定を制定し之を組合會の議に附せんとしたるに、足利に於ける

當業者中就中小生產業者中に其の精神を誤解したる者あると、當時の組合當局に反感を有し居りたる結果結束して之に反対の氣勢を示し、改正定款上程の組合會は、警察官の臨場を求めて開會するの止なき結果となり將に議事に入らんとするに際し、傍聴席に在りし反対者は議場へ闖入し組長及副組長を面責し、場外に在りし反対者と相應呼し組合會を混亂に陥れ警察官の制止も其の効なく、椅子、机等を破壊し組合會を中止するの止むなきに至らしめたりしも、其の後縣と組合當局と極力鎮撫し、其の精神を了解せしめ、大正十三年十月一日より之が實施を見たり。

(ロ) 檢査の方法

佐野及足利組合同一の製織標準を定款に規定せしめ、検査場に於て整理前毎點に之を検査し、合格、不合格を決定し違反者に對し過怠金を科し、或は不正品に對しては沒收を爲す等、輸出綿織物に對する検査と殆んど同一方法に依り之れを施行し居れり。

(ハ) 檢査の効果

毎點検査實施以來當業者に於ても優良製品の產出に腐心し、織物の種類別に申合せの検査機關を設け検査を行ふ等、同業組合の検査と相提携し改善に努めつゝある結果と一面縣は機業監督員をして

て其の検査を監督し居る結果製品の向上著しきものあり。

(五) 動力織機獎勵補助

本縣に於ける織機は手織機或は足踏機に依るもの其の大部分にして、力織機を設備せるもの少數なるを以て、各其の生産能率及製品を比較するときは、手織機及足踏機に依るものは、其の製品不統一に陥り易く、且つ勞銀の關係は到底力織機の不廉なるものと比較すべくもあらず、何れの點より見るも、力織機を設備するの得策なるを痛感しつゝあり、然れども本縣に於ける機業家の多くは小資本に依るもの、又は農家の副業として機織に從事せるもの多數あるを以て、俄に動力織機に改善するの困難なるを察し、大正十五年四月縣令第五十三號を以て動力織機獎勵規程を設け、織機購入設置の助成を爲し、以て之れが機運の促進に努めつゝありしに、其の成績極めて良好にして大に見るべきものあり。

(六) 釀造業の改良施設

本縣は古くより關東地方に於ける銘醸地として知られ、從來優清酒の釀出に乏しからざりしも、之が改善を加ふる餘地亦少しとせず、故に去る大正三年度より縣に斯業専門の技術員を設置し、専ら改善の途を講じつゝありたる爲、近來改良の蹟顯著にして本縣清酒の聲價頓に昂り、東京市場に於ても漸次重きを爲すに至れり。

醤油に就ては縣に於ける獎勵と當業者の自覺と相俟ちて、機械力應用等に依り漸次大量生産者の數を増加すると共に、其の品質に於ても逐年向上しつゝあり。

(七) 製紙の改良施設

本縣に於て生産せらるゝ和紙の大部分は「西ノ内」紙なりとす。古來其の雅致ある特質を採用され、全國に其の名聲を博したるを以て、之れが特長保持に努め來たりしも、世は一般に實質強靭にして價額の低廉なる紙を要求し、外觀美の如き多く間はざる所となりたるを以て、自然の推移に放任せんか、本縣製紙業の衰退知るべきを以て、大正三年度より製紙に關する専門技術員を縣に常設し、専ら斯業改良の任に當らしめたり。即ち從來の「西ノ内」紙の特長を保持すると共に一面需要の製造等を獎勵しつゝあり。

(八) 窯業の改良

本縣の陶器は東北地方に於ける唯一の生産地たるのみならず、陶土優良にして且つ頗る豊富なるを以て、相當指導を加へ時代に適應すべき製品の產出を爲すときは其の產額を增加することを得るも、優秀なる指導者なき爲舊來の製法に依り製法するの外途なく、年々產額減少の傾向にあるを以て、昭和二年より主產地たる芳賀郡益子町立陶器傳習所に對し、縣費を補助し優良徒弟の養成に努めしめつゝありしも、更に昭和三年度より斯業専門の技術員を縣に常設し、以て之れが指導獎勵の任に當らしめつゝあり。

(九) 同業組合の事業助成

本縣に於ける商工關係の同業組合は其の數十組合にして、其の内左記組合に對しては縣費の補助を交付し、組合事業の助成を爲すと共に一面各種事業の施設を促し、以て組合設置の目的達成に努めつゝあり。今昭和五年度に於ける概況を擧ぐれば別項の如し。

組合名	主ナル施設事業	縣費補助額
栃木縣干瓢商同業組合	及品評會ノ開催、販路ノ擴張、組合員ノ表彰、講話會	一四〇圓
野州石灰製造同業組合	製品検査、製品ノ改良、販路ノ擴張、雇員及職工等ノ表彰	一四〇圓
栃木縣穀物商同業組合	取引上ノ保護改善、組合ノ功勞者表彰	一五〇圓
栃木縣懷爐灰製造同業組合	製品検査、製品ノ品質改善、取引上ノ保護改善、販路ノ擴張、組合功勞者ノ表彰	二〇〇圓
栃木縣蕊繩移出同業組合	製品ノ品質改善、販路ノ擴張、組合功勞者ノ表彰	一四〇圓

(十) 商工獎勵に關する經費豫算 (昭和五年度)

歲出經常部

第九款 勸業費	六四九、〇四〇
第九項 移出織物検査所費	五、一四六
第一項 第二目 雜業	二、九六〇
第一項 第三目 所修繕	一、三三三
第一項 第四目 修繕	八一九
第一項 第一目 修理	四五
第二項 第二目 雜業試驗所費	三八、二三五
第三項 第二目 場場	一、四九八〇
第四項 第二目 費給	一三、五三八
第五項 第二目 費給	九、五八七

第一項 勸業諸費	第二項 勸業諸費	第三項 商工員費	第四項 修繕費
第一項 勸業諸費	第二項 勸業諸費	第三項 商工員費	第四項 修繕費
第一項 勸業諸費	第二項 勸業諸費	第三項 商工員費	第四項 修繕費
第一項 勸業諸費	第二項 勸業諸費	第三項 商工員費	第四項 修繕費
第一項 勸業諸費	第二項 勸業諸費	第三項 商工員費	第四項 修繕費

第一項 勸業諸費	第二項 勸業諸費	第三項 勸業諸費	第四項 修繕費
第一項 勸業諸費	第二項 勸業諸費	第三項 勸業諸費	第四項 修繕費
第一項 勸業諸費	第二項 勸業諸費	第三項 勸業諸費	第四項 修繕費
第一項 勸業諸費	第二項 勸業諸費	第三項 勸業諸費	第四項 修繕費
第一項 勸業諸費	第二項 勸業諸費	第三項 勸業諸費	第四項 修繕費

二六

第三章 商工業に關する教育及獎勵機關

第一節 商業學校（昭和四年十二月末日現在）

校名	所在地	創立年月	科別	入學資格	學級	定員	學年
栃木縣立宇都宮商業學校	宇都宮市今泉町	明治四十一年四月	商科	尋常小學	一〇	五〇〇	五年
宇都宮市立鹿沼農商學校	上都賀郡鹿沼町	大正十年四月	農科(省立)	尋常小學	三	二五〇	五年
佐野商業學校(町立)	宇都宮市清水町	明治三十一年五月	商科	尋常小學	六	三〇〇	三年
栃木商業學校(町立)	下都賀郡佐野蘇町	大正十一年六月	商科	尋常小學	六	三〇〇	三年
栃木縣宇都宮實業學校(私立)	宇都宮市戶祭町	明治四年二月	商科	尋常小學	九	五〇〇	五年
栃木縣葛生農商學校(財團法人)	葛生蘇町郡	大正十四年十月	農科(省立)	尋常小學	一五〇	五年	三年

第二節 工業學校（昭和四年十二月末日現在）

第三節 嘉勵機關

(一) 商品陳列所

本縣生産品の改善、販路の擴張を圖る爲には商品陳列所を設置し、商品見本及參考品の陳列展覽生産品に關する各種の調査、商取引に關する紹介、展覽會及共進會の開催等、生産品の改良發達に必要なる施設の必要を認め、大正十年の通常縣會に於て三ヶ年の繼續事業として建築費の決議を得たりしが、敷地其の他の關係上着工し得ざりしも、大正十五年十一月に至りて、其の一部に公會堂の設備を加へることとなり、昭和二年五月縣廳前に地を定め建築工事に着手し、以來順調に工事の進捗を見、昭和三年三月末を以つて完成するに至れり。

第三章 商工業に關する教育及獎勵機關

品陳列所及附屬公會堂使用規程を發布し、全年四月一日より事務を開始し今日に及べり。

建物は鐵筋コンクリート二階建にして、附屬公會堂を合せて建坪三百四十坪、延坪六百餘坪にして、敷地面積は二千三百九十六坪なり。尙事務所建坪は九三坪餘にして延坪は二三一坪なり。

建築費及設備費は

建築費	拾六万九百八拾八圓
設備費	六万六千五百參拾七圓

而して商品陳列所の業務概要を舉ぐれば左の如し。

- 一、商品見本及參考品の陳列展覽
- 二、商品の試賣
- 三、生産品に關する各種の調査
- 四、商取引に關する各種の紹介
- 五、圖書其の他刊行物の發行蒐集及展覽
- 六、產業上必要なる意匠圖案の研究及調製

栃木縣出品協會

栃木縣出品協會は、栃木縣商品陳列所へ出品せる者を以て組織せる團體にして、商品陳列所とは唇齒輔車の關係なり。昭和三年七月の創立にして、日淺しと雖も商品陳列所と相提携して、各種事業に向つて着々計畫實行しつゝあり。

(二) 工業試驗場

本縣工業試驗場は足利市西宮町に在り、大正十年の通常縣會に於て建築費十三萬餘圓（内機械購入設備費五萬圓）を以て建築すべく可決され翌年建築に着手し、同十二年本館及圖案部並に小使室を建築し、十三年六月場長就任と共に工場の建築並に器具器械の一般を決定し爾來設備の完成に努

め、大正十五年十月二十一日を以て落成式を挙行し、各般事業の開始を見る運びに至りたるものなり。本場建築物の總建坪は五百六十九坪五合餘なり。

尙明治三十九年の開設に係る本縣圖案調製所は、大正十三年四月一日工業試驗場事業一部の開始と共に之を廢止し、同場の一分科として専ら圖案の調製及當業者指導の任に方りつゝあり。

同場に於ける事業の一般は左の如し。

- 一 染織に關する試験及研究
- 二 圖案の調製及配付
- 三 見本品の配布
- 四 講話、傳習及指導
- 五 染織に關する機械器具の検定
- 六 染織に關する原料及製品の分析試験鑑定加工
- 七 意匠、圖案並染織に關する製作技術の質疑應答
- 八 其の他必要な調査研究

其他工業練習生を置き、將來本縣に於て染織業に從事せんとする者にして、年齢十四歳以上にて尋常小學校を卒業者又は之と同等以上の學力を有し、現に本縣内に住居し居る者より採用しつゝあり。之れが定員は毎年場長に於て定む。

(三) 栃木縣織物検査所

栃木縣織物検査所は昭和五年五月二十日の設立にしてこれを足利市に、同出張所を足利郡小俣町に設立せり。之れより先昭和二年十一月十五日足利市に於て移出織物検査所を設立し、朝鮮移出織物を検査したりしが、栃木縣織物検査所の設立と共に之を廢止せり。

本所に於ける主なる事務は、本縣に於て生産し又は本縣に移入したる移出織物及輸出入人造絹絲織物を検査し、粗製濫造の弊風を矯正し、以つて製品を改良して、擴張各地の信用を確保せんとするものなり。

第四章 商業

第一節 商業の概況

本縣は海運に恵まれざりしを以て、往時海河を利用し唯一の運輸機關となしたる時代に在りては、僅に縣南地方に於て境川を利用して江戸との貨物の取引を爲すことを得たるも、縣北地方に在りては此等の天恵なかりしを以て殆んど商業として見るべきものなかりしなり。其の後鐵道の開通に依り運輸の業發達するに伴ひ産業漸く勃興し物資の集散繁劇を加へつゝあるも、傳統的に縣南地方最も殷盛を極む。

第二節 交通運輸

本縣は周圍陸を以て環らし加ふるに利用すべき河川に乏しかりし爲、昔時に於ける交通運輸は殆

んど陸路に依るの外途なかりし状態なりしを以て、現在に於ても船舶としては僅に船鑑札規則に依るもの一艘に過ぎず、鐵道に在りては近來長足の發達を遂げ現在に於ける線路左の如し。

國有鐵道

東北本線 東京より青森市に至る線路にして縣の中央を貫通す。

兩毛線 群馬縣高崎市より桐生市、足利市を経て下都賀郡小山町に至る線路にして縣南の中央を貫通す。

水戸及眞岡線 水戸線は下都賀郡小山町を起點とし茨城縣眞壁郡下館町を經由し水戸市に至り、眞岡線は下館町より分岐して芳賀郡茂木町に至る。

日光線 宇都宮市を起點とし上都賀郡日光町に至る。

烏山線 鹽谷郡寶積寺を起點とし那須郡烏山町に至る。

私設鐵道

東武線 東武鐵道株式會社の經營に係り伊勢崎線は東京市淺草驛を起點とし、群馬郡邑樂郡館林町を経て足利市に入り、群馬縣伊勢崎町に至る葛生線は館林町より分岐し安蘇郡佐野町に入り同郡葛生町に至る。又埼玉縣杉戸町より分岐する日光線は、栃木、鹿沼町を経て日光に至つて居る。

東武鐵道 東武鐵道株式會社の經營に係り那須郡西那須野驛より起點とし、同郡那珂村小川に至る下野電氣 下野電氣鐵道株式會社の經營に係り上都賀郡今市町より新藤原に至るものと同線の中央驛高徳より分岐する矢板線は天頂を経て矢板に至る。

鹽原電車 鹽原電車株式會社の經營に係り東北本線より鹽原溫泉の連絡を圖り敷設せるものにして、那須郡西那須野驛より鹽原町に至る。

日光電車 日光驛より中禪寺に至る。

第三節 商工會議所及商工會

(一) 商工會議所

本縣に於ける商取引盛にして經濟上須要の地位を占むる宇都宮市及栃木町に設置しあり。足利市に於ても之が設立計畫を進めつゝあるを以て近く實現の運びに至るべし。

兩會議所は貨物の集散、產額、運搬、交通の便否、金融の緩急等を内査し、當業者の指導機關として商工業發達の爲寄與する所大なり。

今之が事務所、位置を示せば左の如し、

會 議 所 名	事 務 所 の 位 置	設 立 年 月
宇都宮商工會議所	宇都宮市旭町	明治二十六年八月
栃木商工會議所	栃木町入舟町	明治六年七月

(二) 商 工 會

商工業者を以て組織せる商工會は其の數九にして主なる事業は、營業上の弊害を矯正し諸般の改良發展を圖ること、先進都市の產業視察、營業上の知識普及、商工業に關する諸紹介を爲すこと、各種の調査、勤績從業員の表彰並に慰安會の開催等にして其の名稱左表の如し。

名 称	事 務 所 位 置
足利市商業聯合會	足利市役所内
伊勢町商業會	足利市伊勢町
小山町商業會	下都賀郡小山町一二六
石橋町工商工組合會	同郡石橋町
田沼町商工業聯合會	安蘇郡田沼町
寶積寺商工組合會	塩谷郡阿久津村寶積寺二、三六六ノ一九
小川商工組合會	那須郡那珂村
真岡町商業組合會	芳賀郡真岡町
佐野商業協同組合會	安蘇郡佐野町役場内

第五章 金 融

本縣に於ける金融は普通銀行二十二、特殊銀行二、縣外銀行の本縣内支店數一、無盡業者三、信用組合百六十の外質屋個人金貸業等に依りて行はれ、其の主なる金融機關に付て最近年末に於ける状態を觀るに、銀行の諸貸出金九千五百八十五萬六百四十圓、諸預り金一億七百六十三萬八百七

十七圓、次に無盡業者の契約高三百五十二萬七千六百八十六圓、信用組合の諸貸付金七百十萬八百四十六圓、貯金五百三万九千五十圓に達し、金利は地方に依り一樣ならず、概して縣南地方は低く縣北地方最も高し。今金融最も頻繁なる宇都宮市、足利市及栃木町に於ける最近の銀行利率を擧ぐれば次の如し。

市町名	貸付金	定期預金	當座預金
宇都宮市	一・二八	〇・八〇	二步錢五毛
足利市	一・二〇	〇・五五	六厘
栃木町	〇・七五	〇・六八	八厘
最	一・二八	〇・五六	一錢一厘
低	〇・七二	〇・七六	一錢五厘
最高	〇・六〇	〇・六〇	八厘

第一節 銀 行 業

銀行は現在農工銀行一、貯蓄銀行一、普通銀行二十二、計二十四にして其の店舗數は本店二十四支店百十七（内二十三は縣外に支店を有す）外に縣外銀行の支店一一合計百五十二の本支店を以て

營業を爲し、此の資本金三千五百九十六萬一千圓、内拂込額二千二百八十八万六千八百圓にして、何れも本縣金融の樞要なる任務を盡しつゝあり。

今最近に於ける本店銀行名を擧ぐれば次の如し。

本店銀行一覽（昭和四年十二月末日現在）

商號	所在地	店數	資本金	拂込高	設立年月日	代表者氏名
		管內	資本金			代表者氏名
宇都宮市	宇都宮市	二	二、四〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	明治三、五、六	久保市三郎
株式會社 栃木縣農工銀行	池上町	一	一、〇〇〇、〇〇〇	二零〇、〇〇〇	大正一〇、一、二、三〇	田中勝次郎
同 下毛貯蓄銀行	杉原町	一	一、二三、〇七、〇〇〇	七、六三元、八〇〇	大正一、四、二、一	見目清
同 下野中央銀行	千手町	一	六〇〇、〇〇〇	四吾、〇〇〇	大正二、二、九	齋藤太兵衛
足利市	一町	一	七、八三〇、〇〇〇	五、三六〇、〇〇〇	明治元、八、三	荻野萬太郎
足利銀行	通三丁目	一	九	三	三	二
足利會社	市	二	九	三	三	一
上都賀郡	足利市	二	九	三	三	一

株式會社	烏山銀行	那須郡	四〇
同 黒羽商業銀行	同 黑磯銀行	同 黑羽町	二四
同 黑羽銀行	同 黑磯銀行	同 黑羽町	二二
同 那須商業銀行	同 大田原町	同 大田原町	一一
合 計	一,000,000	明治元、二、三	新井萬吉
	二,000,000	明治二、六、五	増田新七
	三,000,000	明治三、六、五	高木慶三郎
	四,000,000	明治三、二、一	猪股楳之助
	五,000,000	明治三、二、一	増田新七

四〇

無盡業者は株式會社二、個人商會一、計三にして此の資本金六十萬六千圓にして宇都宮市、足利市及栃木町に夫々本店を有し縣下各地方に出張所、代理店等を設置し庶民金融機關として逐年良好の業績を收めつゝあり。最近に於ける契約高一万八百四十三口、此の金額三百五十二万七千六百八十六圓に達す。今各無盡業者の資本金、營業區域、代表者氏名等を擧ぐれば次の如し。

無盡業者一覽（昭和四年十二月三十一日現在）

商號	所在地	資本金	拂込高	營業區域	設立年月日	代表者氏名
足利無盡商會	足利市、足利郡	六,000円	六,000円	大正十五年三月一日開始	大正五、四、八	大山季次郎
富源無盡株式會社	栃木門利町通市	二〇,000	三五,000	大正一、四、七、八	善野佐次平	
農商無盡株式會社	宇都宮市	五〇,000	一五,000	大正一、五、九、八	吉光寺秀作	
合 計	上河原町	六六,000	一五,000			

第三節 手形交換所

宇都宮手形交換所は大正十五年三月一日の設立なり。簡単に危険少しき交換所の利用が年歲高まりつゝある。最近に於ける手形交換高左表の如し。

手形交換高一覽

取扱期間	手形交換枚數	手形交換高	備考
大正十五年上半年期	一五,〇五六	九,六四二,五〇九円	
昭和元年下半年期	二六,五二二	一四,二八三,三四〇	
昭和貳年上半年期	二二,八二〇	一二,二九四,一六七	モラトリアム期間十八日間交換中止

第六章 倉庫業

本縣に於ける農業倉庫の狀態に付ては別に之を記述せるも、此の外一般營業倉庫として株式會社七、合資會社一、計八を有するも其の資本金總額五十三萬二千五百圓に過ぎず、概して業務不振の状態にあるを遺憾とす。

倉庫業一覽

本縣に於ける會社の現在數は三百七十五にして之を大別すれば工業の百十六、商業の一一百十七、運輸の四十二とす。之等各會社の拂込資本金額は五千七百五十八萬二千五百三圓にして、外に各種積立金九百二十七萬一千七百五十九圓に達す。而して一時事業熱勃興の際に在りては本縣に於ても種々なる會社の濫設せられたる傾ありしが、今や着々其の整理を見概ね經營順調の傾向にあり。昭

第七章 會社

和三年末に於ける主なる會社は左表の如し。

和三年末に於ける主なる會社は左表の如し。

會社一覽（昭和三年十二月末現在）

（昭和三年十二月末現在）

名稱	所 在 地	資 本	重なる營業の種類
日本消防機製造株式會社	上都賀郡 日光町	五〇〇	旅客貨物運搬業 機械製作販賣業
下野電氣鐵道株式會社	同	二〇〇	運輸業
下野電氣鐵道株式會社	同	二〇〇	運輸業
東洋麻工業株式會社	同	二〇〇	運輸業
深岩石材株式會社	同	三〇〇	石材採掘販賣業
日市證券株式會社	同	三〇〇	有價證券賣買業
鹿沼運輸株式會社	同	三〇〇	運輸業
木崎醸油株式會社	芳賀郡	三五〇	肥料製造販賣業
木綿業株式會社	同	三五〇	瓦製造販賣業
木山木岡町	同	三五〇	肥料賣買業
小栃藤野茂木町	同	三五〇	醸油賣買業
下町	同	二五〇	油賣買業
帝國サイダ株式會社	下都賀郡	二五〇	業

四四

第八章 市場

市場一覽表（昭和四年十二月末日現在）

本縣に於ける市場の現在數は二十四にして創立の古きは栃木魚市場にして、明治八年の設立に係るものなり。取扱品目は、魚類八、蔬菜果實類五、魚菜兼營一一なり。組織は會社組織に依るもの九、組合組織五、個人經營に依るもの十、其の詳細左表の如し。

名	稱	所	在地	資本金	取扱品目	設立年月
① 海陸物產問屋 丸共市場		上都賀郡 今鹿沼町		七、九七七円 三〇〇	鮮果、魚物、野菜	大正八年十一月
同 同 同 同						
足尾町						
魚果鮮果鮮						
實物、野野						
菜						
類菜魚菜菜						
大正十四年						
大正十五年十二月						
大正十三年五月						

第八章 市場

四六

第九章 工業

本縣の工產品は其の種類、數十種の多きに涉り年產額六千五十餘萬圓に達す。蓋し織物は其の首位を占む。足利、佐野の織物は近時其の進歩發達著しく、其の他の工產品に在りても亦漸次改善せられ、販路を擴張されつゝあり。今各種工產品の分布狀態及趨勢を略記すれば足利、佐野は本邦有數の機業地にして、年產額三千万圓にて殊に輸出向綿縮及輸出向絹織物は輸出貿易の發展に伴ひ、逐年隆昌を示し又各郡の清酒は產額織物に亞ぎ、品質年次改良を加へ、紙類は烏山地方を主產地とし、漆器は日光町、陶磁器は益子町を主產地とし、宇都宮市の木片織は輸出品として前途を有し、其の他本縣には諸種の工業に要する原料品の生産に富むを以て、工產品の種類從て多く將來有望なるもの渺しとせず、而して此等產業に對しては縣は各其の業態に應じ、重要物產同業組合又は準則組合を組織せしめ、之を督勵指導し自治的に改善發達を促し粗製濫造の弊害矯正、生産組織の改善、製品の改良、販路の擴張等につき特に獎勵助長をするものにして、遂行困難なる場合には縣費を補助し又は援助を與へ其の目的の達成に努めつゝあり。

左に數ヶ年の統計を掲げて、其の推移の状勢を窺ふに資す。

(一) 工產總額

年	次	金額
昭和二年	年	九七、二七六、九七五円
昭和三年	次	八六、一四六、九四五
昭和四年	年	六二、六八一、三〇〇
年	次	金額
大正十三年	年	五五、四四四、一九七四
大正十四年	次	六〇、五一、七六一

(二) 工場數(昭和四年度末)

染色整理其ノ他ノ加工業	織物業	紡績業	紡織業	製糸業	別務業
三九二	五一四	四	四	四	工場數
漆器業	金屬品製造業	船車輛製造業	機器製造業	機械製造業	別務業
三二一	四七一	四	三	三	工場數

備考 本表は工場法適用の分のみを記す

(三) 主なる工場（昭和四年度末）

業務別	備考	精餵製造業	紙製造業	ム製造業
工場所在地	本表は工場法適用の分のみを記す	ラムネ、氷、水、鑽泉業	油藥造業	ム製造業
工場名	(昭和四年度末)	子穀粉業	紙業	ム製造業
新美製糸所	二六三三	瓦電雜紙	木骨竹蔓	印刷品
山十製糸株式會社小山製糸所	二五五一	斯氣工場	製品	本製品
大和組那須野製糸所	二二四一	計	業業業業	業業業業
同下都賀郡小山村	二二九一	合	工場	工場
同那須郡猪野町	二二九三	計	雜品	雜品
同新美製糸所	二二九四	計	業業業業	業業業業
	二二九五	計	業業業業	業業業業

第九章 工業

(四) 工產物の數量及價格 (昭和三年度)

品目	製造戸數	職工數	女工數	數量	價格	主要生産地
綿織物	(機台數)四、四六九 七、〇〇〇	四、一五〇	六、五七〇	四〇、〇四六、三九七 一、四一五、七〇七 一、一〇三、五五五 一、二六、六〇七 一〇四、八六五 六〇三、八五一	六、八六七、美一 三、二三七、八六四 九九五、四八一 七、三四六、六〇四 三三〇、三九四 一、二六二、九九九 足利市、山前村、小俣町、毛野村 三和村、綿村、三重村、葉鹿町 佐野町、植野村、足利市、御厨町	男工 女工 円
綿交織物	(機台數)二、三五七 五、〇〇〇	一、四九五	九、六六六	反本 反碼		
綿紬物						

備考 本表は工場法第一條適用し、職工五十名以上のものを記す。

印刷製本業	宇都宮市	同	印刷株式會社
紙業	杉原町	旭町二丁目	下野印刷株式會社
河内郡	古里村	高崎板紙株式會社日光工場	同
計	同	同	西番一八
	同	同	六九二
	同	同	六九七
	同	同	八一
	同	同	七八
	同	同	六九二

天二九六一三五四三三四三八

一五二一三八七四六九二〇三三九四三九三一九

二四 六九 一〇三 五四 一二五 二七三 三三七 一〇六三 七八 八六九 二四九 一〇六三 三一〇 七〇 一、〇六三 三一〇 三一〇 七〇 一〇六三 三三七 二七三 五四 一二五 二四九 一〇三 五四 二四

物	磁	製	器	油	子
葦製	竹製	木製	陶器	漆器	菜植
銅器	竹製	木製	陶器	漆器	菜植
鐵製	竹製	木製	陶器	漆器	菜植
鍋釜及鐵瓶類	竹製	木製	陶器	漆器	菜植
石類	竹製	木製	陶器	漆器	菜植
懷爐灰	竹製	木製	陶器	漆器	菜植
瓦及土	竹製	木製	陶器	漆器	菜植
管	竹製	木製	陶器	漆器	菜植
瓦	竹製	木製	陶器	漆器	菜植
土管	竹製	木製	陶器	漆器	菜植
（窯數）	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六
二、三七	七〇八	七〇八	七〇八	七〇八	七〇八
八、三五	六一六	六一六	六一六	六一六	六一六
（就業人員）	（男女共）	（男女共）	（男女共）	（男女共）	（男女共）
一、一九	三、四三〇	三、四三〇	三、四三〇	三、四三〇	三、四三〇
二、七〇九、九八五	二、七〇九、九八五	二、七〇九、九八五	二、七〇九、九八五	二、七〇九、九八五	二、七〇九、九八五
二四一、三〇三	二四一、三〇三	二四一、三〇三	二四一、三〇三	二四一、三〇三	二四一、三〇三
四四〇、四三九	四四〇、四三九	四四〇、四三九	四四〇、四三九	四四〇、四三九	四四〇、四三九
一、一九、七八二	一、一九、七八二	一、一九、七八二	一、一九、七八二	一、一九、七八二	一、一九、七八二
一〇、三九二	一〇、三九二	一〇、三九二	一〇、三九二	一〇、三九二	一〇、三九二
一五三、〇五〇	一五三、〇五〇	一五三、〇五〇	一五三、〇五〇	一五三、〇五〇	一五三、〇五〇
一六九、七八二	一六九、七八二	一六九、七八二	一六九、七八二	一六九、七八二	一六九、七八二
一七	一七	一七	一七	一七	一七
四〇八、八〇〇打	四〇八、八〇〇打	四〇八、八〇〇打	四〇八、八〇〇打	四〇八、八〇〇打	四〇八、八〇〇打
六六九、二〇〇	六六九、二〇〇	六六九、二〇〇	六六九、二〇〇	六六九、二〇〇	六六九、二〇〇
一〇四、八四〇	一〇四、八四〇	一〇四、八四〇	一〇四、八四〇	一〇四、八四〇	一〇四、八四〇
五三一、六四三	五三一、六四三	五三一、六四三	五三一、六四三	五三一、六四三	五三一、六四三
三一三、六六二	三一三、六六二	三一三、六六二	三一三、六六二	三一三、六六二	三一三、六六二
三一、〇〇五	三一、〇〇五	三一、〇〇五	三一、〇〇五	三一、〇〇五	三一、〇〇五
四六、四七五	四六、四七五	四六、四七五	四六、四七五	四六、四七五	四六、四七五
三五〇、四五五	三五〇、四五五	三五〇、四五五	三五〇、四五五	三五〇、四五五	三五〇、四五五
（町、西方村、南押原村）	（町、西方村、南押原村）	（町、西方村、南押原村）	（町、西方村、南押原村）	（町、西方村、南押原村）	（町、西方村、南押原村）
宇都宮市	宇都宮市	宇都宮市	宇都宮市	宇都宮市	宇都宮市
（鹿沼町、北押原村、赤津村、栃木	（鹿沼町、北押原村、赤津村、栃木	（鹿沼町、北押原村、赤津村、栃木	（鹿沼町、北押原村、赤津村、栃木	（鹿沼町、北押原村、赤津村、栃木	（鹿沼町、北押原村、赤津村、栃木
六七七、七四四	六七七、七四四	六七七、七四四	六七七、七四四	六七七、七四四	六七七、七四四
四三六、三四四	四三六、三四四	四三六、三四四	四三六、三四四	四三六、三四四	四三六、三四四
一九三、八〇八	一九三、八〇八	一九三、八〇八	一九三、八〇八	一九三、八〇八	一九三、八〇八
（本）	（本）	（本）	（本）	（本）	（本）
九三五、〇〇〇	九三五、〇〇〇	九三五、〇〇〇	九三五、〇〇〇	九三五、〇〇〇	九三五、〇〇〇
三五〇、四五五	三五〇、四五五	三五〇、四五五	三五〇、四五五	三五〇、四五五	三五〇、四五五
益子町	日光町、田沼町	日光町、田沼町	日光町、田沼町	日光町、田沼町	日光町、田沼町
宇都宮市、佐野町	宇都宮市、鹿沼町、栃木町、足利	宇都宮市、鹿沼町、栃木町、足利	宇都宮市、鹿沼町、栃木町、足利	宇都宮市、鹿沼町、栃木町、足利	宇都宮市、鹿沼町、栃木町、足利
小野寺村、皆川村、葛生町	小野寺村、皆川村、葛生町	小野寺村、皆川村、葛生町	小野寺村、皆川村、葛生町	小野寺村、皆川村、葛生町	小野寺村、皆川村、葛生町
佐野町	佐野町	佐野町	佐野町	佐野町	佐野町
佐野町、鹿沼町	佐野町、鹿沼町	佐野町、鹿沼町	佐野町、鹿沼町	佐野町、鹿沼町	佐野町、鹿沼町
葛生町、寺尾村、赤見村	葛生町、寺尾村、赤見村	葛生町、寺尾村、赤見村	葛生町、寺尾村、赤見村	葛生町、寺尾村、赤見村	葛生町、寺尾村、赤見村
吹上村、家中村、國府村	吹上村、家中村、國府村	吹上村、家中村、國府村	吹上村、家中村、國府村	吹上村、家中村、國府村	吹上村、家中村、國府村
栃木町、鹿沼町	栃木町、鹿沼町	栃木町、鹿沼町	栃木町、鹿沼町	栃木町、鹿沼町	栃木町、鹿沼町
田沼町、皆川村、栃木町、岩舟村	田沼町、皆川村、栃木町、岩舟村	田沼町、皆川村、栃木町、岩舟村	田沼町、皆川村、栃木町、岩舟村	田沼町、皆川村、栃木町、岩舟村	田沼町、皆川村、栃木町、岩舟村
（町、西方村、南押原村）	（町、西方村、南押原村）	（町、西方村、南押原村）	（町、西方村、南押原村）	（町、西方村、南押原村）	（町、西方村、南押原村）
六一九、四九七	六一九、四九七	六一九、四九七	六一九、四九七	六一九、四九七	六一九、四九七
一、一九三	一、一九三	一、一九三	一、一九三	一、一九三	一、一九三
二四八	二四八	二四八	二四八	二四八	二四八
三七六、四二六	三七六、四二六	三七六、四二六	三七六、四二六	三七六、四二六	三七六、四二六
一八六、九七四	一八六、九七四	一八六、九七四	一八六、九七四	一八六、九七四	一八六、九七四
四、〇三五、九四一	四、〇三五、九四一	四、〇三五、九四一	四、〇三五、九四一	四、〇三五、九四一	四、〇三五、九四一

味 醬	酒 木 真	蠶 糸	毛 織 物 及 交 織 物	麻 織 物 及 麻 交 織 物
類	類	類	物	(機台數)
增 油 他 酒 織 細 物 糸	蠶 糸 計	染 物	毛 織 物 及 交 織 物	麻 織 物 及 麻 交 織 物
(蠶 糸 算 數)	(蠶 糸 算 數)	(機台數)	(機台數)	(機台數)
六 〇 一 一 二 〇 一 五 一	一、七三 五	二四 一 〇 一 三 〇 一	三 一 三 一 一	八六八、〇〇九
元 五 一 一 五 一	一、七四	六七 一 〇 一 三 〇 一	三 〇 三 一 一	二、〇〇〇
六 四 一 一 九 一	一、七九四	二 二 九 〇 一 一 一	九 〇 一 一 一	八、五〇〇
二、五三、四六三	三五、〇〇枚	一 一 一 一 一 一	五二二、八三〇	三七、八六六
六三、八九一	金、二九〇石	一 一 一 一 一 一	二、六五、七〇七	一、三五、九二二
一、〇三、六九	五、九五、六三〇	一 一 一 一 一 一	三 一 一 一 一	五九八、七〇
二、二六、三八八	四二、三〇	一 一 一 一 一 一	三 重 村	五〇五、六六九
宇都宮市	足利市、佐野町、宇都宮市、植野 村、山邊村、栃木町、三重村	小山町、狩野村、野木村	三 重 村	鹿沼町、足利市

本縣の概勢敍上の如し。以下前表の分類に依り更らに款を逐ふて詳述する。

第一首 足和結物

前にありては、僅かに群馬縣桐生の織物に隨伴して初めて世人の記憶に上りしに過ぎず、然るに足利織物勃然として興り、桐生の壘を摩し今や内地に於て其の名を恣にするに止まらず、漸次海外にも其の名聲を博するに至りたるは實に長足の進歩と謂ふべきなり。然り而して足利に創めて機業の起りしは元明帝の和銅年間、桃文臨なる官選織物特師を諸國に派遣せられたるより以後にありとす。同七年毛野國より太織を献じたることは古記の示す所にして、即ち此頃に於て既に足利織物の初められしことは認め得べきなり。而して承平天慶より降りて寛永に至る迄は僅かに足利染、足利織の名を存するに過ぎずして、其の如何なるものなりしや沓として知るに由なし。蓋し天慶の亂には上下毛野共に大に其の影響を受け蠶機織の如きは一時殆んど廢滅に歸せんとせり。既にして其亂の平定を見るや足利も再び機業を開始したるも、隆盛亦昔日の如くなる能はず、殊に當時の織物は多く調貢の資にして營利の業にあらざりしを以て其の以後久しく舊態を脱せず、僅かに農家の婦女が農事の餘暇蠶を飼ひて絲を紬ぎ、棉花を栽いて綿絲を繰り以て各種の織物を造り、調貢又は自家の用品に供したるに止まり、敢て販路を外に止めて一の生業とせしにあらず、從て絹は足利絹と稱し木綿は足利木綿と呼び僅かに他織物と區別したるに過ぎざりき。足利時代には旗地として屢々絹布を徵

せられたることあり、如此にして自然機業の發達を爲せり。應仁後は戰亂相續き殊に關東は其の中心たりしを以て、機業一時殆んど衰滅したるも降て徳川氏の時代に及んで再び復活し、幕府の獎勵に依り漸く盛大を見るに至れり。其の後寛政年間始めて小倉帶地、結城紬を製織し頗る世人の喝采を博し關東織物の販路各地に擴まれり。元文年間京都より一人の織工桐生に來りて縮緬、小緞子、紗、綾等の織方を傳へたれば足利の機業家又はに倣ふて其の織物を製織し、漸く其の產額を増加したるも單に桐生産の名を以て各地に送られたれば足利織の名を知らるゝに至らざりき。然るに當時江戸飛脚と稱する徳川氏の飛脚屋に於て江戸を始め、京都、大阪等に其の織物を販賣するを得たり。寶曆、明和の頃北郷に於て八丈縞、白縮緬等を產出するに至りしが、當時既に足利に染織の起りしは明かにして其の織物の種類も亦増加し來り、南郷田中村に田中縞を產出するに至り、又降て文化の頃には機業の進歩も亦著しく御召縮緬、南部織、絲織、琥珀、龍紋（以上絹織）透屋縮、柳川縮、千年縮（以上絹綿交織）並に木綿縮等を織出し各機屋は競ふて精巧品を織らんと欲し、或は支那織物に模倣し或は自家の考案に依り諸種の織物を織出したるが、其の品質も佳良のもの多く從來農家の内職たり

し製品は茲に一變して純然たる營利事業となり、然して其の最初の販路は重に奥羽地方なりしが、爾來漸次に發達し江戸關西地方に廣く販賣せらるるに至れり。而して天保三年は足利機業の沿革史上最も記憶すべき時代にして、足利に初めて織物市を開始し月六回之を開きて賣買するに至りしが、是疑もなく足利織物の發達に向つて一步を加へたるものなり。天保八年は有名なる大饑饉の年にして天下擧げて大不景氣の渦中に沈淪せしが、獨り足利は其の影響を受くるに至らざりしのみならず、却て一層其の販路を擴張するの域に進みたり。是れ主として市場の開設に因れるが如し。殊に當時足利織として特色を有したるは價の廉にして、而かも持久力ある綿布類なりしを以て年の凶歉なるに拘はらず、日常德用の衣として其の需要者多かりき。降て安政年間一度開港の事あるや足利機業は輸入の洋絲を使用して製織したるに、其の外見の美と價額の廉なるとは大に世の嗜好に投じ其の需要は頓に増加するに至れり。而して海外輸出織物の製作を始めたるも、亦此頃にして萬延年間足利商人は桐生の買纏商と共に横濱に赴き、大巾の縮緬及琥珀等を外人に賣込み、亞て朝鮮との取引を開始し彼地の衣服の材料を引受くる等最も機敏に活動せり。明治維新の頃には海内擾亂の餘波を被り足利の機業も爲に一時衰微したりしも、維新後再び其の景氣を復活して爾來其の聲價益々加は

り販路は年と共に擴大して其の隆盛亦昔日の比にあらず、然れども惜哉當時邦人洋絲の輸入と共に粗惡なる染料を輸入し來り最初は印度の「インヂゴー」を亦後には「アニリン」染料を用ふるに熟せず、漫然之を使用したる結果は織物に惡臭を残し又に褪色するものあるに至りたるを以て、粗製濫造の不評漸く高まり明治十五年頃には惡評實に其の極に達して足利織物の信用地に落ちたり。於是乎有志相謀りて染色研究所を設け染色の改良方法を講じたり、時に西南の役、治まり世上景氣を回復したるを以て足利織物も亦漸く信用を復活して其の需用を増加したり。然れども古來世人其の眞相を知らず、足利織物をして單に上州物と稱するの風ありしより、有志者相謀りて足利に弘業會なるものを創設し、足利織物の產額統計書を作り以て他地方の織物產額と比較し得るに至らしめたるが、故に足利織物の名俄かに四方に喧傳し其の機業の組織も亦稍々完全の域に進むを得たり。

此の如くにして足利織物は獨立の域に進むを得たりと雖、粗製濫造の聲尙喧しく、明治十五年の春有志相謀りて足利商會なるものを設け、規約を定め一反一疋毎に證紙を貼用して營業者の氏名を記入する等百方取締の法を講ぜしと雖、未だ容易に其の實効を收むるに至らず明治十七、八年の頃に及び惡評は殆んど其の極度に達し足利織物の信用當に地を拂はんとす。翻て其の他面を窺へば物

價の下落を來し不景氣の聲經濟界に充滿するに至れり。此の如くして足利織物の產額は日と共に減少し前途頗る暗澹たるものあり、方に是れ足利人士の奮勵一番を要すべきの秋なり。於茲乎明治十八年來更に織物所を設置し山岡農務省技師に就て染色の方法を實習し、積年の弊風を一洗して諸事將に着質の域に向ひ「ジャカード」の使用と相俟て輸出織物を獎勵したり。今少しく輸出織物の沿革に就て述べんに、正式なる輸出は正に此頃を以て創始とすると雖も、既に萬延年間桐生の仲買に小野里某なるものあり。横濱の商人と共同して密かに和蘭人と取引を爲したる事あり、然れども此頃は未だ輸出向として別種の品物ありしにあらず、只市場に有り觸れたる縮緬其の他の織物中外人の嗜好に適する見込あるものを横濱に輸送し賣買を試み意外の利益を占めつゝありしなり。此事何時しか仲買の知る所となり何れも皆好果を得、其の輸出額も年々增加したりしが、遠慮なき彼等仲買商は忽ち其の品質を粗惡にし不正の品物を賣込み以て一時の暴利を貪りたれば、輸出の途全く杜絶して一の注文なきに至れり。然れども當時の仲買商は固より内地の取引を專業とし、其の輸出の如きは殆んど閑却し去られたり。此の如くにして「ジャカード」式の機臺を使用することも一般に行はれ、染色改良も亦多少其の緒に就きしも内地の商況依然として不振なりしを以て、再び輸出

織物の製織を試み仲買商中の有志家又大に奮勵する所あり。或は視察員を海外に派し、或は輸出を試むる等大に努力せし結果輸出織物の產額意想外の巨額に上れり。然れども足利は其の先進地たる桐生の失敗の跡に鑑み周到なる用意の下に着々其の歩を進めたり。

斯くて諸般の整理も略一段落を告げ不景氣も亦多少恢復し來り織物の輸出年々増加するに至りたるを似て足利の機業家は益々内部の整理に力を盡し、明治二十七年には足利機業組合を組織し織物監督の方法を樹て、或は織物證紙を發行して品質の正確なるを保證し、或は織物に一々検査を施して不正品の製出を防ぎ、百方改善の策を講じたりと雖も未だ實益を收むるに至らず、續いて縣は縣立工業學校を足利町に設立し海外より嶄新流行の織物見本を購入して之を校内に陳列し似て當業者の参考に供したり。爾來足利織物は俄然面目を一新し大に他地方に優りたる新機軸を出すに至り、殊に輸出織物の如き實に美妙精巧なるものを製出するに至れり。

足利織物が斯くの如く順風に帆を揚ぐるの勢を以て、非常なる發達を爲すの中途に當て意外の障害は其の進路を妨害せり。組合の分裂即ち之にして輸出派内地派の二派に分れ互に相敵視して下らず、此の時に當り尙組合の必要を認め改良進歩を企圖したるものは皆多少内外の大勢に通じたる輸

出物製造家にして其の取扱ふ所のものは概ね對外的ならずと云ふことなし。乃ち或は佛國見本輸入と云ひ、或は視察員派遣と云ひ、内地向製造家より之を見れば恰も組合の費用を以て輸出機屋の利用を計るの汲々たるの觀あり、事態斯の如くなるを以て此の機會に乘じ野心家の煽動する所となり、内地派機屋は其の多數を恃み組合役員の不都合を鳴らして遂に内地向機屋代りて幹部の地位に立つに至れり。然れども此の多數を恃んで虚勢を張るものは因より是れ頑迷の徒にして組合事業毫も揚らず、凡百の事業悉く荒廢に歸し、検査弛み粗製濫造相次で起り亦一の活動を見ず、足利甲斐絹が米國に於て其の聲價を落したるも亦此時にして、足利羽二重が横濱に於て多くは「ベケ」物を出したるもの亦此の時なり。幸にして日清戰爭後内地向の需要急激増進せると米國に於ける市況の恢復により、足利織物も亦其の景氣を挽回することを得、爾來年々進歩の域に向ひたりと雖當時國內の形勢は日清戰勝の結果償金收得の豫想に依り起業の計畫は龐大に亘り殆んど實力以上に超へんとする感あり、是に加ふるに三十二年の秋作豐饒の聲は各地に起り一般に購買力を増進したるが爲、機業家も亦前途に望みを囁して總て膨脹的に業務の擴張を爲したり。然るに諸起業の過度は忽ち經濟界に惡影響を與へ大に金融界を擾亂し恐慌を惹起し、從て購買力を減殺したる爲め將に起らんとす

る足利の機業は俄然衰頽に傾き、前に豫想したる好况は水泡に歸し却て悲境に陥り、織物の下落は到底收支償ひ能はざるの慘状を呈するに至り、明治三十二、三年の頃は愈々不景氣の絶頂に達したるものゝ如し。

明治三十七年に至るや日露の交戦は著しく財界の好望を來し産額日と共に増加し、三十九年の交に至りては原絲未曾有の暴騰を爲し製品之に伴れ價格昂騰し賣行一層良好なりしも、交戦終熄後重ねて財界は沈靜に傾き四十年三、四月の頃より暴落に暴落を告げたるも、在荷割合に僅少なりしが爲當業者の損害尠なかりしは僥倖と謂はざるべからず。

其の後一高一低ありしも概して不振裡に經過し、大正三年度に於ては金融の逼迫生産過剩等に加ふるに歐洲戰亂の勃發は原絲の暴落を來したるに、染料は却て漸昂を重ね著しく經濟界に變調を生じ、生產品は日と共に下落の趨勢を辿り當業者をして悲觀の狀態に陥らしめたり。

大正四年に入り航海の安全は輸出貿易の好調を來し生絲の暴騰、金融の緩漫は人氣を著しく恢復し殊に原料の昂騰は生產品の價格をして騰貴せしめ、輸出向織物たると内地向織物たるとを問はず、各方面に販路を開拓し活況を見るに至れり。

其の後多少の波瀾曲折ありしも物價の騰貴に連れ生產品の價格は日と共に向上し、大正八年度の產額實に八千萬圓を算し空前の好况を呈したり。同年十二月初頭綿絲の奔騰に製品の市價之に追従せず、採算不引合の爲取引の圓満を阻止したる觀あり、然るに十二月末に至り綿絲布の輸入稅撤廢に依り綿絲の大暴落を告げたるに不拘生絲は反て昂騰を來し一般物價亦反撥を見るに至れり。

大正九年三月中旬後金融の緊縮は人心に恐怖を來さしめ、株式の暴落に端を發し經濟界に大混亂を生じ、此の餘波は織物界にも亦甚大の影響を及ぼし生産の調節、織物市場の休市等を爲すの止むなきに至らしめたり。

八月以降人心幾分安定するに至り取引俄に活氣を呈し製品逼迫を告げ市價又暴騰を告ぐるに至れるも、久しからずして下落の傾向を辿り其の間一弛一張ありと雖概して不況裡に今日に至れり。而して足利織物業者は綿織物及綿綿交織物の技に優れ、從て其の產額綿織物、綿綿交織物を主とせるも、大正十五年より人絹織物の勃興あり、昭和二年度の產額四百五十餘萬圓を算するに至り、一方從來の絹織物に大改良を加へ足利本銘仙として大に需要を喚起し益々名聲を博するに至りたる結果從來の絹綿交織より絹織物へ轉換しつゝあり。

足利織物は以上の如き幾多の變遷を経て今日に至り製品は技術の精巧、柄行の嶄新、値頃の格好と相俟て、汎く内外需要者の歡迎を受け年々生産額を増加するに至れり。

現況 足利織物は其の種類甚だ多く之を大別すれば純絹織、人絹織、絹綿交織及綿織の四種とし、更に輸出向織物及内地向織物に區別せらる。左にその主なるものを擧げる。

内地向 本銘仙各種、新銘仙各種、簾臺紺、米硫紺、大島紺、結城紺、明石、上布、セル、

縮類、レーヨン織物各種、白縮、女帶地

輸出向 甲斐絹、タフタ、スパンクレツプ、縮緬、富士絹、紋朱子、廣幅縮、レーヨン織物各種

そしてこれ等の製品が如何に各方面で歡迎され、吾國の流行界を支配してゐるかは左の統計が明らかに示して居る。

足利織物最近の十ヶ年生産額

年 度	内 地 織 物	輸 出 織 物	合 計
八 年 度	七三、〇八九、二二〇點	一一、五〇二、〇九七円	一九四、五八九、三二四円

十九 年	十八 年	十七 年	十六 年	十五 年	十四 年	十三 年	十二 年	十一 年	十年	九年 年	八年 年	七年 年	六年 年	五年 年	四年 年	三年 年	二年 年	一年 年	昭和 元年	昭和 二年	昭和 三年	昭和 四年	昭和 五年	
四六、九八六、七九〇	七一、一五、一八九	六五、〇〇一、七一八	一〇、九〇〇一、七九一	一〇、七一四、八四七	一〇、七一四、八四七	一〇、七一四、八四七	一〇、七一四、八四七	一〇、七一四、八四七	一〇、七一四、八四七	一〇、九〇四、七九〇	一〇、九〇四、七九〇													
五三、四、四八六〇	七一、八一七、六〇	四八五三、〇〇九四六	四九二、〇〇九四六	七一、八四八、四〇三	七一、八四八、四〇三	七一、八四八、四〇三	七一、八四八、四〇三	七一、八四八、四〇三	七一、八四八、四〇三	九、九六二、五〇一	九、九六二、五〇一													
七六、四九、六七五〇	七五、八〇四、三九〇	六九、八五四、一一七	六一、三九三、八一七	一五、五三〇一、六七九	一五、五三〇一、六七九	一五、五三〇一、六七九	一五、五三〇一、六七九	一五、五三〇一、六七九	一五、五三〇一、六七九	一五、三七六三、四〇八	一五、三七六三、四〇八													
一九四、五八九、三二四円	一一、五〇二、〇九七円	一九四、五八九、三二四円																						

備考 昭和三年度の輸出綿織物の単位はヤールとなりたる爲め點數増加す。

昭和四年度生産額を種類別に舉ぐれば左の如し。

種類	數量	價格	種類	數量	價格
輸出向絹及交織物	六二、西一	二、八七、九三	内地向人絹及其ノ交織物	一、五三、三四	二、九〇、八八八
輸出向綿織物	一〇、六〇三、九八五	二、三八、二六	内地向綿織物ノ部	二、一四、九六六	四、五二、一三四
移出向絹及交織物	一〇、六七五、〇五五	五、二六三、五〇七	内地向毛及其交織物	三四九、三四四	一、四三、九四九
内地向綿織物	二、四二、一五七	一四、九五、六三四	内地向麻及其交織物	三、五三元	二四、七七六
内地向絹綿交織物	四、九八六	一、一五四、八八五	計	二七、五六、四〇三	三、五〇、七八

足利織物の産業組織は其の順序方法甚だ複雑にして且つ其の業務全く相異なるが故に、各特別の技能を要し、到底一人の爲し得べきものにあらず、幾多の分業的になれり。即ち元機屋、原継商、染色業者、機拵業、撚絲業、下機屋、賃機屋、整理業者等の分業より成れり。然して互に相助けて本縣の一大工業品たる織物を製出せり。今は等分業が相關聯せる大要を述ぶれば、元機屋なる製造家は原料商より原料の供給を受け、之を染色業者に依りて染色せしめたるものを機拵し、或は機拵業者に機拵せしめ下機なる下請製造を營業とせる者、又は賃機屋にて或は之と共に自己の工場に於て製造し、其の製品を整理業者即ち仕揚屋に渡して整理せしめ、茲に全く製造を完了するものとす。而して下機屋は又更に賃機屋を利用して元機屋の下に立ち、又継商は其の下に撚屋を使用して撚絲

の供給に應す。是れ足利機業全般の大要なり。

原料蠶絲は生絲、玉絲、熨斗絲にして、生絲其の大部分を占め、而かも其の多くは座繩製絲にして群馬縣よりの供給最も多し。玉絲、熨斗絲は前橋、三河及八王子等より搬入せり。其の他横濱より信州、甲州、武州等の生絲が地遺絲として足利に廻送せらるゝもの亦尠からず、人造絹絲の消費量年額一百萬ボンドに達す。又紡績綿絲は最も多く需要せられ消費額頗る巨額に達す。殊に瓦斯絲の使用に巧にして諸種の織物に應用せられ年々増加しつゝあり。而して是等は東京、大阪等の紡績會社より供給せらるゝものなり。

足利織物の販路は内地向織物にありては殆んど全國に沿く、輸出向織物は在濱外商の手を経て、主として米國、濠洲、南洋、印度、支那方面に輸出せられ、歐洲戰亂以來は非常の勢を以て販路を擴張するに至れり。

足利織物の賣買取引は整理工場に於て行はれ、内地向織物に在りては、買繼商なる仲買人の手を経ること、一般にして機屋は買繼商に販賣し東京其の他各地の問屋は買繼商に依りて仕入れ、其の間直接に取引を爲す者ありと雖甚だ少し。是れ双方に便利なる所以にして各種の織物を買繼商が一

手に纏めて多量の注文に應ずることは、問屋の便とする所又何時にも買纏商が引取りて、其の金融を與ふるは機業家の利とする所なり。然れども輸出絹織物は買纏商の手を経ることなく直接に行はること多し。

足利織物の特長は一にして足らずと雖意匠圖案の優秀なると、簡便なる取引方法の行はるゝことは最も誇りとする所なり。即ち新規流行品の製織に付ては、足利機業家は當に時好の研究に努め、他の機業地に魁して流行品の製織を爲し、取引方法に付ては同地買纏商の發行する信用手形に依り市場に於て取引せらるゝものにして、此の取引方法たるや買纏商なるものは地方に於ける信用の程度高きもの多きを以て、賣方買方とも互に些の顧慮する所なく機業家に對しては直接の金融機關となり、顧客に取りては僅々の手數料にて最も安全なる代理店たるの觀あるを以て、此の方法は關係者に取り至便の取引方法なりしも、大正十二年京濱地方の震災の影響を受け其の震災手形の決裁を終らざる昭和二年に於て、彼の「モラトリアム」に遭遇し取引上の圓滑を甚しく阻害したる結果、總て現金取引に改められたるも漸次從前の取引方法に復活せり。

同業組合の設置 足利織物同業組合は明治三十二年の設置にして足利市及足利郡一圓を地區と

し（菱村、小俣町を除く、撚絲業に限り小俣町を包含す）地區内に於ける製造業、買纏商、綿絲販賣商、染料商、染物業、整理業、仲立業、撚絲業、織物販賣業及機搗業を以て組織し織物業者を更に輸出絹織物業、内地織物製造業に分ち全體を營業別に依りて十一部に分ち、因て以て組合事務の執行に便にせり。組合の目的は組合員協同一致營業上の弊害を矯正し、斯業の發達を圖り信用を保持し販路を擴張し、利益を増進するにありて同地機業の中樞機關として能く其の任務を完ふしつゝあり。

第二節 佐野織物

沿革 佐野織物の濫觴は、延喜の朝内藏寮式に氈十枚下野國より所進とあり、其の織物を出したる開創の地は今日に云ふ渡良瀬川の北岸にして、萬葉集に載せたる「之母都家野美加母乃夜麻」と稱する地の邊なり。其の「美加母」とあるは眞氈山の義にして氈を織り出したるに因りて負はせし名なりと。又安蘇郡内は山畑にして古來多く麻を作りし地なり。總じて下野は麻を作る國なれども古は安蘇郡より出づるを最も好しとす。又阿曾の「マソムラ」と詠めるも眞麻郡「マソムラ」の

義にして、後世安蘇と云へるも麻より出でたる名なりと云へり。

又安蘇沼は麻沼にして後沼の洲上りて淺くなりたるより淺沼と書けりと、麻を多く浸したる沼なるにより此名あり、又主計式に下野國中男作物麻五百斤とあり、又大餘の麻云々とあり。

寛政以來麻織物は全く其の跡を絶ち木綿織物となり、足利桐生の兩市場に販出したたり。當時の綿織物は即ち結城紬に摸擬したる木綿縞にして、佐野結城と稱したり。文化年中佐野の豪商寺岡善兵衛、寺岡彦七といふ者、本業の傍ら、地方產木綿縞の仲買業を開始し當時江戸より足利、佐野に上下したる渡良瀬川舟楫の便に依り、月六齋江戸に出荷せり。これ佐野町に於ける仲買商の嚆矢とす。而も寺岡彦七は啻に織物の仲買をなすのみならず、常州結城下館地方より武州埼玉邊に至る農家に産する綿絲を買ひ集めて小資本の機業家に貸付し、或は機業上の便宜を圖る等獎勵の結果専門の機業家雨後の筈の如く相次ぎ起り遂に機屋、仲買、紺屋の三業佐野町に鼎立し物產地たるの形勢を爲すに至れり。

當時に於ける織機は所謂踏脚機と稱するものにして文政六、七年の頃、漸次高機に改良せられたる。此の時代に於ける佐野結城は染色堅牢地質極めて強く且廉なりしを以て、本場結城を壓し結城

縞の名稱は反て足利佐野に高かりし。然るに天保の頃凶作相續き民間の困難益々甚しく、遂に水野閣老庶政の改革として奢侈驕逸を戒め儉約を守るべき旨を以て、旗下以下町人百姓には禁絹令を發して木綿縞布を用ひしむる事となしたるにより、佐野織物は此種凶作なる時機に適し却て發達の端を開けり。斯くして安政年間に至り世上漸く平穏に歸したる時に至り、只管產額の多き事となりしかば、往々にして粗製品を出すに至り仲買機業家共に之を警しめ、各村に取締の方法を設くるに至れり。

文久年間の頃に至り、二、三新規の製織ありしと雖其の聲價到底從來の結城縞に及ばざるを以て幾許もなく跡を絶てり。時恰かも維新改革の時機に際會し又々織物の業は萎微衰退するに至れり。明治維新の大業爰に全く成就して封建の制度は地を拂ひ、五港を開き海外諸國との交通日に月に盛なるに及んで、天下の形勢全く一變し千事萬物改良の緒に就き、佐野織物の如きも需用漸く増加し產額亦向上すと雖織物は依然として結城縞のみを出せり。然るに此時既に洋絲の輸入ありて其の使用の便價格の廉なるより從來の和絲と混用して織製するに至り、從て織物の風質漸く變じて從來の結城縞は產額減退して手織紬、綿太織、紺縮、絲入物又は毛絲入物等を出し、此織物は明治六、

七年頃迄佐野織物の大勢を繋ぎたるものなり。次で明治八、九年頃に至り更に撚双子、綿手織を加へ機業の持続を平滑ならしめたるに圖らざりき洋品の舶來と共に「アニリン」染料の輸入となり、之が用法の不熟練なるの結果は染色の不良となり、茲に初めて粗製濫造の聲起り佐野織物の信用失墜するに至れり。

超えて明治二十年の春山岡農商務技師足利織物講習所に聘せられて化學的染色方法を傳習するに及んで、佐野機業家は熱心研究に努め染料使用上に學理を應用して漸く改良の實を擧ぐるを得たり。當時の生産物としては双子縞、唐棧類にして其の價格も廉價なりしが、染色改良の聲に漸次世上の信用を恢復し之れと同時に晒白粉「クロールカルキ」の使用法を知りたる爲め晒白縮の製織熾に起り販路亦擴張せり。是より先明治十四、五年頃より横濱商館との取引に依て海外輸出向綿縮の製織盛となり、明治二十二年に至り尺三縮と稱するもの又次第に發達したり。當時此種の織物は供給以て需要に足らざるの狀況にして、價格從て昂騰し佐野機業家が一攫千金の空想を懷きたる時代とす。當時の仕向地としては布哇、新嘉坡堡を始め清國各地へ販路を擴張し、頗る優勢の位置を占むるに及んで又々粗製濫造の弊起り明治二十四、五、六の三箇年は製品粗惡のため其の信用も薄弱となれ

り。然れども當時は需要供給均衡を得て多額の產出を見たりと雖、翌二十七年に至りては製造の粗惡は信用の失墜となり遂に商機の連絡を破りて防禦し能はざる恐慌の風を吹かしめ、續いて二十七年末より二十八年に入りて日清戰爭の影響又之に聲援して其の困難前年に倍せり。而かも佐野織物の大得意たる清國との交戦は絶大の致命傷を受けたりしが、其の後順調の發達を遂げ殊に廣幅綿縮は漸次有望の貿易品たるに至りしが、屢々粗製に陥り濫造に流れ需要地の信用失墜するに至りしかば、之が矯弊の急務なりとし明治四十五年七月より佐野織物同業組合に於て毎反検査を施行し、厳に粗製を取締りたるの結果製品著しく改善し販路愈々擴張するに至れり。歐洲戰亂勃發當時は取引の杜絶、航路の危險、爲替取組の不能等に依り甚大の打擊を蒙り一時は事業休止の状態に陥り、輸出額頓に減退し當業者の恐慌大なりしが、時局の推移と共に大正四年に入り回復の氣運に向ひ其の後年を閱するに従ひ一般輸出貿易業の旺盛に伴ひ販路の擴張と共に產額頓に増加し、大正八年に於ては二百九十五萬二千九百十二反の巨額を算するに至れるも、久しからずして下落の傾向を辿り其の間一弛一張ありと雖概して不況裡に今日に至れり。

大正九年以降斯くも不況裡に終始せるは其の原因種々存すべきも、在濱貿易商の大正十二年京濱

大震災に依り經濟上大打撃を被り、其の被害の痛手未だ癒えざる昭和二年初頭に於て「モラトリアム」に遭遇し經濟界の動搖取引の圓滑を極度に阻害せる結果に基くもの最も大なるべし。而して機業家は此打ち續く不況打開策に腐心し内地向織物に意を注ぐ者を生じ、大正十五年末期より人絹應用織物の產出を見るに至れり。

現況 佐野織物は大部分賃業組織に成れるを以て賃機の散布區域極めて廣大にして、佐野附近を中心とし東南は茨城、埼玉の二縣古河、幸手の附近に達し南は群馬の板倉、館林の附近に及び從來殆んど手織機に依りて製織せられつゝありて製品の不統一、生産費の過嵩等の憾あるを以て縣は之が改善策として、大正十五年四月動力織機獎勵規程を制定し、年次補助金を交付して廣幅力織機の普及に努めつゝあり。其の結果大正十三年の力織機數六百七十六臺に對し昭和四年に於ては一千九百七十一臺を算するに至り、散布區域は漸次縮少せられんとしつゝあり。織物の種類は主として綿織物にして就中綿縮は最も製織盛にして全國の主產地たるに至れり。

其の生産高は左表に示すが如し。

種別	大昭		正和		十元		昭和		二年		昭和		三年		昭和		四年	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
絹織物	一六	三、八一	二、三六	二、三六	一七、三四	一五、〇八	一二六、六〇	一〇、一〇	一七、三四	一六、三五	一七、一七	一五、一五	一〇、一〇	一〇、一〇	一〇、一〇	一〇、一〇	一〇、一〇	
交織物	三〇、四九	一四三、二〇	三、八四	二、九九	二、九九、七四	二、九一、四一	一七、六〇	一七、六〇	二、九一、四一	二、七四、七三	九、四四七、五三	七〇、一〇	三三、六三	三三、六三	三三、六三	三三、六三	三三、六三	
綿織物	二、九六、五三	一〇、四二六、四七	二、九九、七四	九、九〇一、四一	九、四四七、五三	一、五四、五二	一、五四、五二	一、五四、五二	一、五五、一四	三、六八八、三四	四、二六八、五〇	一、六〇〇、六四	九、一八三、四三	九、一八三、四三	九、一八三、四三	九、一八三、四三	九、一八三、四三	
計	三、〇七、三三〇、四三四、五二	三、〇四一、九七三一〇、〇九五、七四九	二、八八五、〇六七一〇、〇三一、〇〇六	二、二七一、九八四	一、六〇〇、六四五	九、一八三、四三												

最近拾ヶ年間生産額年比較表

年次	生産量	生産額
大正九年	一八、九一六、九〇四	一一、八四六、九一一九二
大正十年	一、二一五、三七五	二三、〇一〇、七〇三
	二三、一七一、七二七	一六、三七六、七〇三八七

昭和四年度輸出高

昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十五年	大正十四年	大正十三年	大正十二年	大正十一年
一、六五七一、七七八四	一、五七九、四一八二	二七、六六九、五五二	三〇、九五〇、一八八	二五、八二九、八三六	一、一四八、八九三	二六、一八一、七七二	一、三七七、六九八	三五、七五八、〇三六
一、六二七一、九一八二	二五、二五九、四一八二	二七、六一二、八五一二	一、四〇七、二六一八	一〇、一四八、八四三	一〇、〇八〇、八四三	一一、二〇三、八一〇	一三、〇二五、七二七	一五、〇三八、〇三七
九、一八三、四三八四五	九、一八三、四三八四五	一〇、〇三二、〇一六八九	九、九〇一、四一〇〇三	一〇、四一六、四七九	一〇、〇八〇、八四三	九九	五八	四五

七八

佐野織物の産業組織たる大體に於て足利其の他各機業地の組織に同じと雖、又多少異なる所あり即ち足利、桐生等に見るが如き元機屋なるものが往々染色整理等を兼營することありと雖、元機屋

なるものと買次商との間に仲次商人なるものありて、賣買の仲次を爲すと同時に一方整理業を兼ね時に買次商を經ずして直接顧客と取引を爲すが如き異例のものあり。此場合に於ける仲次商と機屋との關係は恰も足利に於ける元機屋と下機屋との關係に等し。今其の關係を概述すれば元機屋は先づ原料絲を絲商より仕入れ之を繰屋及撫屋に遣りて繰返し、或は撫を爲さしめ而して後染色業者をして染色し、或は晒糊付を爲さしめ然る後販機屋に出して織らしむ。斯くして織上げたるものは整理を爲さずして生機の儘仲次商に賣るか或は整理屋をして整理せしめ、且つ之を委託して買次商に賣込ましむ。之れ大體の取引順序なり。

佐野織物の原料は性質上主として綿絲並に瓦斯絲にして純絹人絹の如きは少量に過ぎず、而して綿絲の大部分は縮用の原料に供するものにして、専ら東京及大阪の問屋より供給を受けつゝあり。佐野織物の販路は内地向に在りては足利織物に同じく、輸出向織物は横濱外商の手を経て主として米國、濠洲、南洋、印度方面に輸出せらる。歐洲戰亂以來は非常の好況を持続し殊に近年製品に対する検査勵行の結果品質の改善著しきものあり、爲めに其の聲價を高め販路大に擴張するに至れり。

同業組合の設置

佐野織物同業組合は明治三十二年九月の設立にして製造家、買纏商、原絲販

賣商、染料商、染物業、整理業及仲立業を以て組織し、區域は安蘇郡一圓及下都賀郡の内三鴨村、藤岡町、小野寺村、靜和村、岩舟村、水代村、赤麻村、富山村、皆川村、瑞穂村、栃木町、豊田村小山町、穂積村、間々田町、野木村、中村、寒川村、部屋村、生井村、吹上村、國府村を包羅す。組合は設立以來定款の目的に従ひ銳意機業の發展を圖り染色の改良を圖り、或は販路の擴張を計る爲内外各地の狀況、嗜好の如何を調査し、一面粗製濫造の取締を勵行し、又販業の弊害を矯正するに努むる等、間斷なき施設經營は佐野織物をして能く今日の隆盛を致さしめたり。

第三節 結城紬織物

沿革

下都賀郡南部に於て製織しつゝある結城紬の起源は遠く五百年前彼の足利尊氏が霸府を京都室町に創立するに及んで、所謂關東武士が俄かに其衣紋を繕ひ其の威儀を整へて參勤交替せるの時代に創まり當時南北の戰爭尙未だ止まず、北畠親房が數年間常陸の小田城に立籠り専ら地方織物を以て其衣服の料に供したる爲め、從來永く東國にのみ埋没したる常陸紬の名聲は漸次京阪の地に喧傳し、結城城主は年々室町幕府並に鎌倉の管領に獻上品と定め爾來稍々著名の物産となりたり。

抑も結城の地は建久以來結城氏の居城となり其封土は常總野の三州に跨りしが、中葉以來海内擾亂して群雄交争の時に至り諸侯各侵略を計り擅に領土を掠奪して殆んど土崩瓦解の有様なりしかば境域防備の策として結城家は其臣多賀谷氏をして下妻城を修築せしめ、以て小田家の襲來に備ひ續いて水谷隆義に命じて下館城を修築し以て表面、佐竹氏の勢を防ぐの策を立てしめたり。斯の如くにして常陸西部は悉く結城領内に屬せしが爲め、其の所産の織物も常陸紬の名を以てするも敢て支障なかりしが、其の後天下稍々鎮靜に歸し多賀谷氏は慶長五年に亡び、水谷氏は寛永十年備中松山城に移り同六年には結城家も亦越前に移封せられしより、從來常陸紬の產出地たりし結城領は四分五裂の状態となり産地の區域よりするも常陸紬の名稱は不適當となれり。是に於てか從來物産集散の中心たりし結城の地名を冠して茲に初めて結城紬と稱するに至れり。而して明治維新の改革に依り結城町は茨城縣の管轄區域に屬し紬の生産地たる絹村、吉田村、薬師寺村は栃木縣の管轄に屬り以て織物の生産地と名稱地即ち販賣地と所轄官廳を異にするに至れり。

現
流

現況　結城紬は紺及綿にして近來新に綿物、紺中に他の色線を交織し漸次柄合の改良に留意し
來れり。今最近三ヶ年間の生産額を示せば左の如し。

結城紬の生産状態は往古より依然として農家婦女子の副業に屬し製織の規模頗る狹小にして毎戸僅かに一、二臺の機臺を備ひ付くるに止まり工場の設立したるものなし。製造方法は原料眞綿は胡麻若くは「カヤ」の實の溶液に浸して「ナメシ」其の解除を容易ならしめ「ツクシ」に掛けて指頭に賴り紬絲とし整經して後染色糊付を爲し蹙機にて製織す。又地色は總て紺染にして縞地に色絲を用ふ。而して紺染には正藍を用ひつゝあり。

原料眞綿は其の多くは自家生産のものを用ふるも亦福島地方より購入するものを結城町眞綿商の手を経て購入するものあり。紬絲は各自が眞綿より製紡するものと或は貢引を出し其の絲を以て製織のみに從事するものとあり。

製品は結城織物問屋の手を経て東京、大阪、京都地方に販出せらるゝと雖も生産状態は前述したるが如く農家の副業に屬し、生産者の多くは資本に乏しく一反を製織して一反を販賣し以て原料の購入資金を得るの有様なるを以て、結城紬が著しく發展の見る能はざるの状態にあり。縣は曩年生産地に産業組合を組織せしめ貯蓄の獎勵資金金融通の便宜を圖りたるも効果の著しきものあるに至らずして解散を見るに至れり。

染色及意匠の改善 結城紬は地色に正藍を用ゆる爲染色堅牢にして持久力に富み以て聲價を維持し來りたると雖も、往々にして洋藍を使用し爲めに製品の信用を毀くることありたるを以て生産地たる下都賀、芳賀、河内の三部を區域とし栃木縣結城物產本染組合を組織し、規約を以て原料は總て本邦產植物性の正藍を使用せしめ、洋藍の使用は之を嚴禁し組合員互に戒めつゝあるを以て濫造の弊なきに至れり。尙染色の改良に付きては同組合をして講習會を開催せしめ當業者の技術著し

く改善するに至れり。又意匠に就ては其の織物の性質上從來等閑に付せられ居りたるも、大正十四年より本縣工業試驗場の指導と相俟て時好に應じ大に改善に努めつゝあり。

第四節 鑄物

本縣に於ける鑄物の沿革を窺ふに鹿沼町は今を去る三百年の昔、徳川時代に創りたりと稱し其の詳細に至りては記録の徵すべきものなし。宇都宮市の鑄物は極めて最近の創始に屬せり。佐野町の鑄物業は天慶年間河内國丹南郡狹山郷の鑄物師椎名伊豫守、小沼播磨守、鐵物師太田和泉守、正田又右衛門尉、大川伊賀守等五名寺岡村(佐野を距る一里)
許旗川の西岸)に來りて鑄物業を創始す。其の業微々として振はず、里人も之を顧みるものなかりしが、平將門守谷に據り(下總
相馬)亂を常陸下總に起し進んで下野を侵さんとするや、軍器鑄造の命は東征軍總督左大將參議藤原忠文に依りて寺岡の鑄物師等に下りぬ。蓋し椎名小沼は藤原國明の裔にして彼が東國に來りて鑄物業を開始したるは竊に京都の百官と結託し豫め非常の變に備へんとの意義たり。因て此の地を金屋寺岡と稱す。東征鎮撫の後留りて下野に在り犬臥(伏町)に移居し土瓶、茶釜を鑄出す。次で湯釜を鑄造す。俗に安三湯釜と謂ふ。

治安三年の鑄出に係るを以てなり。永保元年佐野、春日山（今の古城）に移住し業務漸く振興し名聲遠近に鳴る。而して佐野鑄物の全盛期は慶長年間にて、當時の鑄物師七十三戸の多きに達す。爾來一消一長を免れず、財界の興沈農産の農凶亦此種物產に影響なき能はず、現時に於ては製造業者の數は減少せるも其の生産力は却て比較的増加せり。

鑄物の主要產地は安蘇郡佐野町にして、上都賀郡鹿沼町之に次ぎ、近來宇都宮市に於ても生産するに至りたるも、佐野町に在りては古く其の事業の經歷を有し、多數の職工を使役し斯業に從事しつゝあり。最近アルミニウム製品に壓せられ、又は粗製品にして安價なる他地方のものに販路を蝕蠶されたる傾向なきにあらずと謂ふも、佐野鑄物は品質優良、堅牢、且外觀風雅なるを以つて、工賃を下げ價格を低廉に生産し消費者の嗜好變遷に留意する時は、佐野鑄物の名聲を回復するは困難にあらず。今最近に於ける產額を擧ぐれば左の如し。

年 大正十四年	次 年 昭和四年	產 額 二一五、〇五〇	製 造 戶 一一	數
大正十五年	昭和五年	二三五、六五二		
昭和六年	昭和六年	一八二、二〇一		
昭和七年	昭和七年	一六六、三八四		
昭和八年	昭和八年	一四七、四一〇		
		五七七七		

製品の種類は主として釜、鍋、風呂釜、鐵瓶類にして、製品の販路は東京、秋田、山形、宮城、千葉、群馬、靜岡、福島等なり。

取引慣習は多く移出先に於ける取引店の注文により出荷するものなり。

當業者相互の關係は互に侵害せず、佐野は東北に、鹿沼は東京に得意を有す。各自に使用する職工は、相互の默契を以つて使用者の承諾を得ざれば、使用すること得ざるとなし、職工争奪の弊をなくし、斯業の發展に努力しつゝあり。

第五節 漆器

本縣に於ける漆器の沿革を窺めるに、日光漆器は寛永年間、日光の人田口源内なる者あり、日光山の木地を以て大輪と稱する圓形飯櫃並に膳類等を調製し、春慶塗と稱し其の販賣を開始せり。之

を日光漆器の滥觴と爲す。後年徳川公廟の造営あるに際し當時有名の美術的漆工の參集せる者殆んど數百人の多きに達し、後廟殿漸く落成を告げ其の漆工の町内に殘留せる者奮つて漆器製作の業務に從事し斯業進歩の端緒茲に啓け、偶々法親王殿下(輪王寺宮又は日光の宮)御登山に際し特に斯業の獎勵に留意せられ、掛梨子の原字御漆園と稱する漆畠を開拓し、數十本の漆樹を植付け以て漆工事業の發達を計らせらる。爾來徳川公家諸侯の逐年參拜あるに伴ひ、諸般の需要は技術の發達を促し、一時非常の盛況を極めたり。然れども慶應晩年の兵亂、並に明治維新の革命等は遂に斯業の衰頽を來し殆ど廢滅の状態に至らしめたり。明治四年に到り漸く世の秩序立ち日光縣を設置され、特に所民の國庫金を貸下げ専ら斯業の再興を企圖したる結果昔日の盛況を見るに至りたると雖、續いて日光縣廢され爾來引續き今日に及ベリ。安蘇郡の漆器は舊記の徵すべきものなし。

年 次	产	額	製 造 戸 数
大正十一年	三三四、〇八八	円	七三
昭和元年	三三五、六一〇		八〇

昭和二年
昭和三年

三五三、一七八
三七六、四二六

九〇
八〇

日光漆器の種類は、裝飾品、家具、食器にして、擬推朱彫は精巧なる割合に價額廉にして、花鳥、山水の類を彫刻し觀光外人の購買するもの多し。最近日光産の春慶塗は、三重、千葉、茨城、群馬、福島等の温泉地、名勝地の土産品として盛に需要せられ、販路益々擴張せられつゝあり。

日光の工藝品は漆器の外木地製品(木彫)挽物、玩具等あり。木地製品は輸出向にして桶、卓子、椅子等なり。挽物は產出最も多く價額低廉にして一般登光客の購買するもの多し。玩具は需要の盛なるに係はらず多くは箱根地方より移入するもの多し。安蘇郡の漆器は春慶塗、若朱黒の柿合塗等の膳、重箱類等にして產額未だ多からず。

漆器の原料たる木材は中宮祠、栗山地方より供給するの外他地方よりも移入さる。

漆汁は主として東京より移入せり。製品多くは登光客に販賣するものなり。

漆工業組合の設置 本組合は日光漆工業組合と稱し明治四十五年一月二十五日の設立にして同地に於ける漆工、彫刻、木地等の製造販賣業者を以て組織し、斯業に關する製品販賣上の弊害矯正販

路の擴張等を圖りつゝあり。

九〇

第六節 陶磁器

本縣陶器の沿革は記録に徵すべきものなしと雖も、益子陶器は嘉永六年十一月益子の人、大塚啓三郎同地字大津澤に陶土を發見し、之を試験せしに好結果を得、陶窯を宇根古屋に築き日用品を製造せしを以て創始とす。同人は相馬風の製陶法を做ひ製造せしに、偶々相馬地方より陶器職某來れるあり、之を雇入れ製法を研究し大に其の事業を擴張せり。當時の藩主之を一の物産として益々其の隆昌を圖らんとし、同人を御用陶器師とし、又新に製造に從事する者に對しては資本金五十兩を貸與し之を獎勵したりき。又安政二年鹽谷郡長井村（現今の泉村）觀音寺境内の白土を探り來り白掛を爲し彩畫を施し京燒の土瓶及土鍋に擬して製造し、同四年陶器師田中長平なるものを聘し製造に努めたることあり。其の後益子町は擧げて陶業に從事する者多く事業著しく進歩し今日の盛況を呈するに至れり。那須郡大山田小砂及同郡黒羽町の陶器は其の沿革極めて古きものなりと雖も其の記録詳かならず。

益子陶業は前述の如き沿革を経て漸次發展の域に向ひ產額逐年增加の趨勢を呈し、本縣陶器の產額は大部分同地陶器の生産に係れり。大山田村小砂及黒羽の陶器は產額未だ算するに足らず、今本縣陶器の最近五ヶ年間に於ける產額を舉ぐれば左の如し。

年	次	產	額	製	造	戶	數
昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年
六五	六八	七二	七三	六二	六三	六四	六五
四三七、二三〇	四五三、八七六	四六二、二四〇	五三八、五〇九	五〇六、二一〇	四六二、二四〇	四六二、二四〇	四三七、二三〇

益子陶器は主として土瓶、土鍋、釜、火鉢等の日用品にして品質の堅牢と價額の低廉なると膨張縮少少きため、火力に對し強き特長を有するを以て需要の範圍頗る廣く、上下の階級を通し都市僻村普く需要せられつゝあり。原料の陶土は從來附近の民有地を買收し採掘し來りたるも、逐年製品の增加と共に漸く窮乏を告ぐるに至りしを以て、同業者共同して官有地三十餘町歩の拂下を受け、之を同業組合の所有に移したるを以て、將來原料の供給に支障を生ずる等の虞なきに至れり。製品

の販路は殆ど縣外にして縣内は僅に產額の一割に過ぎず、搬出地の主なるものは東京にして次で茨城、福島、千葉、神奈川、靜岡、山梨、群馬、長野、青森及北海道等にして、近時販路著しく擴張するに至れり。取引慣習は製造家に於て、直接東京其の他の得意先に送品するものありと雖、之等は小數の製造家にして大部分は產地に於ける仲買人の手を經て諸方に送出せらるゝものなり。

同業組合の設置 益子陶器が逐年販路を擴張せられ、生産之に伴ふて増加し來りたりと雖、其の製品は依然舊態を脱せざるを以て茲に同業組合を設置し其の面目を更めんとし、明治四十年益子陶器同業組合を設置し爾來組合は銳意製品の改良を圖り、或は標本を購入して組合員の参考に供し、或は練達なる教師を各戸に巡回指導せしめ又は傳習所を設立し（後に之を町營に移せり）職工徒弟を養成し以て製品の增加及改善を圖るに努めつゝあり。

陶器傳習所の設置 益子陶器の製品の改良生産の増加を圖る目的を以て曩に益子陶器同業組合に於て傳習所を設置したるが、大正二年度より之を益子町營に移し優良徒弟の養成を圖りつゝあり。縣は斯業に關し、技術者を益子に在駐せしめて、製品の改善を圖ると共に、當業者を指導し、又此の事業に對し縣費を補助し獎勵を爲しつゝあり。

第七節 麻 製 品

本縣大麻は纖維強靱且つ光澤に富むを以て、之を原料とする各種工業近時著しく勃興するに至れり。其の重なるものは軍用品、鼻緒の心繩、各種原絲、漁業用釣絲等にして產額左表に示すが如し。

年	次	產	額	年	次	產	額
大昭和	正和	十四年	三、八二八、五二五	昭和	三	一、三六〇、二四〇	円
昭和	正和	十五年	六、六八二、七一八	昭和	四年	一、三五〇、〇〇〇	円
昭和	正和	二年	一、三七九、一六六				

陸海軍用に供する馬具その他特に強力を要する苧網は海外輸入品は其の用に適せざるを以て、専ら本縣產製麻を需要せられ年々の供給數量頗る多額に達せり。鼻緒の芯繩は東京、大阪其他の大都市に於ける需要高頗る巨額に上り上等品は皆本縣製麻を用ひられつゝあり。主要產地は下都賀郡栃木町及上都賀郡鹿沼町附近にして多く副業に屬せり。

綱及釣絲は綿絲紡績の發達に伴ひ、價格の低廉なるより一時漁業者が綿絲網を賞用する所となり

たれども、強力を要する網に至りては依然麻糸を使用するもの多く、近年盛ならんとする遠洋漁業に於て特に然りとす。全國に於ける下駄鼻緒の芯繩は、大部分本縣生産の製麻なるを以つて、本縣に於て下駄鼻緒を製造する時は、原料安く且豊富なる爲、品質優良且低廉なる鼻緒を製造し得るを以て、當業者はこの点に留意し、着々これを實現せんとする氣運にあり。

第八節 紙類

本縣和紙の主產地たる那須郡烏山附近に於ける製紙の沿革に就ては記録の徴すべきものなく茫として詳かならずと雖、古老の言に依れば建保の年間那須十郎なる人、時の太守那須肥前守と謀り向田村の下の庄を立て越前の國より奉書漉立職を雇ひ入れ、茲に那須奉書を創製したるを以て其の濫觴と認むるものゝ如し。其の後天正十八年に至り那須三郎資明擅紙即ち大鷹紙なるものを抄造し、引續き棧留紙なるものを漉立て其の後年を逐ふて漸次其の種類を増加し、遂に地方に於ける一大產物となれり。

今本縣に於ける製紙業の現況を見るに烏山地方に於て最も盛なるは境村にして烏山町、向田村、

芳賀郡中川村等之に次ぐ。製品の種類は概ね楮皮を原料とする和紙にして、西の内を主とし障子紙之に次ぎ其の他程村、棧留紙、半紙、大和磨紙とす。就中程村及厚口西ノ内紙は選舉投票用紙として著名なり。今最近五ヶ年間に於ける產額を擧ぐれば左の如し。

年 次	产 額	製造戸数	年 次	产 額	製造戸数
大正十三年	八三四、五七〇円	一四	昭和二年	七〇二、九六〇円	一七八
大正十四年	七七一、五八四	二三五	昭和三年	八〇四、八四四	二〇八
大正十五年	六六二、六三四	二三八			

製品は其の多くは農家の副業なるを以て品質の齊一を缺き往々にして粗製濫造に流るゝことあるを以て、明治三十八年之弊害矯正と併せて製品の改良發達を期する爲、同業組合を設置し縣費を補助して職工の養成技術の指導製品の検査等を行ひ、尙大正三年度より縣に専任技術者を設置し主要製品たる從來の西ノ内紙の改良を圖ると共に、世の需要に投すべき他種類の生産を指導獎勵し、或は抄造方法に改良を加へ生産の増加、勞力の節約、製品の改善等を圖りつゝあり。

本縣製紙は前述したる如く主として烏山地方の和紙なりと雖、尙宇都宮市及上都賀郡、安蘇郡、

下都賀郡等よりも生産せらる。宇都宮市には廢物利用の所謂淺草紙及封筒原紙の抄造を、化學用濾紙の優品を産し之れが販路は前者は關東、東北及北陸地方にして、後者は獨り内地のみならず支那及濠洲方面に輸出せらる。尙河内郡古里村より多量に製出せらるゝ板紙は其の品質優良なるを以て、確實なる販路を有し將來有望なるものとして矚目さるゝに至れり。

栃木茨城製紙改良同業組合は明治三十八年十二月の設立にして本縣那須郡、芳賀郡、茨城縣那珂郡を以て區域とし、地區内に於ける製紙業者、製紙販賣業者、原料販賣業者を以て組織し、業務の施行を便にする爲め組合區域を十三區に分ち、事務所を主要地たる那須郡烏山町に設置せり。同組合は設置以來地區内製紙業の改良發達に銳意する所あり、常に斯業の狀況調査を行ひ組合員をして改良の要點販路の狀況を知らしめ、又は製品の改良と生産の増加を期する爲製紙傳習所を設置して職工徒弟の養成を爲し、或は教師をして各製造家に付巡回指導積極的施設を試むると共に一面には粗製濫造の取締を勵行して定款所定の事業を遂行し斯業の發達に努むる所少からず。

第九節 木 片 織

木片織（木糸織又は經木織とも稱す）は最近の創始にして、宇都宮市に於て初めて之が製織に着手したるは、土屋惣次氏にして明治二十六年なり。次いで同二十八年に至り神野正武氏亦工場を設け斯業を開始したり。當時本品は海外輸出の事とて販賣手續に就き具に困難を感じたるも、其の後幾多の消長を経て主要工產輸出品として相當の販路を英、佛、米に開拓し年產額四拾四万圓を突破したり。この頃斯業を開始するもの續出し、永遠の信用を思はず、職工の争奪をなし粗製品を生産し需要者に迷惑をかけたると、歐洲の大戰の結果需要國の財界不況に遇ひ、大正十四年頃輸出が激減したり。又需要者の信用がなくなりつゝある際岡山、山口縣に木片織を創始するものありて需要者を奪ひたれば、本縣に於ても不況の原因を調査し同業者間の無謀なる競争を正しが回復に努めたり。その結果無責任なる生産者影を消し注文増加し、當業者亦生産品の改良、販路の擴張に努力せしかば斯業は回復しつゝあり。

最近四ヶ年間に於ける產額左の如し。

年	次	產	額	製造戸數
昭和四年	大正三年	二、五五二	四八、八三〇	二二四
昭和四年	昭和三年	二三、〇〇〇	三三、四〇〇	
昭和四年	昭和二年	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇	
昭和四年	昭和一年	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇	

木片織は海外輸出品として婦人帽子の下地として使用さる。宇都宮市特産品の特質は原料が白楊樹なるため關西地方の芋木を原料とするものに比し強靭なると生産品の美麗なるにあり。販路地は英、佛、米にして佛國は需要國の首位を占む。大戰前佛國はこれを加工し再輸出をなしたる爲、本品を大量に輸入せしが大戰の打撃回復せず大量に仕入すること少きに至る。しかれども歐洲諸國の財界回復とともに廉價且品質優良なる宇都宮産木片織は將來有望なるものなり。

近時裝飾品として應用され電燈、店頭、陳列棚用等に賞用せらる。やがて海外取引をなす日が近き状態にあり。

主なる生産者は宇都宮市神野工場なり。

第十節 石灰

石灰の主產地たる安蘇石灰製造の起因は、往古徳川氏武州千代田城築造の際及寛永年中下野日光廟造營の際白土と稱し納付したる事蹟あり。即ち石灰製造御用を仰付けられ又御用納付石灰の外は賣買を嚴禁せられたるも、延亨三年六月中町奉行能勢肥後守、曲淵豊後守に於て諸國賣捌の義聞届けられ毎年運上灰二斗入二百俵宛を納め營業し來り、寛永三年三月中江戸表御用石灰會社設立を許可せられ、九名にて引續き御用石灰納付を爲し市中へも賣捌き來り其の後、寛政十一年六月改革の結果石灰製造人増加し十二名となり、新大橋に御用石灰會社を建設し一手に御用灰を納め市中販賣を行ひたり。然るに明治元年八月民政會計御所より製造人を呼出し是迄新古株に對し御運上を廢止し、一般自由製造被仰聞たるを以て爾來年を逐ふて產額を増加し以て今日に至れり。

本縣に於ける石灰の產地は安蘇郡(田沼町、三好村、赤見村、常盤村)、下都賀郡(寺尾村)、上都賀郡(加蘇村)とす。

最近に於ける產額左の如し。

年次	数量	価額	製造戸数
大正十四年	一五、〇六九、七五〇	六九九、九二五 円	二六
昭和元年	一七、一一七、五四〇	六九二、六二五	二八
昭和二年	九三、一九〇、二六〇	一、五五三、六一九	三〇
昭和三年	一〇八、四一九、四五四	一、八七四、六二一	二九
昭和四年	一四三、六八四、九〇〇	二、一七九、三〇一	三〇

製品の種類は肥料用、建築用、消毒用生石灰、塗壁及漆喰用粉灰、染料用粉灰、肥料用粉灰等なり。殊に建築用品としての野州石灰は品質優れ斯界に於て稱用せらる。特に最近東京復興材料として盛に供給し、復興事業に對し大なる貢献をなしたりと云ふも過言にあらず。之れ地形上他產地に比し利便なると多量生産にして、優品を供給したる結果なり。販路は東海道、北越、長野、山梨、北海道、福島、山形、關東一帶にして、其の主要なるものは東京市及其の附近なり。最近養蠶用石灰を發賣し埼玉、長野、山梨、群馬、福島地方には特種的に販賣せられたるが、年一年と取引高増額せるは新販路として刮目に價す。

原石は產地に於ける廣漠なる連山より採掘し、原料に缺乏を告ぐる如き憂なし。

同業組合の設置 野州石灰製造同業組合は明治四十四年六月の設立にして區域を栃木縣一圓とし地區内石灰製造業者及再製業者を以て組織し、事務所を主要產地たる安蘇郡葛生町に設置せり。同組合は設置以來地區内石灰業の改良發達に銳意す。即ち常に斯業の狀況を調査し、販路の擴張に努むると共に、検査員を常置し、製品に對する検査を勵行し、製品、荷造の粗雜を取締等着々定歎所定の事業を遂行しつゝあり。

野州灰として斯の如く需要の増加せるは、本組合は製品検査を嚴にし、不良品を排し、他產地に比し價格低廉、品質統一且つ優秀なる俵裝、重量のメートル法統一せし故、各地需要者の安心して取引し得る爲め、取引先に歡迎せらるゝ所となり、又一面當業者各地を巡回し、組合製品の批評を考慮し、以て研究製作の結果、斯く全國に屈指の生産地となりたる次第なり。

第十一節 懐爐灰

懷爐灰の事業は明治十五年の創始にして、爾來幾多の研究と實驗とを重ね今日に及べり。懷爐灰の主要產地は下都賀郡栃木町にして、其の他上都賀郡北大飼村、南押原村及宇都宮市等に於て生産

せらる。而して本品の主たる原料は當地方の特産たる大麻殻を利用して、熟練なる製法に依り製出せられ使用最も簡易にして、價格又低廉なれば防寒用として普く賞用せらるゝのみならず、植物性燃料物として本品の右に出るものなし。其の製品種類は詰灰、煉炭、寢爐灰等に大別せらる。最近化學應用の類似品あれど、品質劣れるため何等の影響を受けず。販路は東京、大阪、名古屋、京都、北海道、宮城を主なる移出地とするの外、殆ど全國各地に販路を有し、尙最近海外に輸出せられる量渺なからず。

大正十五年五月同業組合設置以來、尊ら品質の改良を圖り、製品の検査を嚴重にし、益々販路の擴張に努めし爲製品の聲價著しく向上し發展の機運に向ひつゝあり。

最近に於ける生産額左表の如し。

年	次	價	格	製造戸數
昭和二十一年	正元年	二九五、四九四円	七七	八四
昭和二年	正元年	五〇七、九三六円	八九	八九

年	次	產	額	製造場所
昭和三年	正元年	六三六、四八三円	八七	七二

第十二節 生 糸

本縣に於ける養蠶業は益々振興しつゝあるが故に製糸業も盛になりつつあり。

生糸製造の中心地は安蘇郡田沼町、下都賀郡小山町及那須郡狩野村にして最近の生産高左の如し。

年	次	產	額	製造場所
昭和四年	正元年	三、九五一、二四一円	八七	七二
昭和五年	正元年	三、五五一、一七八	一一一	一一一
昭和六年	正元年	三、四一七、四九〇	一二〇	一二〇
昭和七年	正元年	三、六七三、五〇三		

工場組織の製糸場は主なるもの三ヶ所あるに過ぎず、他は副業的に行ふのみなり。

第十三節 宮 染

宇都宮市に於ける中形染は、明治二十六七年一時頗る盛なる時代ありたるも、染法に手數を要し、經濟上引合はざるを以て、漸次衰退を來し殆ど見るべきものなきに至りしが、當業者各自研究の結果、新染法を案出し大正十年頃より新染法を應用加工せし處、田川、釜川の水質の適應せると相俟つて、鮮麗にして且つ堅牢なる染色として、東京方面の問屋筋より頗る好評を博し、加工を依頼する者急速に増加し、衰退を挽回しつゝあり。

年	次	生産額	製造戸数
昭和	昭和	三四八、七二一円	四二
昭和	昭和	三一七、八七二	四二
昭和	昭和	二一九、八一二	四〇
昭和	昭和	一〇三、三六〇	四〇

最近東京附近の問屋筋の注文により、加工染色する風ありて、あたかも東京附近の商人の下働き如き憾あり。當業者もこの点に留意し、獨立して生産し、宮染は宇都宮特産なることを知らしめんと努力しつゝあり。

第十四節 染 篷

糸等は上都賀郡鹿沼町附近、下都賀郡栃木町附近を主要產地となし、俗に鹿沼等と稱す。製品の堅牢と美術的製法は他の隨從を許さず、しかも價格比較的低廉なるを以て需要増加し、販路は殆ど全國に亘れり。

最近に於ける生産額左の如し。

年	次	生産額	製造戸数
昭和	昭和	二三五、〇〇〇円	一七〇
昭和	昭和	一九七、九一八	一六四
昭和	昭和	一九三、八〇八	一四四
昭和	昭和	二九八、六三〇	一四三

近時類似、粗悪の製品各地方に起り、投資的の乱賣をなし、本縣生産の等の販路を攪乱するものあり。故に上下都賀郡當業者はこれに對し、專心製品の改善、販路の維持及擴張に努め居れり。その結果本縣製品は正確堅固なるを以て、需要者に満足を與へ、遠く朝鮮滿州方面に需要者を得つゝ

あり。

一〇六

第十五節 干瓢

本縣の特有農産物たる篇蒲を加工し製造したるものにして、品質の優秀を以つて全國に知らる。篇蒲栽培の起源は天文年間即ち今を去る三百八十餘年なりと稱す。その後幾多の消長を経て今日に及べり。

本縣生産の干瓢は、品質に於て將た其の產額に於て本邦に冠絶せり。主なる產地は下都賀、河内、上都賀の三郡にして販路は東京、大阪地方にして更に同地より各地に移出せらる。干瓢製造の方法は從來専ら手剝の方法に依りたるも、兩三四年來剝製器械の製出に依り、器械剝をなすもの漸次増加し、現今に於ては栽培戸數の約六割に普及するに至れり。

最近に於ける干瓢取引額の如し。

年次	移出數量	價格
昭和二年	九五、七八一	二、〇一七、八一一
昭和三年	七四、四二一	二、四〇一、六五五

同業組合の設置 干瓢は年に依り價格の高低甚だしく當業者をして不安の念を懷かしむるのみならず、製品の粗製濫造を爲す者、或は不正品の移出を爲す者あるに至りしを以て、大正三年下都賀郡石橋町に栃木縣干瓢商同業組合を設け、移出品検査を勵行し、商品の統一を圖りたる結果、商取引は益々圓滑なるに至れり。

第十六節 指物及樽、桶類

本縣は指物類の原料たる桐材及其の他の材料を多く産出するを以て、縣下到る處に於て生産せらるゝも、宇都宮市、足利市、鹿沼町、田沼町の簾笥、太田原町の茶簾笥及長火鉢等は、堅牢にして優雅、價格亦低廉なるを以て一般に愛用せらる。近年東京、東北地方に移出せらるゝ量多く、又宇都宮市、上都賀郡鹿沼町等より製出する戸、障子類は古來堅牢にして價格低廉なる定評あり、近來實用品として需要頗る多し。

第九章 工業

一〇七

樽、桶類は縣下各地に於て產出せられ、堅牢且優美にして、近來縣外移出漸次増加の傾向にあり。最近の產額左表の如し。

年	次	生産額	年	次	生産額
昭和十五年	正月年	二、九五〇、六三〇	昭和二年	正月年	二、四九九、二二五
大正十四年	正月年	二、八九一、九七二	大正二年	正月年	二、七〇九、九八五

第十七節 土管及瓦

主要產地は下都賀郡栃木町、田沼町、皆川村等にして、其の他安蘇郡、足利郡及足利市等に於ても生産せられ、價格低廉なる爲一般より需要せらる。

最近產額左記の如し。

年	次	產額	年	次	產額
昭和十四年	正月年	三六一、一二一	昭和二年	正月年	二、四九九、二二五
大正十五年	正月年	二五一、三五七	大正二年	正月年	二、七〇九、九八五

年	次	產額	年	次	產額
昭和二年	正月年	二七三、一六一	昭和二年	正月年	二、四九九、二二五
大正十四年	正月年	三四四、六六七	大正二年	正月年	二、七〇九、九八五

第十八節 傘

主要產地は宇都宮市、佐野町、烏山町にして、原料は縣内烏山地方に於て產出する「西の内」を使用するを以て、堅牢且廉價なるが故に一般に歡迎せられ、販路は北海道、東北地方が主なるものなり。本縣特產品なる「西の内」の生産と相俟つて、將來有望なる工產品の一なり。

最近の產額左の如し。

年	次	產額	年	次	產額
昭和二年	正月年	二七四、九六六	昭和二年	正月年	二、四九九、二二五
大正十四年	正月年	二三七、一四〇	大正二年	正月年	二、七〇九、九八五
和正十五年	正月年	三三三、四六六	和正二年	正月年	二、四九九、二二五
昭和二年	正月年	三五〇、四三五	昭和二年	正月年	二、四九九、二二五

第十九節 皮革製品

本縣に於て製造せらるゝ靴、鞄、調帶、袋物等の皮革製品は價の廉なると、製作技術の優秀なる點に於て頗る好評にして、年々需要の増加を來しつゝあり。販路は縣内のみに止まらず、東北地方へ移出せらる。主要產地は宇都宮市、足利市及鹿沼町等なり。

最近の產額左の如し。

年 次	產 額	製 造 戶 數
昭和二十一年	二三〇,八二五円	八九
昭和二十二年	二〇九,二九九円	九三
昭和二十三年	二三一,七四九円	一〇五
昭和二十四年	二二五,三二四円	一〇五

第二十節 草履

草履は下都賀郡栃木町及宇都宮市を主產地となす。初め本縣特產なる麻を原料としたる麻裏草履

として、廉價に製造せられ、且体裁よく實用向として賞用せられ年次發達を遂げたり。近時ゴム裏草履を盛に生産す。販路は東京、北海道をはじめ全國に亘り、本縣產草履に不景氣なしと云ふも過言にあらず。尙最近草履の海外輸出を劃策しつゝあり。

最近に於ける生産額左表の如し。

年 次	價 格	製 造 戶 數
昭和二十一年	五二七,六七五円	二〇一
昭和二十二年	五三四,七二六円	二〇三
昭和二十三年	五六五,〇五六円	二〇八
昭和二十四年	五六八,〇三六円	二二四

第二十一節 線香

本縣の線香は日光附近の杉葉を原料として製造するを以て、芳香良しく且つ價格頗る低廉なるを以て年々需要增加の傾向を示しつゝあり。販路は東北地方及近縣にして、主要產地は鹿沼町、今市町、宇都宮市なり。

最近に於ける產額左の如し。

一一二

年	次	產	額
昭和正大昭昭	十四年年年年	五〇九、三七七	一五三、三七七
昭和正大昭昭	一〇〇六年年	二一〇、六〇六	一〇八、九五一

第二十二節 履物類

縣下至る所に產出せらるゝも、日光町に產出せらるゝ日光下駄、宇都宮の宮下駄、鹽原町の鹽原下駄及高尾下駄は何れも特種の雅致を有す。縣下各地に產出せらるゝ下駄素地は、東京及關西方面に移出せらる。

年	次	產	額
昭和正大昭昭	一〇〇九年年	五〇六、二一〇	五〇六、二一〇円
昭和正大昭昭	二三年年	四五四、一六三	四六五、一二七

第二十三節 植物油

本縣の油類は菜種油、胡麻油、荏油等にして、宇都宮市を主產地となす。未だ販路を縣外に求むるを得ず。主に縣内の需要を満すのみなり。

最近に於ける年產額左の如し。

年	次	產	額
昭和正大昭昭	一〇〇九年年	一〇六、四八〇	一〇六、四八〇円
昭和正大昭昭	一〇〇九年年	一〇一、三五八	一〇一、三五八円
昭和正大昭昭	一〇〇九年年	七一、一六二	一八六、九七四

第二十四節 清酒

清酒は縣下各郡市到る處に產出し就中下都賀郡、那須郡は其產額多し。販路は獨り縣内の需要を充すのみならず、縣外移出高も相當多し。主なる移出先は東京、埼玉、茨城、群馬、福島地方なり。

今最近四ヶ年の產額を擧ぐれば左の如し。

一一四

年 次	產 額	製 造 戶 數
昭和三 年	六、六七八、四七五 円	一五七
昭和四 年	八、五七〇、三六八	一五五
昭和五 年	六、一四五、三二〇	一四五

本縣には所謂小山水、佐野水の如き酒造好適水ありて、關東の灘として古くより銘醸地として知られたり。然れども醸造技術の發達に伴ひ更に一段と改善の要あるを認め、大正三年度より縣に専門の技術者を設置し醸造設備の改善並に醸造操作一般に對して指導獎勵常に改良を計りたる結果、縣内を到る處に優良酒の醸出を見るに到れり。更に各郡市酒造組合に臨時醸造試驗所を設置し、當業者並に從業者に醸造實地指導を行ひ或は原料米、麹、酒母、清酒の研究會若くは品評會を開催し、或は斯業に關する講話會を開く等、生産組織の改善並に醸造方法の改良販路の擴張を計りつゝあり。

酒造組合の設置 酒造組合は縣下各所の稅務署管内を區域とし之を設置し、更に中樞機關として各酒造組合を聯合して、酒造組合聯合會を組織して全國酒造組合中央會との連絡を計り、斯業の改

善發達を計りつゝあり。

第二十五節 醬 油、味 噌

醤油醸造の重なる產地は下都賀郡にして、其他各郡市にも相當の產額あり。最近五ヶ年間の產額を擧ぐれば左の如し。

年 次	石 數	價 格	釀 造 戶 數
昭和三年	六三、九四五 石	二、八七七、五二五 円	一一七
昭和四年	五四、三〇四	二、七一五、二〇〇	一一七
昭和五年	一二、〇一四	五〇四、五八八	九五
昭和六年	五一、七八三	二、一六五、九二七	一〇五
昭和七年	六三、八九一	二、二七六、三八八	一一〇

本縣の醤油は近時著しく品質改善せられたりと雖も尙優等品の產出比較的乏し。これ本縣は氣候的に醤油醸造に恵まれざるにも依るも、醤酒醸造業者の規模が下都賀郡の一部を除きては概ね小にして、且つ專業者少く從つて製造方法頗る幼稚なるに因れり。

故に縣に於ては改善の急務を認め大正四年度より清酒と等しく専門の技術者を置き設備の改善、機械類の應用を、代用原料品の使用を獎勵し併せて醸造法の改善及速醸法の普及等を行ひ斯業の發達を圖りつゝあり。

醤油組合の設置 醬油組合(準則組合)は酒造組合と等しく稅務署管内を區域として之を設置し、更に之を聯合して栃木縣一圓を區域とする栃木縣醤油醸造組合の設立を見たり。

味噌醸造の重なる地方は下都賀郡及宇都宮市にして其他の郡市にも產出す。今最近七ヶ年間の產額を擧ぐれば左の如し。

年次	醸造數量	價格	額	醸造戸數
昭和二年	二,一九一,〇〇三	一,一〇二,八二三	八一	八三
昭和三年	二,二〇二,三七一	一,〇五八,四一四	九〇	八〇
昭和四年	一,八四一,四三九	九九八,四七七	九八	八〇
昭和五年	二,〇八〇,一八三	一,〇〇九,〇四四	九八	八〇
昭和六年	二,〇六〇,三四五	一,〇〇二,〇五七	九八	八〇
昭和七年	二,四一,三七五	一,〇一二,六七八	九八	八〇
昭和八年	二,五二一,四六三	一,〇三〇,六六九	九八	八〇

第二十六節 其の他の工產品

「菓子」 本縣に於ける菓子中最も人口に膾炙せるものは別項名産食料品中に示せるが如くにして近時宇都宮、日光等に準則組合を組織し、嗜好の變遷、衛生上に關する事項を探究し専ら時代の進運に適應する様努力しつゝあり。

年產額は四百萬圓なり。

「麵類」 麵類は縣下各地に生産せられざる地なしと雖も、稍大規模の生産をなしつゝあるは宇都宮市、栃木町等にして年產額百五十九萬圓に達す。

第十章 特產及名產品

本縣に於ける特產品及名產品として數ふべきもの相當に多きも、其の内主なるものを擧ぐれば次の如し。

品名	摘要	要
足利織物	意匠の革新と圖案の巧妙にして且つ廉價なるを以て汎く世人の好尚に適す。其の種類の主なるものは御召、銘仙、大島節糸その他簾臺紺、縮緬、明石上布、米流、風通、麻織物、毛織物等すべて優秀なるものなり。	
佐野綿縮	廣巾物は重要な輸出品にして鐵立、風合、漂白、整理等の優良なることは他地方の追従を許さざる特質を有す。	
結城紬	高雅な風地と堅牢とな以て洽く世人に知られ、實用向の織物としての價值は夙に定評ある所なり。又以て、染色は華麗堅牢にして持久力に富むを特長とす。	
製紙	地色に正藍を使用せらるゝを以て、染色は華麗堅牢にして持久力に富むを特長とす。	
益子陶器	那須産紙として汎く各地に取引せられ原料は楮皮にして手漉製なるが故紙質極めて強韌なり。其種類は程村、西の内、障子紙、棧留紙、半紙、大和塵紙、傘紙、黒漉、濾紙、板紙等主なるものなり。	
日光漆器	益子焼の特徴とす。	
懐爐灰	日用品にして、品質の堅牢なると價格の低廉且つ外觀の極めて風雅なるを以て	
麻及加工品	日光の名木を以て製造したるものにて裝飾品、家具類、食器類として堆朱影は花鳥山水を彫刻したる精巧なるものなり。割合廉價なるを以て觀光外人に最も歓迎せらる。	
佐野鑄物	麻殼を以て製造したるものにして輕便な保温料として一般に賞賛せられ、廉價にして品質優良なり。	
風呂釜、火鉢等の日用品を鑄造せらる。	古く天慶年間に軍需品の製造をなしたるに始まり、現在に於ては鐵瓶、鍋、釜、	

木片織	木絲織又は經木織とも稱し白楊樹(ヤマナラシ)を原料として製造したる織物にして婦人帽の下地其他裝飾用として最も賞賛せらる。
干瓢	扁蒲を加工して製造したるものなることは一般に知るところにして、品質の優良と產額の多きは全國第一位を占め、美味且つ滋養に富むを以て食料品として需要多し。
瓢加工品	瓢は外觀の美麗なる扁蒲の内部を取除き種々の技巧を施して製造したるものにして、製品には茶盆、炭入、煙草盆、菓子器、火鉢、花挿、玩具等種々あり。何れも雅味を帶び一般に賞美せらる。
傘	獨家庭に於て日常使用せらるゝ座敷簾にして、製品の堅固と美麗且つ其の製造の特なるは他の之れに及ばざる所なり。本品は實用向にして割合に廉價なり。
鹿沼簾	原料たる西の内は本縣の特產品なるが爲めて紙質の強韌にして且つ廉價なる一般の嗜好に適したるもの生産せらる。
麻裏草履物	原料たる西の内は本縣の特產品なるが爲めて紙質の強韌にして且つ廉價なる一般の嗜好に應じ特に革新なる意匠を凝し外觀の美と材質の堅緻とを以て一般に歓迎せらる。殊に日光下駄は其の風雅を好まれ需要多し。
清酒	原料たる麻は特產品なるを以て廉價に製造せられ、体裁優美にして實用向なり。
醤油	県下各郡に釀造家あり、下都賀郡は特に關東に於ける銘醸地として一般に認識せらる。昭和二年十月日本釀造協會關東支部第七回酒類醬油品評會に於て優勝旗を獲得し益々其の聲價を高めつゝあり。
大谷石	縣下各地に亘り生産するも下都賀郡を主產地とす。近時品質の向上著しく帝都を始め各地に移出するもの多し。
石灰	品質優良なるを以て塗壁及漆喰用、染料用、肥料用、消毒用等に供せらる。
谷油	吸水量少なく割合質は緻密にして耐寒耐火に強く工作に容易なるが爲、建築用材として理想的なるものなり。

名産食料品

品名	摘要	要
宮の餅	宇都宮の名菓にして白玉粉餅に砂糖を塗して製し香味佳良なり。	
友白髪	一名千瓢の砂糖漬とも稱し宇都宮の名菓にして、長千瓢の細切したるものに砂糖を塗し頗る美味なり。	
干瓢羊羹	宇都宮の名菓の一にして、羊羹に千瓢を混じたるものにして、茶菓として賞用せらる。	
日光煉羊羹	日光の名物にして土產品として一般に嗜好せらる。	
日光饅頭	日光の名物にして頗る美味なり。	
岩蛤	宇都宮の名物にして上菓子として嗜好せらる。	
日光蕃椒	蕃椒を紫蘇巻にしたる漬物にして特有の風味を有す。	
那須の漬	茄子、大根、刀豆等其他數種の野菜類の漬物にして風味佳良なり。	
都漬	宇都宮の名産にして千瓢若實を粕漬となしたるものにて頗る美味なり。	
古代瓦煎餅	足利古代の瓦十種を型取り、土產品として一般の嗜好に適す。	
不二羊羹	足利の名産にして紫蘇と胡麻を混じたる美味なるものなり。	

袖羊羹	栢木の名産にして袖を含味せしめたる風味良く茶菓に好適なり。
吉原棒	「こかぼう」とも稱し宇都宮の名産にして風味良し。
日光山椒漬	日光の名産にして香味良し。
鐵泉せんべい	栢木の名菓にして礦泉を含有せしめ頗る滋養に富む。

第十一章 各種組合

第一節 産業組合

沿革

本縣産業組合の濫觴は遠く組合法發布前即ち明治二十七年故品川子爵の唱導せられたる信用組合の趣旨に則りて鹽谷郡矢板町に矢板信用組合（現今の有限責任矢板町信用組合の前身）の設立を見たるに始まり。明治三十三年産業組合法の發布せらるゝや、縣は法令の趣旨普及を計ると共に設立の奨励に努めたる結果、翌三十四年中には十一組合の設立を見るに至り、其後漸次其の數を増加し成績優良なるもの渺からざりしと雖、亦一面稍々濫設の嫌無きにあらざりき。即ち此の

當時に設立したる組合中には理事者すら組合の本旨を了解せず、爲に幾何ならずして事業の不振に陥り解散の止むなきもの相踵て生ずるに至りしを以て、縣は既往の實績に鑑み大正元年より從來の方針を改め新設組合に對しては特に精密なる調査を遂ぐると共に、既設組合の指導監督に努めしを以て其の數に於て多くの増加を見ざりしと雖も、其の内容に至りては著しく進歩の跡を認むるに至れり。殊に大正十四年度より之が専任吏員を各郡に配置し益々其の内容の充實と不振組合の整理刷新並未設町村に對する設立獎勵に努めたるの結果、大いに見るべき成績を收め得たりしも僅に一ヶ年にして郡役所廢止の爲、之等吏員を縣に移管すると共に産業組合中央會栃木支會に對する補助を増額し、特定指導組合の設置と指導専任吏員の設置とをなさしめ以つて指導の周到を期し、一面不良組合の整理刷新と新設獎勵に努めたるの結果、事業分量著しく増大せるのみならず内容充實しそう堅實なる發達を見るに至れり。

現況 昭和三年末に於ける産業組合の總數は聯合會二、組合百八十二を算す。今昭和三年の事實に依り概況を叙述すれば、組合員數六萬九千六百六十二人内農業者は五萬六千六百九十四人の多

きを占め雜業者（大部分は労働者）の六千四百四十四人之れに次ぎ、商業者の四千六百六十八人、工

業者の千八百六十四人、林業者最も少く二十三人なり。出資總額は三百三十五萬五千八百十五圓内拂込済額二百十四萬七百三十五圓、諸積立金百十萬五千五百六十五圓、借入金は同年度内に於ける借入額三百六萬三千七百六十五圓にして、年末現在額は二百四十萬一千四百五十六圓、利率は普通年八分、貸付金普通利率は年一割、貯金普通利率は年六分一厘なり。

信用組合 單營四十四兼營百十一合計百五十五組合にして最も多數を占む。貸付金は年内貸付額六百七十九萬三千百十三圓、同償還五百七十七萬六千九百七十圓、年末現在額六百四十六萬九千九百十三圓にして内有擔保貸付二千九十六件、百八萬二千六十六圓、無擔保貸付二萬二千三百四件、四百三十七萬一千六百三圓用途は肥料、土地、農具購入資金、農舍建築、舊債償還資金等最も多く利率は期限の長短用途の如何等に依りて區々なるも普通一割一分二厘なり。貯金は年内受入額八百四十六萬四千六百二十五圓、同拂戻額七百三十萬五千七百五十九圓、年末現在額四百八十五萬三千五百四十五圓、貯金人員三萬九千五百四十二人なり。利率は普通六分二厘なり。

販賣組合 單營二、兼營百三合計百五組合にして組合數は相當多き數字に上れるも、實際活動しつゝあるもの極めて小數なるは甚た遺憾とする處なり。販賣總額百五十七萬四千百十七圓にして

此の取扱組合數十五、主なる取扱物品は米、麥、菓工品、織物等なり。

購買組合 單營八、兼營百十六合計百二十二組合にして仕入總額二百十五萬九千四百六十圓、賣却總額は一百二十八萬一千四百三十四圓なり。聯合會の設立と相俟つて、購買事業を開始し、又は兼營するもの増加しつゝあり。而して主なる取扱物品は肥料、米、織物、砂糖、酒類等なり。

利用組合 單營四、兼營三十三合計三十七組合にして利用設備の主なるものは電燈、土地、建物等にして利用料一萬六百七十四圓なり。資金の關係と經營施設の方途未だ一般に周知せられるるに依り發達の幼稚なるは遺憾とする所なり。

聯合會 信用組合聯合會及購買販賣組合聯合會なり。

縣下產業組合の連絡を保ち有無相通して相互の利便を圖り組合の効果をして一層大ならしめんがため、明治四十四年十二月縣一圓を區域とする保證責任栃木縣信用組合聯合會を設立せり。大正十年組織を有限責任に改めたるも大正十二年產業組合中央金庫の設立と共に大正十三年より之が業務代理を開始したると保證業務に依る事業分量著しく増大したるのみならず、所屬組合の增加に依り出資一口の金額を五百圓となすと共に更に組織を保證責任に改めたり。昭和三年末に於ける狀況を

見るに所屬組合數百三十九、出資總額二十二萬七千圓、諸積立金二萬四千九百五十圓、借入金四十八萬二千六百四十六圓、貸付金百九十九萬四千百七十一圓、貯金八十八萬三千二百七十八圓にして逐年異數の發展を致しつゝあり。

購買販賣組合聯合會は昭和三年四月の設立にして所屬組合數六十五、出資口數七百六十四、出資金二萬二千八百圓、一ヶ年の購買高約三十萬圓、取扱品目は肥料、經濟用品なり。

產業組合中央會栃木支會 明治三十八年大日本產業組合中央會の創設せらるゝと共に、之が趣旨に基き縣下產業組合の普及發達を圖る目的を以て明治三十九年下野支會の設置を見たり。其の後產業組合法の改正に依り中央會の組織變更を見たるを以て、本會亦明治四十三年組織を變更すると共に會則の變更を行ひ產業組合中央會栃木支會と改稱し、縣下產業組合の指導機關として活動しつつあり。殊に大正十五年郡役所廢止と共に専任指導吏員を設置し、特定指導組合を設けて着々使命の遂行に努めつゝあり。

種類別郡市組合數 (昭和四年末)

合計	足	宇	安	那	壠	下	芳	上	河	郡	市	名
四四										信		
二										販		
八										購		
四										利		
四										販		
四										購		
一										利		
一六										購		
三										利		
七〇										信		
二										販		
二三										購		
一八二										利		
一七九										購		

組合分布ノ状態 其一 (設置市町村數ト) (昭和四年末)

合計	足	宇	安	那	壠	下	芳	上	河	郡	市	名
九二										市	町	村
二七										有	組	合
五										一、	二、	三
二										二、	三、	四
一										四、	五、	六
二										五、	六、	七
一三八										六、	七、	八
一七七										七、	八、	九
七二三										八、	九、	一〇

組合分布ノ状態 其二 (昭和四年末) (組合別)

		足	字	安	那	據	芳	上	河	郡	市	名	ノセザル区域
		都	都	都	都	都	利	宮	蘇	須	谷	賀	賀
合	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	ノセザル区域
二八		一	五	一	四	九	一	七	一				ノセザル区域
一六		一	一	一	五	二	一	四	二	二			ノセザル区域
一〇六		二	四	九	二	五	九	一	三	〇	一	五	ノセザル区域
一九		二	三	一	六	一	一	三	一	一			ノセザル区域
八		一	一	三	一	二	二	一	一	一			ノセザル区域
一七八		四	八	一	五	七	三	〇	三	二	二	一	九

特定指導組合

組合名	所在地	設立許可ノ年月日
吉田村信用購買販賣組合	河内郡吉田村大字本吉田七八三	大正六、二〇、三
南押原村信用購買販賣利用組合	上都賀郡南押原村大字榆木四九三	同七、三、五
市羽信用購買販賣利用組合	芳賀郡市羽村大字赤羽二、七三八	明治四、二、六
大宮村信用購買販賣利用組合	下都賀郡大宮村大字今泉八六五ノ一	同四、二、六
船生信用購買販賣利用組合	撫谷郡船生村大字船生三、二二一ノ五	大正四、二、六
親園村信用購買販賣利用組合	那須郡親園村大字親園五五	明治四、二、六
荒川村信用購買販賣利用組合	那須郡荒川村大字大金一九四	大正四、二、六
旗川村信用購買販賣利用組合	安蘇郡旗川村大字並木五二二	明治四、二、六
足利市購買組合	足利市井草町二、三九三	大正六、二〇、三

第二節 農業倉庫附米券倉庫

農業金融と農産物販賣法の改善は農家經濟に至大的の關係を有するを以て、大正元年九月米券倉庫設置獎勵規程を發布し之が勧奨に努めたる結果、縣下八倉庫の設置を見漸次進展しつゝありしも、大正六年農業倉庫業法の發布に伴ひ農業倉庫設置獎勵規程を設け組織の變更をなさしむると共に、

新に設置の獎勵をなしたる爲新設相踵いて生ずるに至れり。茲に於て倉庫機能の發揮を充分ならしむる爲更に産業組合經營を獎めたる結果、何れも組織の變更を行ひたるを以て利用する者漸次多きを加へ着々發達を致しつゝあり。昭和四年末に於ける現況左の如し。

農業倉庫名一覽

(昭和四年十二月末日現在)

經營主體名	倉庫所在地	棟數	構造	坪數	收容力	認可年月日
河内郡	田原村	一	石造	三、二五	大正七、三、二五	昭和三、八、二
無田原村信購販販組合	上三川町	一	石造	一〇、五〇	同	同
上三川信購販利組合	富屋村	一	石造	四、〇〇	七、三	昭和三、八、二
同富屋村信購販利組合	篠井村	一	石造	四、〇〇	七、三	昭和三、八、二
同篠井村南部信購販組合	篠井村	一	石造	三、〇〇	八、八	昭和三、八、二
計(四)		五	一	一	一	
上都賀郡	西方村	一	石造	三、〇〇	同	同
有西方村信購販組合	落合村	一	石造	三、〇〇	七、七	昭和三、八、二
同落合村信購販利組合	南押原村	一	石造	三、〇〇	八、八	昭和三、八、二
同南押原村信購販利組合	北犬飼村	一	石造	三、〇〇	九、三	昭和三、八、二
同北犬飼村信購販利組合		一	石造	三、〇〇	三、三	昭和三、八、二

重要物產同業組合一覽

第三節 同業組合

本縣に於て、重要物産同業組合法に依り設立された同業組合は、明治三十二年設立の足利繩物同業組合が最も古く、其の後對外的取引の増加と共に組合の設置に依り検査事業を行ひ、以て品質の改良と聲價の發揚を爲すの緊要なるを認めらるゝに至り、漸次各地に各種同業組合の設立を見現在十七組合あり。何れも和衷協同營業上の弊害矯正、販路の擴張及共同利益の増進に努めつゝあり。今之等組合の名稱、事務所の位置、設立年月日を示せば左の如し。

足利市計(一)	有樂町	木造	五〇四、四五
合計(三〇)	有樂町	木造	五〇四、四五
足利信購販利組合農業倉庫	有樂町	木造	五〇四、四五
合計(一)	有樂町	木造	五〇四、四五
足利市	有樂町	木造	五〇四、四五
三、一五、二	三、三六〇	三、三六〇	三、三六〇
四、一〇	四、一〇	四、一〇	四、一〇
二、一四、〇〇七	二、一四、〇〇七	二、一四、〇〇七	二、一四、〇〇七
昭和二、六、元	昭和二、六、元	昭和二、六、元	昭和二、六、元

宇都宮市	足利郡	安蘇郡	有安蘇郡	有荒川村	有那珂村	同野崎村	同烏山町	同湯原町	親園村
計(二)	計(一)	計(八)	計(八)	組合	組合	組合	組合	組合	組合
足利郡南部販利組合	小俣信購販組合	安蘇郡販利組合	有安蘇郡販利組合	荒川村信購販組合	那珂村信購販組合	烏山町信購販組合	湯原町信購販組合	大田原支庫	親園村信購販組合
御厨町	小俣町	植野村	植野村	荒川村	那珂村	烏山町	湯原町	大田原町	親園村
川向町	御厨町	植野村	植野村	荒川村	那珂村	烏山町	湯原町	大田原町	親園村
及石造木藏	石造	石造	石造	石造	石造	石造	石造	石造	石造
五〇四、四五	一一一	一一	一一	四一	一二三	二一	三、〇〇	五、〇〇	三、〇〇
一〇三、〇〇	石石	石	石	石石石	石石石	石土	土	土	土
西、〇〇	造	造	造	造	造	造	造	造	造
四八、〇〇	及石造木藏	及石造木藏	及石造木藏	及石造木藏	及石造木藏	及石造木藏	及石造木藏	及石造木藏	及石造木藏
昭和四、六、六	昭和四、二、三	昭和四、一、四	昭和四、一、四	昭和四、六、四	昭和四、六、四	昭和四、六、四	昭和四、六、四	大正八、二、七	大正八、二、七

名稱	事務所位置	設立認可年月日	組長名
	昭和三年度 經費豫算		
足利織物同業組合	足利市	明治三月二十二年四月九日	川島藤左衛門
佐野織物同業組合	安蘇郡佐野町	明治三月二十二年四月九日	奥澤金太郎
大山田煙草生産同業組合	那須郡馬頭町	明治三月二十四年六月廿八日	深澤秋之助
栃木茨城製紙改良同業組合	同郡烏山町	明治三月十八年六月廿二日	大橋清吉
益子陶器同業組合	芳賀郡益子町	明治三月廿四年四月廿二日	笛島藤作
栃木縣干瓢商同業組合	下都賀郡石橋町	明治三月廿八年四月廿二日	生沼又藏
上都賀郡大麻商同業組合	上都賀郡鹿沼町	明治三月廿九年四月廿九日	川島藤左衛門
野州石灰製造同業組合	安蘇郡葛生町	明治三月廿九年四月廿九日	奥澤金太郎
栃木縣穀物商同業組合	下都賀郡小山町	明治三月廿九年四月廿九日	深澤秋之助
栃木縣懷爐灰製造同業組合	同郡栃木町	明治三月廿九年四月廿九日	大橋清吉
栃木縣桑苗同業組合	栃木縣廳内	明治三月廿九年四月廿九日	笛島藤作
野州北部木炭同業組合	那須郡大田原町	明治三月廿九年四月廿九日	生沼又藏

野州南部木炭同業組合	塙谷郡矢板町	大正十三年十月廿八日	村櫻榮治
栃木縣芳賀郡木炭同業組合	芳賀郡真岡町	大正十三年十月廿五日	鈴木良一
今市木炭同業組合	上都賀郡今市町	大正十三年十月廿五日	武井國太郎
栃木縣野州西部木炭同業組合	安蘇郡佐野町	大正十三年十月廿一日	櫻井源右衛門
栃木縣都賀木炭同業組合	下都賀郡栃木町	昭和三年十一月廿一日	平田貫一
		昭和三年十一月三十日	藤田勇
石下城治	平山清次郎		
中村角平	大川才次郎		
大島廣吉	大島廣吉		

第四節 酒造組合

本縣に於ける酒造組合は明治三十七年十二月法律第八號を以て公布せられたる、酒造組合法に依り設置せられたるものにして、組合地區は各稅務署の所轄區域を以てし、現在は組合數六、而して之等組合を以て栃木縣酒造組合聯合會を組織す。組合事業の主なるものは清酒品評會の開催、講習講話會の開催、販賣價額の協定、其の他各組合間の連絡を保ち事業の改善進歩を圖りつゝあり。

酒造組合一覽 (昭和四年十二月末日現在)

名 称	事務所位置	設立年月日	組長名
栃木縣酒造組合聯合會	宇都宮市蓬萊町三〇番地	明治四十二年八月廿七日	福田芳太郎
宇都宮酒造組合	宇都宮市池上町	明治三十八年九月二十日	今井幸平
上都賀郡酒造組合	上都賀郡鹿沼町	同九年七月廿七日	藤田藤吉
下都賀郡酒造組合	下都賀郡栃木町	同十月二十日	渡邊万吉
芳賀郡酒造組合	芳賀郡真岡町	昭和十五年十一月廿九日	小貫松一郎
那須塙谷郡酒造組合	那須郡大田原町	明治四十年五月九日	高杉政六
足利安蘇酒造組合	足利市	明治四十年十月九日	中森彦兵衛

本縣に於ける準則組合は其の數左表の如くにして、事業は營業上の弊害矯正、生産品の改良、價格協定等主なるものなりとす。

第五節 準則組合

(昭和四年十二月末日現在)

名 称	事務所位置	設立年月日	代表者氏名
宇都宮醤油製造組合	宇都宮商工會議所内	大正元年十一月廿九日	田中千代吉
栃木洋服商組合	下都賀郡栃木町大字栃木一七	大正三年八月二十日	高橋藤一郎
栃木縣清涼飲料水製造組合	宇都宮市材木町一、五二八	大正四年九月十五日	金原清作
上都賀郡醤油釀造組合	上都賀郡鹿沼町大字鹿沼一、六九七	大正二年十月十一日	山本兵三郎
宇都宮洋服業組合	宇都宮市旭町一丁目九三九	大正十四年七月廿六日	栗原辰五郎
日光材木商組合	上都賀郡日光町大字日光六三一	大正二年七月廿六年	北原武市
日光漆工業組合	上都賀郡日光町一、五四三	明治四十年十月廿五年	江田庄太郎
下都賀郡醬油味噌釀造組合	下都賀郡栃木町大字栃木五七〇	明治四十年七月廿六年	岩崎清七
宇都宮履物業組合	宇都宮市池上町三、〇〇六	明治四十年七月廿六年	竹村太左衛門
足安蘇利醬油釀造組合	芳賀郡久下田町大字谷田貝五六	明治四十年七月廿六年	金子傳平
下都賀郡土器製造業組合	安蘇郡界村大字高萩四五七	明治四十年七月廿六年	新井藤作
日光煉瓦製造業組合	下都賀郡岩舟村一大字静八五九	明治四十年七月廿六年	矢野宗吉
上都賀郡日光町役場内			

佐野洋服商工組合	安蘇郡佐野町六九二	大正六年四月十六日
宇都宮麴製造組合	宇都宮市材木町二七	大正二年八月三十日
鹽谷郡麴製造組合	鹽谷郡氏家町一四五家	大正三年十月廿三日
宇都宮菓子營業組合	宇都宮市江野町六	大正六年十月廿七日
宇都宮大谷石材採掘問屋組合	宇都宮市新石町七〇	大正八年九月十九日
栃木縣土木建築請負業組合	宇都宮市宮島町二四二	昭和三年三月

第十二章 關係諸規程

栃木縣商品陳列所規程 (栃木縣令第三十號 昭和三年三月二十七日)

- 第一條 商品陳列所ハ生産品ノ改善販路ノ擴張ヲ圖ル爲左ノ業務ヲ行フ
 一 商品ノ見本及參考品ノ陳列展覽
 二 商品ノ試賣
 三 生産品ニ關スル各種ノ調査
 四 商取引ニ關スル各種ノ紹介
 五 圖書其ノ他刊行物ノ發行蒐集及展覽
 六 產業上必要ナル意匠圖案ノ研究及調製
 七 陳列品ノ貸與及分與
 八 展覽會及共進會ノ開催
 九 生產品ノ縣外陳列
 十 其ノ他生產品ノ改良發達ニ必要ナル施設

第十二章 關係諸規程

第二條 商品陳列所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

主事
技師
主事補

技手

前項ノ外必要ニ應シ嘱託員ヲ置クコトヲ得

第三條 所長ハ主事ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ知事ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下職員ヲ指揮監督ス

第四條 主事及主事補ハ所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第五條 技師及技手ハ所長ノ命ヲ承ケ技術ニ從事ス

第六條 商品陳列所ニ商議員及調査委員若干名ヲ置クコトヲ得

商議員及調査委員ハ知事之ヲ命シ又ハ嘱託ス

商議員ハ知事ノ諮詢ニ應シ意見ヲ開陳シ調査委員ハ所長ノ委嘱ニ依リ隨時調査研究ノ事務ニ從事ス

附則

本令ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

栃木縣商品陳列所規則

(栃木縣告示第百六十五號)

第一章 出品及寄贈

第一條 商品陳列所ノ陳列品ハ左ノ四種トス

一 商品陳列所ノ費用ヲ以テ購入シタル商品

二 商品見本又ハ参考品トシテ陳列ノ委託ヲ受ケタル商品

三 試賣ノ目的ヲ以テ陳列ノ委託ヲ受ケタル商品

四 參考品トシテ寄贈ヲ受ケ又ハ借入レタル商品

第二條 商品陳列所ニ商品ヲ委託セムトスル者ハ様式第一號ニ依ル目錄ヲ、商品ヲ寄贈セムトスル者ハ様式第

二號ニ依ル目錄ヲ提出シ所長ノ承認ヲ受クヘシ

目錄ノミヲ以テ商品ノ性質及効用ヲ示シ難キモノニ在リテハ説明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第三條 左記各號ノ一二該當スル商品ハ出品又ハ寄贈ヲ受ケルコトヲ得ス

一 危險ノ虞アリト認ムルモノ

二 風俗又ハ秩序ヲ棄ル虞アリト認ムルモノ

三 衛生上有害ナリト認ムルモノ

第十二章 關係諸規程

四 他ノ出品物ニ妨害アリト認ムルモノ

五 陳列ノ價值ナシト認ムルモノ

六 種類、性質、容積等ノ關係上陳列シ得サルモノ

第四條 商品ノ出品者又ハ寄贈者第二條ノ承認ヲ受ケタルトキハ現品ヲ堅牢ニ荷造シ直ニ之ヲ送付スヘシ

現品到達シタルトキハ陳列證又ハ受領證ヲ交付ス

第五條 出品者ハ何時ニテモ出品物ノ更換又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得

所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ出品物ノ陳列ヲ中止シ又ハ撤去セシメ若ハ更換セシムルコトアルヘシ

第六條 出品物ノ搬入、返還、更換及寄贈品ノ搬入ニ要スル荷造、運搬、保險料等ニ要スル費用ハ總テ出品者又ハ寄贈者ノ負擔トス但シ出品又ハ寄贈品ノ性質ニ依リ所長ニ於テ特ニ必要ヲ認メタル場合ハ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔スルコトアルヘシ

第七條 出品及寄贈品ノ陳列ニ要スル設備並其ノ裝飾ハ商品陳列所ニ於テ之ヲ行フ但シ特別ノ裝置ヲ要スルモノハ出品者又ハ寄贈者ノ負擔トス

第八條 出品者ハ出品目錄及説明書ノ記載事項ニ異動ナ生シタルトキハ其ノ都度之ヲ所長ニ届出ツヘシ

第九條 出品物ヲ購買セムトスル者ハ其ノ旨所員ニ申出ツヘシ

販賣品ハ現金ト引換ニ之ヲ交付ス

第十條 出品者ニ於テ本則ノ規定ニ違背シ又ハ所長ノ發スル命令ニ從ハサルトキハ所長ハ其ノ出品ノ承認ヲ取

第二章 縱 覧

第十二條 商品陳列所陳列室ハ祭日、祝日ノ翌日及毎月末日並十二月二十九日ヨリ翌年一月五日迄休所スルノ外毎日左ノ時間中開所ス但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮シ臨時開所若ハ休所ヲ爲シ又ハ一時縱覽ヲ停止スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十月三十一日迄

午前八時開所 午後四時閉所

十一月一日ヨリ翌年三月三十一日迄

午前九時開所 午後四時閉所

第十三條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ縱覽ヲ拒絶スルコトアルヘシ
 一 十歳未滿ノ者ニシテ保護者ノ同伴ナキ者
 二 精神病者又ハ醉狂者ト認ムル者
 三 危險若ハ巨大ノ物品ヲ携帶シ又ハ畜類ヲ牽ク者
 四 其ノ他所員ノ指示ニ從ハサル者

第十二章 關係諸規程

第十四條 縦覽人ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一 所員ノ許諾ヲ受ケヌシテ陳列品ニ手ヲ觸レサルコト

二 喫煙又ハ喧噪等ノ行爲ヲ爲ササルコト

三 所長ノ承認ヲ受ケヌシテ陳列品ノ撮影又ハ模寫ヲ爲ササルコト

四 其ノ他所員ニ於テ指示シタル事項

第十五條 縦覽人陳列品ヲ汚損、毀損又ハ亡失シタルトキハ所長ノ定ムル所ニ依リ相當價額ヲ賠償スヘシ

第十六條 縦覽人ニ於テ陳列品ノ説明ヲ求メムトスルトキハ所員ニ申出ツヘシ

第三章 紹介及調査

第四章 參考品貸與

第十七條 商工業ニ關スル取引ノ紹介又ハ調査ヲ依頼セムトスル者ハ其ノ事項ヲ具シ所長ニ申出ツヘシ

第十八條 前條ニ規定スル紹介又ハ調査ニ關シ特ニ費用ヲ要スル場合ハ請求書ニ於テ其ノ實費ヲ負擔スヘシ

第十九條 商品陳列所ニ備付ノ参考品ハ希望ニ依リ期間ヲ定メ貸與スルコトアルヘシ

第二十條 参考品ノ貸與ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ所長ニ申出スヘシ

第二十一條 参考品ノ貸與スヘキ期間ハ三十日以内トス参考品ノ貸與ヲ受ケタル者ハ借用證ヲ差出スヘシ

第二十二條 貸與品ヲ汚損、毀損又ハ亡失シタルトキハ所長ノ定ムル所ニ依リ相當價額ヲ賠償スヘシ

第五章 圖書閱覽

第六章 會場貸與

第二十三條 商品陳列所ニ備付ノ圖書其ノ他ノ刊行物ハ希望ニ依リ之ヲ閱覽セシム

第二十四條 圖書其ノ他ノ刊行物ヲ閱覽セムトスル者ハ所員ニ其ノ旨申出ツヘシ

第二十五條 閱覽ノ圖書其ノ他ノ刊行物ヲ汚損、毀損又ハ亡失シタルトキハ所長ノ定ムル所ニ依リ相當價額ヲ

賠償スヘシ

第七章 會場貸與

第二十六條 商品陳列所内集會室及附屬公會堂ハ實業、教育、慈善其ノ他ノ集會又ハ事業ニ之ヲ貸與ス

第二十七條 貸與ヲ受ケムトスル者ハ左記事項ヲ記載シタル申込書ヲ所長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クヘシ

一 使用ノ日時

二 使用室名

三 使用ノ目的及方法

四 入場豫定人員

五 貸與ヲ受ケムトスル器具及其ノ數

六 責任者ノ職業及住所氏名

第二十八條 貸與スヘキ時間ハ開所時ヨリ午後十時迄トス但シ時間外ニ使用ヲ要スル事實ノ生シタル場合ハ其ノ事由ヲ申出テ所長ノ承認ヲ受クヘシ

第二十九條 借受人ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

第十二章 關係諸規程

- 一 使用ノ許可ヲ得サル室ニ立入ラサルコト
- 二 泥靴又ハ下駄履ノ儘各室ニ出入セサルコト
- 三 唾壺以外ニ痰唾ヲ吐キ又ハ床上ニ煙草ノ吸殻ヲ棄テサルコト
- 四 鉢、釘、糊等ヲ用ヒ建物ニ毀損又ハ汚損ヲ生スヘキ施設ヲ爲サルコト
- 五 電燈及瓦斯以外ノ燈火ヲ用ヒサルコト但シ止ムヲ得サル事由アルトキハ所長ノ承認ヲ受クヘシ
- 六 使用後ノ各室ハ借受人ニ於テ之ヲ清掃スルコト
- 七 貸與器具ハ使用後所長ノ指揮スル場所ニ整頓シ置クコト

- 第三十條 借受人備品又ハ特ニ貸與シタル物件ヲ汚損、毀損又ハ亡失シタルトキハ所長ノ定ムル所ニ依リ相當價額ヲ賠償スヘシ
- 第三十一條 貸與ノ室ハ貸與中ト雖所長ニ於テ必要ト認メ又ハ公安若ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムル場合ハ其ノ承認ヲ取消シ又ハ使用ヲ中止シ若ハ停止セシムルコトアルヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ借受人ノ受ケタル損害ハ其ノ責ニ任セス

附 則

本則ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

栃木縣工業試驗場規程

(大正一三、四、二五
縣令第五一號)

- 第一條 工業試驗場ハ工業ノ改良發達ヲ圖ル爲メ左ノ業務ヲ行フ
 - 一 染織ニ關スル試驗及研究
 - 二 圖案ノ調製及配付
 - 三 見本品ノ配布
 - 四 講話、傳習及指導
 - 五 染織ニ關スル原料及製品等ノ分析、試驗鑑定加工
 - 六 染織ニ關スル機械器具ノ検定
 - 七 意匠、圖案並染織ニ關スル製作技術ノ質疑應答
 - 八 其ノ他必要ナル調査研究
- 第二條 工業試驗場ニ左ノ職員ヲ置ク
- 場
技
師
長

第十二章 關係諸規程

主事補

前項ノ外必要ニ應シ助手ヲ置ク

第三條 場長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

場長ハ知事ノ命ヲ承ケ場務ヲ掌理シ部下職員ヲ指揮監督ス

第四條 技師ハ場長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第五條 技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第六條 主事補ハ場長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第七條 場長事故アルトキハ上席ノ職員其ノ職務ヲ代理ス

第八條 場長ハ部下職員ノ進退ヲ知事ニ具申スルコトヲ得

栃木縣織物検査所規程

(昭和五年四月二十四日
栃木縣令第二十號)

第一條 織物検査所ハ左ノ事務ヲ行フ

一 移出織物及輸出人造絹絲織物ノ検査

二 移出織物検査及輸出人造絹絲織物検査ニ關スル調査

第二條 織物検査所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

技師
技手
主事補

前項ノ外必要ニ應シ助手ヲ置クコトヲ得

第三條 所長ハ技師又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ知事ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下職員ヲ指揮監督ス

第四條 技師技手ハ所長ノ命ヲ承ケ検査事務ニ從事ス

第五條 主事補ハ所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第六條 所長事故アルトキハ上席職員其ノ職務ヲ代理ス

第七條 所長ハ部下職員ノ進退賞罰ヲ知事ニ具申スルコトヲ得

附則

本令ハ昭和五年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

栃木縣織物検査規則

(昭和五年四月二十八日
栃木縣令第十九號)

第一章 總則

第一條 本縣ニ於テ生産シ又ハ本縣ニ移入シタル移出織物及輸出人造絹絲織物ハ本令ニ依リ栃木縣織物検査所

第十二章 關係諸規程

ノ検査ヲ受クヘシ但シ群馬縣織物検査所ノ検査ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 本令ニ於テ移出織物ト稱スルハ朝鮮向織物ニシテ絹絲ヲ以テ製織セルモノ並人造絹絲ヲ以テ製織セルモノ及其ノ交織物ヲ謂ヒ輸出人造絹絲織物ト稱スルハ輸出向織物ニシテ人造絹絲ヲ以テ製織セルモノ及其ノ交織物ヲ謂フ

第三條 左ノ各號ノ一二該當スル織物ハ本令ヲ適用セス

一 栃木縣織物検査所ニ於テ内地需要品ナリト認メタルモノ

二 輸出絹織物検査所ノ検査ヲ受クルモノ

三 長九メートル(約十碼)未満ノモノ

四 幅四十三センチメートル(約十七吋)未満ノモノ

第四條 別表ニ依リ製織標準ヲ定メタル品種別及其ノ類似品ト認ムルモノハ各其ノ標準ニ準據シテ製織スヘシ但シ正當ノ事由ニ依リ製織標準ニ據り難キ場合ニ於テ製織着手前豫メ栃木縣織物検査所長ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ノ申請書ヲ其ノ都度栃木縣織物検査所長ニ提出スヘシ

第五條 移出織物及輸出人造絹絲織物ハ検査ヲ受ケスシテ之ヲ縣外ニ搬出シ又ハ整理前検査未了ノ儘之ヲ取引スルコトヲ得ス但シ本令ト同一程度ノ検査ヲ施行スル道府縣ニ搬出スルモノ又ハ栃木縣織物検査所長ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條 整理後検査終了後精練、染色又ハ整理ヲ爲シタルトキハ検査ハ其ノ效力ヲ失フ

整理後検査終了後精練、染色又ハ整理ヲ爲サムトスル者ハ第二號様式ノ申請書ニ現品ヲ添ヘ栃木縣織物検査所長ニ提出シ豫メ其ノ承認ヲ受クヘシ

第一項ニ依リ検査ノ效力ヲ失セタルモノニ付再検査ヲ受ケムトスル者ハ現品ニ前項ノ承認書ヲ添ヘ他ノ受検品ト區別シテ提出スヘシ

第七條 整理前検査未了ノ移出織物及輸出人造絹絲織物ハ之ヲ精練、染色、整理シ又ハ精練、染色、整理セシムルコトヲ得ス但シ本令ト同一程度ノ検査ヲ施行スル道府縣ニ於テ整理前検査ヲ了ヘタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條 整理シタル移出織物及輸出人造絹絲織物ハ検査ヲ完了シタル後ニ非サレハ其ノ委託者ニ還付スルコトヲ得ス

第九條 検査ヲ受ケムトスル者ハ現品ニ自己ノ氏名、名稱又ハ之ニ代ルヘキ記號ヲ織物ノ兩端隅ニ押捺シ第三號様式ノ申請書ヲ添ヘ栃木縣織物検査所長ニ提出スヘシ

第十條 移出織物ニ在リテハ前項ノ外現品ニ第四號様式ノ附札ヲ附スヘシ

第十一條 栃木縣織物検査所ハ検査ノ爲受入レタル織物ニ付検査上生シタル損害及天災其ノ他避クハカラサルノ行フ検査ヲ拒ムコトヲ得ス

事由ニ因リ生シタル損害ニ對シ賠償ノ責ニ任セス

第二章 檢査ノ方法

第十二條 檢査ハ左ノ各號ニ付一點毎全部ニ亘リ之ヲ行フ

一 品位

イ 原絲及原絲ノ加工

ロ 製 織

ハ 組 織

ニ 精練、染色及整理

二 長及幅

三 量目

四 瑕疵、汚染、染斑

五 其ノ他本令ニ依リ合格、不合格ヲ定ムルニ必要ナル事項
前項第三號ノ検査ハ綿織物ノミニ就キ之ヲ行フ

第十三條 檢査ハ整理ノ前後二回之ヲ行ヒ合格又ハ不合格ヲ決定ス但シ整理後検査ノ必要ナシト認ムルモノハ整理前検査ニ於テ合格又ハ不合格ヲ決定ス

第十四條 整理前検査済品ニハ其ノ種別ニ從ヒ各記號ヲ押捺シ且缺點アルモノニ付テハ其ノ種別ニ依リ之ヲ表

示シ仍移出人造綿絲織物ニ在リテハ其ノ規格ヲ署示ス

第十五條 檢査ノ決定ハ當該吏員二人以上ノ合議ニ依リ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ當該吏員ノ意見一致セサルトキハ更ニ他ノ當該吏員ヲ參加セシメ多數ノ意見ニ依リ之ヲ決定ス

第十六條 檢査上必要アルトキハ適宜ノ箇所ヲ切斷シ試験ヲ行フコトアルヘシ

第十七條 檢査ヲ分ナテ全部検査、品位検査及計量検査トス

第十八條 綿緯絲ノ密度ノ査定ハ方十五ミリメートル(五分)眼ノ織物用擴大鏡ヲ以テ平均ト認ムル部分二箇所又ハ三箇所ニ就キ絲數ヲ検定シ規定數ニ満タサル部分ノ多少ニ依リ之ヲ定ム

第十九條 計量検査ハ長幅及量目ニ就キ之ヲ行フ

一 長ハ織物ノ兩端末間ヲ測定スルモノニシテ織附アルトキ又ハ織端ニ不完全ナル部分アルトキハ其ノ部分ヲ除キ織物ノ伸張ヲ避ケテ五十センチメートル(約二分ノ一碼)ニ満タサル端數ヲ切捨テ之ヲ測定ス

二 幅ハ適當ト認ムル部分ニ於テ片耳ヲ除キ置尺ニ依リ十三ミリメートル(約二分ノ一時)ニ満タサル端數ヲ切捨テ之ヲ測定ス

三 量目ハ乾燥充分ナルモノニシテ規定以上ノ増量ナシト認ムルモノニ付秤量シテ之ヲ定ム

第三章 合格ノ程度

第二十條 左ノ各號ノ一二該當スルモノハ之ヲ合格トナスコトヲ得ス

第十二章 關係諸規程

- 一 原絲又ハ原絲ノ加工著シク不良ナルモノ
 二 經絲又ハ緯絲ノ密度小ナルモノ
 三 製織劣等ナルモノ
 四 原絲又ハ織物ニ增量ヲ施シタルモノ但シ製織上必要ナル限度ヲ超過セサル糊料ヲ施シタルモノヲ除ク
 五 厚サ均等ナラサルモノ
 六 精練、染色又ハ整理著シク不良ナルモノ
 七 瑕疵、汚染、染斑其ノ他缺點著シキモノ
 八 前各號ノ一二該當スルニ至ラサルモノ前各號ヲ參酌シテ不良ト認ムルモノ
 九 製織標準ヲ定メタル品種ニシテ之ニ據ラサルモノ
 十 製織標準中ニ定メタル人造絹絲ノ織度ト當該織物ニ使用シタル人造絹絲トノ織度ノ差百分ノ五以上ニ及フモノ
 前項第一號、第四號及第六號乃至第八號ニ該當スル場合ニ於テ其ノ缺點ヲ除却シ得ヘキモノト認メタルトキハ其ノ缺點ヲ表示スル印章ヲ其ノ織端ニ押捺シ其ノ旨ヲ示シテ之ヲ修整セシムルコトアルヘシ
 第二十一條 前條ニ規定セル著シキ瑕疵トハ左ノ各號ノ一二該當スルモノヲ謂フ但シ耳中ニ存スルモノ並一定ノ長ニ切斷シテ需要セラルヘキモノニ在リテハ切斷セラルヘキ部分ニ存スルモノヲ除ク
 一 掴ヒ其ノ他ノ組織崩レ、紋崩レ、其ノ他ノ織疵ニシテ五十五平方ミリメートル(約六平方分)ノモノ四箇
 所又ハ百八十四平方ミリメートル(約二十平方分)ノモノ二箇所以上ノ疵
 二 三ミリメートル(約一分)以上ノ杼間幅ノ半ニ亘ルモノ
 三 經絲拔ケニシテ甚シク目立ツモノ
 四 引込違ヒノ長一メートル五(約五尺)以上ニ及フモノニシテ甚シク目立ツモノ
 五 十五ミリメートル(約五分)以上ノ裂疵又ハ穴
 六 甚シク目立ツ經緊レ又ハ緯引ケ五箇所以上ニ亘ルモノ
 七 甚シク目立ツ練寄ロール寄ニシテ九十二平方センチメートル(約十平方寸)以上ニ及フモノ
 八 幅十二センチメートル(約四寸)以上長十五センチメートル(約五寸)以上ノ間ニ於テ經絲ノ半數以上繫キタル結節ヲ存スルモノ
 九 染着度ヲ甚シク異ニスル原絲ヲ混用シタルモノ
 十 前各號ノ一二該當スルニ至ラサルモノ前各號ヲ參酌シテ缺點ノ程度同等以上ト認ムルモノ
 第二十二條 第二十條ニ規定セル著シキ汚染トハ左ノ各號ノ一二該當スルモノヲ謂フ
 一 錆絲及油汚ミニ依ル甚シク目立チタル缺點
 二 甚シク目立チタル雲斑
 三 其ノ他甚シク目立チタル汚染
 第二十三條 第二十條ニ規定セル著シキ染斑トハ甚シク目立チタル染色斑ヲ謂フ

第四章 缺點ノ表示及其ノ程度

第二十四條 瑕疵、汚染及染斑アルモノニシテ第二十條乃至第二十三條ニ規定セル程度ニ達セサルモノハ各之ヲ表示シテ合格トス

前項ノ瑕疵、汚染及染斑ハ織端ヨリ三十センチメートル(約一尺)以内ニ存スルモノヲ除キ之ヲ査定ス
スルモノノ表示シテ合格トス

第五章 印章ノ押捺

第二十五條 檢査合格品ニハ其ノ種別ニ依リ各當該合格印章ヲ其ノ織端ノ中央部ニ押捺ス

第二十六條 第四條第一項但書ノ規定ニ依リ製織標準適用除外ノ認可ヲ受ケタル織物ニシテ合格セルモノニハ各其ノ格外合格印章ヲ其ノ織端ノ中央部ニ押捺ス

第二十七條 不合格品ニハ其ノ種別ニ依リ各當該不合格印章ヲ兩織端ノ中央部ニ押捺ス

第二十八條 移出練綿織物ニシテ製織標準ニ據ラサル爲不合格トナルヘキモノニシテ量目又ハ緯絲數ニ關スルモノニ限リ兩毛織物同業組合聯合會ニ於テ適當ノ制裁ヲ附シタルトキハ格外合格印章ヲ以テ不合格印章ニ代フルコトヲ得ス

第二十九條 記號印章ハ合格印章ノ右側ニ接シテ之ヲ押捺ス

第三十條 本綿絲、人造綿絲交織物ノ合格品ニハ交織表示印章ヲ合格印章ノ左側ニ接シテ之ヲ押捺ス

第三十一條 瑕疵、汚染又ハ染斑ノ印章ハ合格印章ニ跨り瑕疵ハ右方、汚染ハ上方、染斑ハ左方ニ之ヲ押捺ス

第三十二條 合格品ニシテ別表製織標準ノ長ニ満タサルモノニ在リテハ長ノ印章ヲ合格印章ノ右側ニ接シテ之

チ押捺ス

第三十三條 檢査ノ表示ニ付異議アルモノハ現品ニ第五號様式ノ請求書ヲ添へ再検査ヲ請求スルコトヲ得

第三十四條 檢査ノ表示ヲ更正スル場合ニ於テハ取消印章ヲ取消スヘキ印章ノ中央ニ之ヲ押捺ス

第三十五條 取消ヲ爲シタル場合ニ於ケル訂正ノ印章ハ取消シタル印章ニ接シテ之ヲ押捺ス

第三十六條 檢査ノ表示ニ用フル記號及印章ハ別記様式ニ依ル

第三十七條 印章證票ハ法令ノ規定ニ依ルモノ又ハ朽木縣織物検査所ノ承認ヲ受ケタルモノノ外検査前之ヲ附スルコトヲ得ス

第六章 罰則

第三十八條 第一條、第五條、第六條第二項、第三項、第七條及第八條ニ違反シ又ハ第十條ノ職務ノ執行ヲ拒ミタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス故意ニ検査品中ニ他ノ物品ヲ疊込ミ又ハ挿入シタル者亦同シ

第三十九條 檢査ノ爲附シタル表示ヲ抹消切斷又ハ除去シ若ハ虛偽ノ申立ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

検査ヲ誤ラシムル目的ヲ以テ不正ノ手段ヲ施シタル者亦同シ

第四十條 營業主代理人、家族、使用人其ノ他ノ從業員ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本令ノ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第四十一條 營業主法人、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本令ノ規定ニ依リ營業主ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法人ノ代表者又ハ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ

第十二章 關係諸規程

在ラス

第四十二條 輸出人造絹絲織物ニ在リテハ當分ノ間當該吏員其ノ整理前ニ於テ工場、店舗等ニ就キ拔検査ヲ行ヒ検査ニ關スル本令ノ規定ニ據ラサルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ不合格トナルヘキモノヲ發見シタルトキハ當該工場主、店舗主其ノ他之ニ代ルヘキ者ハ遲滞ナク其ノ検査員ニ對シ別記様式第六號ニ依ル認定書ヲ提出スヘシ

附 則

本令ハ昭和五年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年十一月栃木縣令第七十五號栃木縣移出織物検査親則ハ之ヲ廢止ス

(別表及様式省略)

機業取締規則(大正一四、一二、二五)
(縣令第六六號)

第一條 染織業者ハ所屬同業組合定款ノ規定ニ基キ其ノ製品ノ検査ヲ受クヘシ
但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條 染織業者ハ前條ノ検査ヲ受ケヌシテ其ノ製品ノ賣買又ハ譲渡シ若ハ之レヲ所屬同業組合地區外ニ搬出スルコトヲ得ス

第三條 染織業者ハ原絲及織物ニ對シ所屬同業組合定款ノ規定以上ノ増量ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 織物業者又ハ原絲販賣業者、製織、絲織、撚絲、整經ノ販業者ニ其ノ作業ヲ委託シ又ハ其ノ製品ヲ受入タル場合ハ別記様式ノ區分ニ從ヒ當該帳簿二部ヲ作製シ所定ノ事項ヲ記入ノ上授受ヲ明ニシ一部ハ委託者ニ於テ所持シ一部ハ受託者ニ交付スヘシ

第五條 前條ニ規定スル帳簿ハ毎年之レヲ作製シ其ノ使用終リタル日ヨリ一年間之レヲ保存スヘシ若シ之レヲ紛失毀損シタルトキハ七日以内ニ其ノ旨所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第六條 織物業者貨織業者ニ其ノ作業ヲ委託スル場合ハ所屬同業組合ノ定款ニ規定スル丈尺及幅員ノ織物ヲ製スルニ足ルヘキ數量ヲ超エ原絲ヲ引渡スコトヲ得ス

前項ノ貨織業者ハ其ノ原絲ニ殘餘ヲ生シタル場合ハ製品ノ引渡ト同時ニ之レヲ委託者ニ還付スヘシ

第七條 貨織業者ハ委託者ヨリ指定セラレタル織物ノ組織若ハ密度ヲ變更シ又ハ丈尺若ハ幅員ヲ減シテ製織スルコトヲ得ス

第八條 貨撚業者ハ委託者ヨリ指定セラレタル絲ノ撚度又ハ回數ヲ變更シテ撚絲ヲ爲スコトヲ得ス
前項ノ撚絲ニシテ強撚ノモノニ在リテハ委託者ノ氏名ヲ記載シタル用紙ヲ其ノ糸ニ挿入スヘシ

第九條 貨織業者、貨撚業者及貨經業者ハ委託者ヨリ引受ケタル總絲ニ相當スル量目ノ織糸、撚糸又ハ整經絲ヲ引渡スヘシ

第十條 貨織業者、貨織業者、貨撚業者及貨經業者ハ委託者ヨリ引受ケタル原絲ヲ他ノ原絲ト變換スルコトヲ得ス

第十一條 織物業者又ハ原絲販賣業者ハ貨織業者、貨織業者、貨撫業者又ハ貨經業者ニ對シ委託ノ順序ノ變更ヲ求ムルコトヲ得ス但シ他ノ委託者ノ利益ヲ害セサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ貨業者ハ正當ノ事由ナクシテ委託セラレタル作業ノ順序ヲ變更シ又ハ作業ヲ遲延スルコトヲ得ス

第十二條 織物業者又ハ整理業者ハ所屬同業組合定款ノ規定ニ基キ自己ノ織物又ハ整理品タルコトヲ證スヘキ印章若ヘ證票ヲ織物ノ織端ニ表示スヘシ

第十三條 織物業者ハ所屬同業組合ノ検査ニ依リ不合格ト爲リタル織物ニ對シテハ其ノ織耳ニ見易キ顏料ヲ塗抹シ不合格品タルコトヲ表示スヘシ

但シ日本輸出綿織物同業組合聯合會ニ於テ検査ヲ行フ織物ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 織物業者、買織業者、仲立業者ハ同業組合ノ検査ニ依リ不合格ト爲リタル織物ヲ合格ト爲リタル織物ニ混入シテ販賣スルコトヲ得ス

第十五條 織物業者、買織業者、仲立業者及整理業者ハ同業組合ノ検査ヲ經タル織物ヲ切斷シテ取引ノ用ニ供スルコトヲ得ス

但シ疋チ反仕上ケトシ又ハ同業組合ノ定款ニ規定スル丈尺ヲ減縮セサル限度ニ於テ織切レテ存シ二〇粨（五寸三分）以内ノ見本ヲ切斷スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ見本ヲ切斷シタル場合ハ自己ノ切斷シタルコトヲ證明スヘキ印章ヲ切斷ノ箇所ニ押捺スヘシ

第十六條 紬絲貨撫業者ノ使用スヘキ棒ハ其ノ周圍一、一〇六米（曲尺三尺六寸五分）ノモノヲ用フヘシ
但シ強撫及特種ノ撫絲ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 本則ニ規定スル業者ハ其ノ營業ニ係ル物品及帳簿其ノ他ノ書類ニ付當該官吏吏員又ハ警察官吏ノ行フ検査ヲ拒ムコトヲ得ス

第十八條 第二條、第三條、第七條乃至第十條、第十三條乃至第十五條ノ規定ニ違反シ又ハ第十七條ニ規定スル検査ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十九條 第四條乃至第六條、第十一條、第十二條、第十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十條 本則ニ規定スル業者ハ其ノ代理人、家族、使用人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ本則ノ處罰ヲ免ムルコトヲ得ス

第二十一條 本則ニ規定スル業者カ法人、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本則ノ規定ニ依リ業者ニ適用スヘキ罰則ハ之レナ法人ノ代表者又ハ法定代理人ニ適用スヘ

但シ營業ニ關シ成年人ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本則ハ大正十五年三月一日ヨリ之レヲ施行ス

明治三十六年十二月栃木縣令第七十一號ハ之レヲ廢止ス
(様式省略)

動力織機獎勵規程 (大正一五、四、二三縣令第五三號改正)

- 第一條 動力織機ノ設置ヲ獎勵スル爲本規定ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ廣幅動力織機ヲ新調シ機織ヲ爲ス者ニ對シ購入價格ノ三分一以内ヲ交付ス但シ特ニ補助ノ必要アル場合ハ小幅動力織機ニ對シテモ交付スルコトアルヘシ
- 第三條 補助金ノ交付ヲ受ケ動力織機ヲ購入シ之レヲ設置セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ毎年六月末日迄ニ提出シ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 一 織機ノ種類、名稱、價格及臺數
 - 二 織機製造者及販賣者ノ住所氏名
 - 三 織機ノ生産能率
 - 四 織機ノ購入、据付及作業開始ノ豫定年月日
 - 五 織機据付場所ノ位置、構造及坪數
 - 六 原動機及其ノ馬力數
 - 七 製造スヘキ織物ノ種類
 - 八 織機置ニ要スヘキ概算

第四條 前條ノ認可ヲ受ケ織機ヲ購入シタルトキハ其ノ價額並購入ニ要シタル費用ヲ明細ニ記載シ之レヲ證明スヘキ書類ヲ添付シ補助金下附ノ申請書ヲ知事ニ提出スヘシ

第五條 補助金ハ織機及設備ヲ考查シ其ノ額ヲ決定シテ之レヲ交付ス

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ五年以内ニ其ノ織機ヲ譲渡セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 譲渡織機名、臺數及價額
 - 二 譲受人ノ住所氏名及營業
 - 三 譲渡ヲ必要トル事由
 - 四 補助金ノ交付ヲ受ケタル年月日及補助金額
 - 五 譲受人ノ義務承繼承諾書
- 第七條 補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ五年以内ニ左ノ各號ノ一二該當スル事實ヲ生シタルトキハ補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ事由ヲ具シ直ニ知事ニ届出ツヘシ
- 一 氏名、名稱又ハ住所ヲ變更シタルトキ
 - 二 織機ノ据付場所ヲ變更シタルトキ
 - 三 織機ヲ貸與シタルトキ
 - 四 織機ノ運轉ヲ休止スルコト一月以上ニ及ヒタルトキ

五 織機滅失シ又ハ修理不能ニ至リタルトキ

第八條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ補助金ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ五年間毎年一月及七月中ニ其ノ前期間ニ於ケル左ノ事項ヲ知事ニ報告スヘシ

- 一 作業日數及平均作業時間數
- 二 製品ノ種類別數量
- 三 織機使用成績
- 四 製品ノ商況
- 五 其ノ他参考トナルヘキ事項

前項第一號乃至第三號ノ事項ハ織機名稱別ニ掲記スヘシ

第九條 補助金ノ交付ヲ受ケタル者本規程ニ違反シ又ハ織機利用ノ成績適當ナラスト認メタルトキハ既ニ交付シタル補助金ノ全部又ハ一部ノ還附ヲ命スルコトアルヘシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

機業監督員規程

(大正一五二、六
縣訓令甲第三號)

- 第一條 機業ノ改良發達ヲ圖ル爲機業監督員ヲ置ク
機業監督員ハ地方商工技師、屬、商工技手ヲ以テ之レニ充ツ
- 第二條 機業監督員ハ左ノ事務ニ從事スヘシ
 - 一 機業ノ實地指導
 - 二 機業ニ關スル命令ノ普及
 - 三 同業組合ニ於テ行フ製品検査ノ監督
 - 四 前各號ノ外機業ノ改良ニ關シ必要ト認ムル事項
- 第三條 機業監督員命令ニ違反セル者ヲ發見シタルトキハ證憑及事實參考トナルヘキ事物ヲ添へ告發ヲ爲シ其ノ旨知事ニ報告スヘシ
- 第四條 機業監督員同業組合ノ定款ニ違反セル者ヲ發見シタルトキハ之レヲ同業組合ニ通知スヘシ
- 第五條 機業監督員同業組合ノ製品検査ニ關シ定款ニ違反シ又ハ不適當ノ措置アリト認メタルトキハ組長ニ注意ヲ爲スヘシ
- 第六條 機業監督員ハ毎月日誌ヲ調製シ勤務ニ從事シタル年月日、箇所、經過其ノ他執務上ノ要項ヲ詳記シ翌月五日迄ニ之レヲ知事ニ報告スヘシ
- 第七條 機業監督員ノ旅費ハ其ノ官職ニ相當スル額ニ依リ縣費ヨリ之レヲ支給ス

同業組合準則取扱手續 (昭和三年二月十日
栃木縣告示第九十二號)

第一條 明治十七年農商務省達第三十七號同業組合準則ニ依リ組合ヲ設立セムトスルトキハ準則ニ定ムモノノ外本手續ニ依ルヘシ

第二條 組合ノ地區ハ一町村以上一郡市以下ノ地域ニ依リ之ヲ定ムヘシ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 組合ノ設立認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 規 約

二 役員ノ住所、氏名、職業

三 最初ノ事業年度ノ經費豫算並賦課徵收法

四 組合ノ負擔ニ歸スヘキ創立費及其ノ償却方法

五 規定ノ同意者アリタルコトヲ證スルニ足ルヘキ書類

第四條 組合ニ於テ役員ヲ選任シタルトキハ其ノ住所、氏名、職業及選任年月日ヲ知事ニ報告スヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

第五條 組合ハ毎年事業年度開始二箇月前ニ經費賦課徵收法及第一號様式ニ依リ經費豫算ヲ議定シ知事ノ認可

ヲ受クヘシ

第六條 組合ハ毎年事業年度經過後二箇月以内ニ第一號様式ノ經費決算書及第二號様式ノ事業成績書ヲ知事ニ報告スヘシ

第七條 組合ニ於テ規約ニ基キ會議ヲ開カムトスルトキハ會期一週間前ニ會議ノ場所、日時及協議事項ヲ知事ニ報告スヘシ

第八條 組合ヨリ知事ニ差出スヘキ書類ハ總テ主タル事務所々在地市町村ヲ經由スヘシ
(様式省略)

附 錄

一 名 勝 舊 蹟

上都賀			河内	宇都宮		郡市	名稱	所在地	摘要	要
大猷院	輪王寺	東照宮	大谷觀音	鐵塔婆	宇都宮舊城趾	二荒山神社	馬場町	市ノ中央ナレ曰ヶ峯ニ鎮座シ豊城入彦命ヲ祀ル國幣中社ナリ(宇都宮驛ヨリ十一町)	市ノ南方ニ在リ舊宇都宮氏ノ築ク所維新前ニハ戸田家ノ居城ナリシモ今ハ僅ニ本丸ノ趾ヲ残スノミ(宇都宮驛ヨリ十九町)	
二荒山神社	日光町	日光町	城山村	清水	旭町	馬場町	市ノ中央ナレ曰ヶ峯ニ鎮座シ豊城入彦命ヲ祀ル國幣中社ナリ(宇都宮驛ヨリ十一町)	市ノ南方ニ在リ舊宇都宮氏ノ築ク所維新前ニハ戸田家ノ居城ナリシモ今ハ僅ニ本丸ノ趾ヲ残スノミ(宇都宮驛ヨリ十九町)		
日光町	日光町	日光町	荒針	町	町	市ノ中央ナレ曰ヶ峯ニ鎮座シ豊城入彦命ヲ祀ル國幣中社ナリ(宇都宮驛ヨリ十一町)	市ノ南方ニ在リ舊宇都宮氏ノ築ク所維新前ニハ戸田家ノ居城ナリシモ今ハ僅ニ本丸ノ趾ヲ残スノミ(宇都宮驛ヨリ十九町)			
日光	日光	日光	本尊ハ弘法大師ノ作ナリト云フ其他奇景ニ富ミ小耶馬溪ノ稱アリ字都宮ヨリ二里十二町自動機車、自動車ノ便アリ	本尊ハ弘法大師ノ作ナリト云フ其他奇景ニ富ミ小耶馬溪ノ稱アリ字都宮ヨリ二里十二町自動機車、自動車ノ便アリ	本尊ハ弘法大師ノ作ナリト云フ其他奇景ニ富ミ小耶馬溪ノ稱アリ字都宮ヨリ二里十二町自動機車、自動車ノ便アリ	本尊ハ弘法大師ノ作ナリト云フ其他奇景ニ富ミ小耶馬溪ノ稱アリ字都宮ヨリ二里十二町自動機車、自動車ノ便アリ	本尊ハ弘法大師ノ作ナリト云フ其他奇景ニ富ミ小耶馬溪ノ稱アリ字都宮ヨリ二里十二町自動機車、自動車ノ便アリ	本尊ハ弘法大師ノ作ナリト云フ其他奇景ニ富ミ小耶馬溪ノ稱アリ字都宮ヨリ二里十二町自動機車、自動車ノ便アリ	本尊ハ弘法大師ノ作ナリト云フ其他奇景ニ富ミ小耶馬溪ノ稱アリ字都宮ヨリ二里十二町自動機車、自動車ノ便アリ	
十六町	三代廟トモ自動車	二荒神社ヨリ國幣中社トス(日光驛ヨリ二十五町電車)	下野第一ノ大寺トセラレシモ維新後火災ニ罹リテ舊態	下野第一ノ大寺トセラレシモ維新後火災ニ罹リテ舊態	下野第一ノ大寺トセラレシモ維新後火災ニ罹リテ舊態	下野第一ノ大寺トセラレシモ維新後火災ニ罹リテ舊態	下野第一ノ大寺トセラレシモ維新後火災ニ罹リテ舊態	下野第一ノ大寺トセラレシモ維新後火災ニ罹リテ舊態	下野第一ノ大寺トセラレシモ維新後火災ニ罹リテ舊態	下野第一ノ大寺トセラレシモ維新後火災ニ罹リテ舊態

下都賀		芳賀		中宮祠湖	
噴泉	壠谷	下都賀	芳賀	中宮祠湖	日光町日光
國分寺跡	國分寺跡	太平山神社	古峰原神社	華嚴瀧	日光町日光
岩舟山	岩船村	物部村高田	西大芦村草久	日光町日光	直下三百二十三尺壯觀諸瀑中ニ冠タリ
出流山觀音	寺尾村出流	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	佳ナリ華嚴ノ瀧ハ源ヲ此ニ發ス（日光驛ヨリ四里五町馬返迄電車、自動車ハ湖畔マテ通ズ）
雲巖寺	須賀川村雲巖寺	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	男体山ノ南麓ニアリ曾テ中禪寺湖ト稱ス周圍六里風景絕佳ナリ華嚴ノ瀧ハ源ヲ此ニ發ス（日光驛ヨリ四里五町馬返迄電車、自動車ハ湖畔マテ通ズ）
那須國造碑	湯津上村湯津上	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	日光ノ東南ニ位シ崇敬者多キ神社ナリ（鹿沼驛ヨリ七里十四町馬車、自動車ノ便アリ）
那須溫泉	那須村湯本	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	十四町馬車、自動車ノ便アリ
唐澤山	田沼町柄本	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	真宗高田派ノ舊本山ニシテ親鸞上人ノ遺跡タリ（寺内驛ヨリ一里十五町）
足利學校	赤見村出流原	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	ヨリ一里十五町）
足利市	須賀川村雲巖寺	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	上眺望ニ富ム（太平下驛ヨリ廿町、柄木驛ヨリ一里自動車アリ）
鑲阿寺	藤原秀郷ヲ祀リ別格官幣社トス此地ハ舊秀郷ノ居城ニシテ眺望亦佳ナリ（東武鐵道線田沼驛ヨリ二十八町）	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	山中ニ堂宇アリ附近洞窟ノ奇ナルモノ多シ（柄木驛ヨリ五里人車鐵道及馬車、自動車ノ便アリ）
足利市	小野篁ノ創設シタルモノナリト云ヒ又國學ノ遺蹟トモ稱斯孔子像及和漢ノ珍書ナ藏ス（足利驛ヨリ四町）	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	山容奇趣アリ頂上ニ地藏尊ヲ安置ス信仰者多シ（岩舟驛ヨリ八町）
足利市	ノ古文書及什器ヲ藏ス其ノ本堂鐘樓ハ特別保護建造物タリ（足利驛ヨリ五町）	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	温泉ト紅葉トヲ以テ著ハシ又平重盛ノ姨妙雲禪尼ノ開基ニ係ル妙雲寺アリ（西那須野驛ヨリ五里十三町自動車、馬車ノ便アリ又途中新壠原マダ電氣鐵道ノ便アリ）
足利市	臨濟宗ノ大寺ニシテ境内ニ後嵯峨天皇ノ皇子佛國師ノ御陵墓アリ（東野鐵道黑羽驛ヨリ約三里馬車、自動車ノ便アリ）	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	日本第一ノ古碑ト稱シ明治四十四年國寶トナル現今其ノ形狀ニ因ミテ俗ニ笠石ト云フ（東野鐵道湯津上驛ヨリ約十町）
足利市	古ク磯山ト稱シ山頂ニ辨天堂アリ山麓ノ磯地ヲ中心トシテ附近奇觀ニ富ミ納涼ノ好適地ナリ（富田ヨリ自動車ノ便アリ）	柄木町平井	西大芦村草久	日光町日光	日本第一ノ古碑ト稱シ明治四十四年國寶トナル現今其ノ形狀ニ因ミテ俗ニ笠石ト云フ（東野鐵道湯津上驛ヨリ約十町）

足利市	安蘇	那須	觀音堂	木造千手觀音及兩脇侍像三幅アリ鎌倉時代ノ作大正十一年四月國寶ニ指定サル（矢板驛ヨリ一里半）
藥師寺跡	唐澤山	雲巖寺	泉村長井	木造千手觀音及兩脇侍像三幅アリ鎌倉時代ノ作大正十一年四月國寶ニ指定サル（矢板驛ヨリ一里半）
河内郡藥師寺村	足利學校	那須國造碑	那須溫泉	木造千手觀音及兩脇侍像三幅アリ鎌倉時代ノ作大正十一年四月國寶ニ指定サル（矢板驛ヨリ一里半）
大正十年三月三日内務大臣指定	足利市	足利學校	唐澤山	木造千手觀音及兩脇侍像三幅アリ鎌倉時代ノ作大正十一年四月國寶ニ指定サル（矢板驛ヨリ一里半）
史蹟考	足利市	鑲阿寺	足利學校	木造千手觀音及兩脇侍像三幅アリ鎌倉時代ノ作大正十一年四月國寶ニ指定サル（矢板驛ヨリ一里半）

二 史蹟名勝天然紀念物

足利市	下都賀郡國分寺村	大正十年三月三日内務大臣指定
上都賀郡、河内郡	下都賀郡國分寺村	同
下都賀郡小侯町	足利郡栗山村	同
下都賀郡桑村	下都賀郡壬生町	同
下都賀郡吉田村	下都賀郡壬生町	同
芳賀郡舟生村	河内郡城山村	同
下都賀郡藤岡町	下都賀郡壬生町	同
河内郡吉田村	下都賀郡壬生町	同
下都賀郡壬生町	河内郡城山村	同
上都賀郡南押原村	下都賀郡壬生町	同
昭和三年一月十八日内務大臣指定	大正十三年二月四日栃木縣知事假指定	大正十一年三月八日内務大臣指定
同	大正十五年二月二十四日内務大臣指定	大正十一年三月八日内務大臣指定
同	大正十四年五月十八日栃木縣知事假指定	大正十一年三月八日内務大臣指定
同	大正十三年二月四日栃木縣知事假指定	大正十一年三月八日内務大臣指定
同	大正十五年二月二十四日内務大臣指定	大正十一年三月八日内務大臣指定
同	大正十四年五月十八日栃木縣知事假指定	大正十一年三月八日内務大臣指定
珍奇木	天然紀念物蹟	史蹟

三老樹名木

樹種名	所在地	地周五圍尺	樹高	樹齡	傳說
杉	ノ地空海 杉藏海上人 影刻	三丈五尺	十丈五尺	千二百年	ト雄天武天皇 シテ植栽シタルモ本良年 ナリト傳フ神職山 木經
杉	仙波來迎寺境内 上蘇郡當盤村大字	甲 三丈五尺 乙 二丈七尺	十丈五尺	千二百年	事成天皇元慶二年九月 ニ記載シアリ
杉	上都久我加蘇村大字 山都谷郡等根村大字 神社境内	十三丈五尺 十丈五尺 千二百年	三丈五尺	同 千年餘	神木ト稱シ崇メ居レリ、 御元慶二年九月御位ヲ賜リシハ

源義家奥州征討ノ途中八幡神社ニ詣テ 杉枝ヲ挿シ戰利アラハ根付ト唱ヒ戰勝 ト傳フ	中壩原 壇谷郡壇原町大字 壇原 甲 三丈四尺
又一説ニ源義家奥州征伐ノ際八幡神社 ニ參詣シ晝食チナシ箸チ立テタルモノ 根付キタルモ箸逆ニ立テタル爲ニ枝葉 逆ニ生スルモノナリト傳フ	八幡神社境内 壇谷郡壇原町大字 壇原 乙 二丈二尺
千二百年	七丈五尺 八丈
凡千年	十二丈七尺
約千年	三丈三尺 四丈二尺
五百餘年	三丈二尺 十二丈四尺
神木ト崇メ居レリ	三丈二尺 十四丈四尺

源義家奥州征討ノ途中八幡神社ニ詣テ 杉枝ヲ挿シ戰利アラハ根付ト唱ヒ戰勝 ト傳フ	中壩原 壇谷郡壇原町大字 壇原 甲 三丈四尺
又一説ニ源義家奥州征伐ノ際八幡神社 ニ參詣シ晝食チナシ箸チ立テタルモノ 根付キタルモ箸逆ニ立テタル爲ニ枝葉 逆ニ生スルモノナリト傳フ	八幡神社境内 壇谷郡壇原町大字 壇原 乙 二丈二尺
千二百年	七丈五尺 八丈
凡千年	十二丈七尺
約千年	三丈三尺 四丈二尺
五百餘年	三丈二尺 十四丈四尺
神木ト崇メ居レリ	三丈二尺 十四丈四尺

銀杏	松親抱キノ	榧王寺ノ	楓	櫻
足利郡足利市鎌阿寺境内	仙安蘇郡赤見村大字	寺安久保醫王寺境內	那須郡黑羽町大字	河内郡平石村大字
二丈六尺	二丈八尺	三丈	二丈五尺	二丈五尺
九丈	十三丈五尺	五丈	九丈	五丈八尺
七百餘年	凡九百年	千年餘	凡七百年	八百餘年
御手植セラレタルモノナリト傳フ	心なき人に見せばや下野の瀬戸野の里の親抱の松	往古父職地ニ出テ幾歳チ經ルモ音信ナ 行キ爲追慕地ニ堪ヘズ母子共ニ父ノ所 在キノ際時恰モ嚴冬ニ當リ母病偶々其松 ノ餘モ遂ニ立ツ能ハズナリシタリシカバ 其ノ附近ニ立ツ能ハズナリシタリシカバ 其ノ状恰モ親抱ユ其松成長スルニ以テ從 呼アニ至レリト傳フ	ナシ	ナシ
建久七年開基足利義兼鎌阿寺創建ノ際				

銀 杏	西行櫻	荒檣ノ櫻
音 井 寺 境 内 大 谷 郡 泉 村 心 與 樂 山 字 觀 長	那 須 郡 湯 津 上 佐 良 土 法 輪 寺 境	小芳 井賀郡 茂木町 荒檣神社 大字
一丈六尺	一丈四尺	一丈五尺
四丈五尺	三 丈	二丈五尺
千百餘年	凡八百年	千年餘
<p>左北條氏時代或ハ其ノ以前トモ云フ ナルモノ、子女小櫻故アリテ南條</p> <p>テ房部幹ルシノ大 飲狀現中石テ際同 ムノハニ像昔記年間僧德溢觀音寺 時尖レ懷ア時念トシテ本樹ニ接植 出居キ入シノレガ樹百樹ニシテ草創御堂 ハ乳出アリト不傳年前ノシテ本樹音寺 ヅト足フ前頃成長命地藏シモノノ 云フノ樹幹迄ハスニ多クノノ從稱 婦人之クノノ從稱 煎ジ乳一ヒスニ立</p>	<p>本 西 行 寺 ハ慈 覺 大 師 ノ創 立 ト云 フ保 延 年 間 シ 法 師 ノ歌 ナリト 云フ ノ扁 額 ス</p> <p>盛 り には 心 ひ か る ゝ 糸 櫻 かな</p>	<p>木ノ字而社行稱古 ノ詞ヲシニフショリ 根ヲ書テ祈願例々延喜式内荒檣大明神 元唱キ凱旋シトセリ古ノ注連繩ヲ張ノ ニ納ム・ニ神結ハ櫻ノノ將士藏出トセリ 例木ビ報ノ葉將士藏出ク陣陣ノリ祭木ト トセリ週肩櫻ノクノ常勝トハ神ノ尊 トシニ付賽葉トセリト終擔葉ニ常勝トハ 傳フツヒニ常勝トハ神勝ノス神ヲ尊</p>

			銀杏
			那須郡川西町大字寒井三島神社境内
		桂	上都賀郡加蘇山村大字上久我加蘇山村大字
	三ツ股柵	河内郡古里村大字下ヶ橋	社境内
	二丈六尺	一丈七尺	二丈五尺
九丈	七丈二尺	七丈五尺	十一丈二尺
二丈三尺	千年餘	千年餘	凡千三百
千年餘	ナシ	ナシ	年
議シ朝人美又タ見ニリ行楓天保 ニタニ夫ナ日リ驚着根之ノ保 驚ル至ナル光トキ手據ヲ下年間 キ形リ派ヲ宮云フ 移跡見シ賞コフ 植チレ根讚ノ チ認バ元シ楓 見ム根チ之チ 合ル部堀ヲ御 セ能ハ廻園覽 タハ舊シ内ニ ト一復同移リ 傳同シ歸植其 其堀宅セノ 不リシム様 思廻翌トノ	チ享保年間五十里大洪水ノ際コノ木ニ攀 リ難チ免レタリト傳フ 奉行ニ鋸目ニ奉答シ伐採着シ伐伐町 櫟者チ遺楓ヲ見合セテ採取奉ノ	チ社ニ光テ大 至明此年間從三位中 植ノ尊体トシヨリ發光體シテ安置シ 記念トシケ翌日同關所ニリ	大同年間從三位中 地ニ來リ滯在中那珂原房磨故ア トシヨリ發光體シテ安置シ記念トシケ 翌日同關所ニリ
楓			
上都賀郡日光町大字七里			

四
山嶽、高、平原

名稱	高距	所屬郡名	備考
白根山	八、五〇六尺	都賀郡	~シ黒髮山トモ稱シ八月一日ヨリ十五日迄ヲ山開ト シ登山者頗ル多シ
体貌子	八、一九九		
大真名子	七、八三九		
太郎山	七、八一三		
小山	七、六六六		
赤薙山	六、三二六	須郡	
茶山	六、二九四		
庚申獄山	六、二七三	都賀郡	
大鷄山	五、八四四	都賀郡	
男頂山	五、一三六	都賀郡	
那須野(平原)	二子山	都賀郡	
戰場ヶ原(高原)	那須野(平原)	都賀郡	
野州原(高原)	二子山	都賀郡	

考

附錄

一七九

枝度通稱垂栗 三栗	抱稻葉ノ親
那須郡馬頭院境内大字 頭馬頭院境內大字	下都賀郡稻葉村大字上稻葉
九尺	子親松六尺
三丈六尺	二丈八尺
不詳	不詳
二フフテ内間對回現ト常巡四幹乃今中陸遊方曲至ハ興國ノ水糸至三結記多際戸臥實ニ賀馬頭門ノ及度シヨ院光如クト過リ移詣公枝度イフザ結公ソ祿ノル實自ノ五年面積モ三度植念六月約ハ傳給シ領五	云ニナ居ノ惜爲シ松ルリシ折イ者シ折イ本尋チラカナ親松ナネ明治子親松松左有年ミ残治六ノ志禊教リ其ト首相謀管長儘年子坂田ト頃暴タリノ松田鐵ナ風ト傍安リ

一
七

五 暴布及湖沼

一八〇

六溫泉

七 公園及遊憩

一八二

昭和五年五月十五日印刷
昭和五年五月二十日發行

非賣品

栃木縣商工課

宇都宮市旭町二丁目三、四三三

印刷者

秋山錦次郎

印刷所

株式會社 三共社 印刷所

電話三六五・一三三